

3. 海外におけるグリーン公共調達制度及び環境ラベル等に関する調査

3-1. 海外のグリーン公共調達制度における環境ラベルの取扱い状況等調査

国等の機関及び地方公共団体等は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)(以下「グリーン購入法」という。)の基本方針に準じて各機関の基本方針を定めて調達を推進しているが、実務的には、特定調達品目毎に定められている「判断の基準」の項目を入札仕様書等に転記して調達を行うことが一般的である。このとき、「判断の基準」の項目には具体的な基準値等を設定しているため、調達する環境物品等が各項目を満足しているかを確認する必要が生じる。

日本におけるグリーン公共調達(Green Public Procurement: GPP)をより効率的に実施するためには、既存の環境ラベルを活用していくことで調達品目の選定・確認を易化し、業務量を削減することが効果的である。このため、グリーン購入法では基本方針「3. その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項-(6)環境物品等に関する情報の活用と提供」に「～エコマークや、エコリーフなどの第三者機関による環境ラベルの情報の十分な活用を図るとともに、温室効果ガス削減のための取組であるカーボン・オフセットの認証に関するラベル、カーボンフットプリントマークを参考とするなど、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努めることとする」と規定し、「グリーン購入の調達者の手引き」等により、その活用を促進している。

今後、さらにグリーン購入実施率を高めていくためには、特に中小地方公共団体等、人員に余裕のない組織において、より簡便な方法で調達品目を選定・確認できるようになることが望まれる。その一つの方策として、日本のグリーン購入法において環境ラベル製品を参照することが考えられるが、法律等に具体的な環境ラベル等を指し示すことは非関税障壁としてWTO政府調達協定の問題とならないかという懸念があった。そこで昨年度の調査では、環境ラベルを使用したGPPを実施している15カ国を選定し、該当国の担当者(行政側制度政策担当者、環境ラベル事業担当者及び調達担当者)に対して、各国のGPPにおけるWTO政府調達協定との関係整理を重点項目としたインタビュー(オンライン会議または電子メール)を実施した。また、日本国内の有識者3名に対し、既存の環境ラベルを活用したGPPを日本国内で実施する場合のWTO政府調達協定との整合性や留意点などについて見解を伺った。そして調査の結果、インタビューを行った15カ国すべてにおいて、GPPにおいて環境ラベルを指し示すことが、WTO政府調達協定に抵触するとの見解をもつ専門家はいなかった。WTO紛争に精通した日本国内の有識者からも、WTO政府調達協定上の問題はないと考えられるとの見解が得られた。この結果も踏まえ、令和3年度のグリーン購入法の基本方針では「トナーカートリッジ」「インクカートリッジ」「プラスチック製ごみ袋」の3品目において、基準値等の要件を具体的に記述した従来の判断の基準に加え、「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」が選択肢として判断の基準に追記された。令和4年度以降も順次、この選択肢を追加する品目を増やしていくことが予定されている。

本年度の調査では、昨年度に実施した、諸外国における環境ラベルを使用したグリーン購入の

運用実態及び WTO 政府調達協定との関係整理を重点項目とした調査を、昨年度に未実施の 10 カ国に対して行い、日本国内における環境ラベルの活用方法の WTO 政府調達協定への適合性を補強するとともに、次年度以降のグリーン購入法の基本方針における環境ラベルの効率的な活用のための参考情報を収集する。また、新たに 3 名の国内有識者に対してもヒアリングを行う。

3-1-1 諸外国における環境ラベルを使用したグリーン購入の運用実態及び WTO 政府調達協定との関係に関する調査

本年度の調査では、環境ラベルを使用した GPP を実施している 10 カ国(前年度調査した国々を除く)を選定し、該当国の担当者(行政側制度政策担当者、環境ラベル事業担当者及び調達担当者)にインタビューを打診し、オンライン会議または電子メールによるインタビューを実施した。この調査をより効率的に実施するために、予め、当該国についてインターネット及び報告書(公表資料)等を基に GPP 関連法規の基礎調査を行った。その結果をもとに国毎に質問項目を作成、事前に相手側に送付、インタビューに臨んだ。インタビュー対象国及び相手側担当者を表 3-1-1. に示す。

なお、本調査の基礎的な情報となる WTO 政府調達協定の詳細については、平成 28 年度の本業務の報告書「3-1-6 WTO と GPP、環境ラベルの関連について」にて調査実施済であるので参照されたい。公共調達に係る WTO 政府調達協定の概要を図 3-1-1. に、改正政府調達協定(GPA)／改正公共調達指令／日 EU 経済連携協定の比較を表 3-1-2. に、2014 年に改定された EU 公共調達指令の旧指令との比較を表 3-1-3. にそれぞれ示す。

また、本調査にあたっては、調査対象国の GPP 法令において、条文上、環境ラベル等の取り扱いがどのように反映されているかを把握しなければならない。調査対象国の GPP 法令及び環境ラベル等を指し示している箇所の概要を表 3-1-4. に示す。

表 3-1-1. インタビュー対象国及び相手側担当者一覧

No.	国	属性	ヒアリング機関	EL 活用	備考
1	カナダ [㊤]	EL 他	UL	C	<ul style="list-style-type: none"> ・GPP 法なし(グリーン調達ポリシーに基づき GPP/SPP は推奨レベル) ・環境ラベルの活用は調達担当者の裁量
2	ブラジル [㊤] 加盟申請中	EL 他	ブラジル技術規格協会(ABNT)	C	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共調達法及び管理契約法」に基づき GPP/SPP が厳格に管理されている。ただし、GPP 基準なし ・環境ラベルの直接参照は同法に基づき認められない。活用は調達担当者の裁量
3	オランダ [㊤]	EL	SMK (Milieukeur 財団)	A	<ul style="list-style-type: none"> ・GPP 法なし ・オランダ政府「持続可能な公共調達ツール」をガイドとして環境ラベルを参照
4	フィンランド [㊤]	行政	フィンランド競争・消費者機構 (FCCA)	A	<ul style="list-style-type: none"> ・GPP 法なし ・「1397/2016 Act on Public Procurement and Concession Contracts」に EU 公共調達指令のラベル規定を反映
5	ウクライナ [㊤]	EL	All Ukraine NGO Living Planet	B	<ul style="list-style-type: none"> ・GPP 法なし (国家戦略文書に基づき実施) ・国が ISO 14020 シリーズ及び一部の国際認証制度(FSC、PEFC、Oeko-Tex)の使用を推奨
6	ロシア ※加入申請・交渉 国	EL	Ecological Union	×	<ul style="list-style-type: none"> ・GPP 法なし(GPP 実施の通達はあるが運用されていない) ・環境ラベルの活用なし、ガイドライン等もなし
7	インド ※オブザーバ国	EL	Confederation of Indian Industry	C	<ul style="list-style-type: none"> ・GPP 法なし(SPP ポリシーの策定計画あり) ・環境ラベル活用のガイドライン等なし。任意の取組として、一部の入札等でタイプ I 環境ラベルを活用

8	ニュージーランド Ⓒ	EL	The New Zealand Ecolabelling Trust	C	<ul style="list-style-type: none"> ・GPP 法なし（政府調達ルールによる推奨レベル） ・調達ガイドラインにおいてタイプ I 環境ラベルや国際認証制度の活用を推奨
9	スペインⒸ	他	ECPAR (L'Espace de concertation sur les pratiques d'approvisionnement responsable)	A	<ul style="list-style-type: none"> ・GPP 法なし ・「Law 9/2017」の Article 127 Label に EU 公共調達指令のラベル規定を反映
10	スイスⒸ	行政	スイス連邦環境局 Federal Office for the Environment (FOEN)	A	<ul style="list-style-type: none"> ・GPP 法なし(推奨レベル) ・EU 加盟国でないが、公共調達法に EU 公共調達指令のラベル規定を参考とした条項を設定

(凡例)

EL : Eco Label(環境ラベル)、Ⓒ : WTO 政府調達協定(GPA)受託国

A : 法令にて参照可能ラベルの条件を策定、B : 法令等にて環境ラベルを指定、C : 特定ラベルに言及も、それ以外を排除しない、× : 活用なし

WTO 協定 (WTO 設立協定及びその附属協定) 一覧

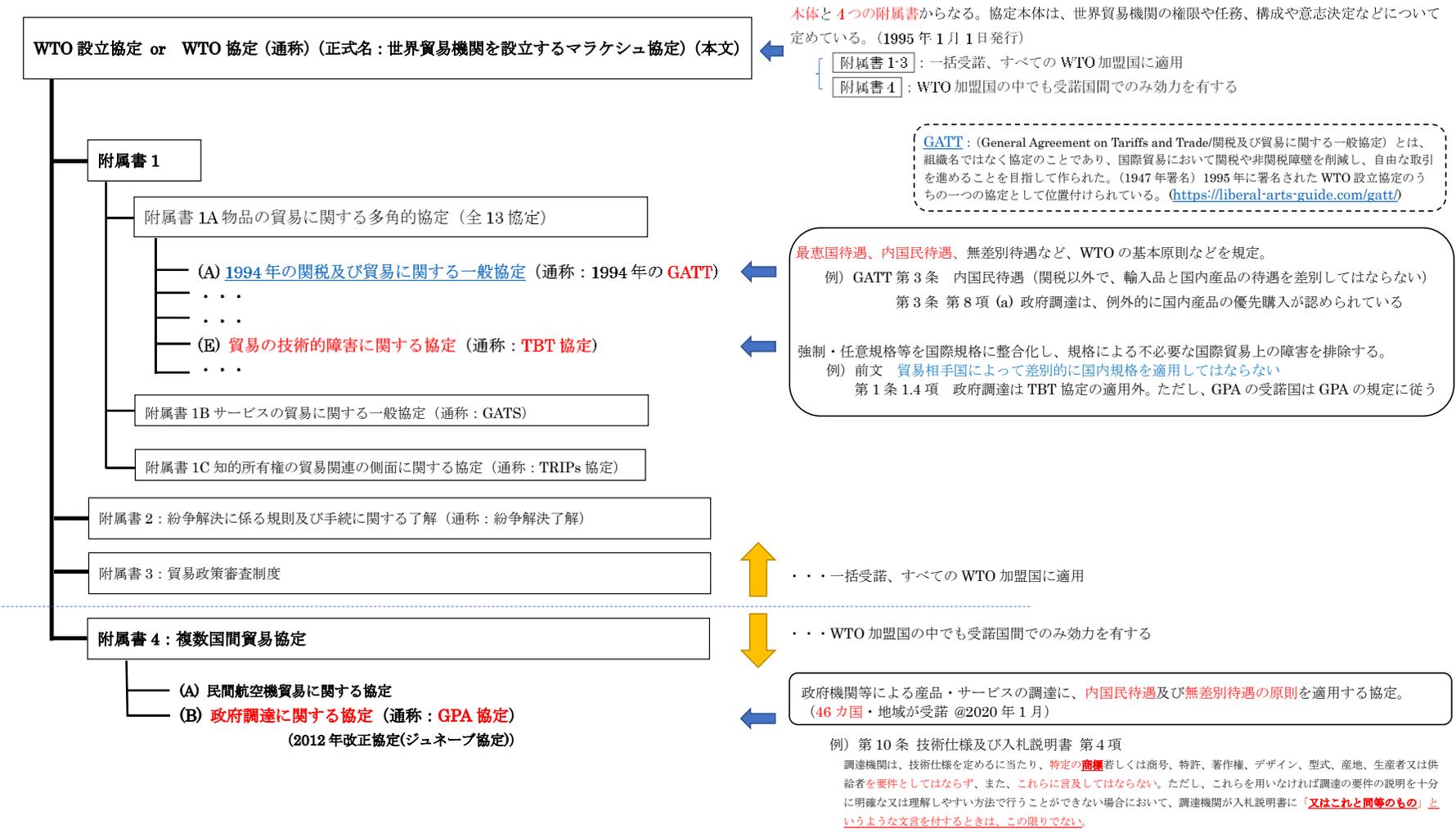


図 3-1-1. 公共調達に係る WTO 政府調達協定の概要

表 3-1-2. 改正政府調達協定(GPA)／改正公共調達指令／日 EU 経済連携協定 対比表

<p>改正政府調達協定(GPA) (2012 年ジュネーブ協定)</p>	<p>改正公共調達指令(DIRECTIVE 2014/24/EU) (2014)</p>	<p>日 EU 経済連携協定 (Japan-EU Economic Partnership Agreement (EPA)) 「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」 (平成 30 年 12 月 27 日 公布及び告示)</p>
<p>第十条 技術仕様及び入札説明書(19 ページ)</p> <p>技術仕様</p> <p>4 調達機関は、技術仕様を定めるに当たり、特定の商標若しくは商号、特許、著作権、デザイン、型式、産地、生産者又は供給者を要件としてはならず、また、これらに言及してはならない。ただし、これらを用いなければ調達の要件の説明を十分に明確な又は理解しやすい方法で行うことができない場合において、調達機関が入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付するときは、この限りでない。</p> <p>(旧政府調達協定 第六条 3 項に、ほぼ同等の条文がある)</p> <p>6 締約国（その調達機関を含む。）は、この条の規定に従い、天然資源の保全を促進し、又は環境を保護するために、技術仕様を立案し、制定し、又は適用することができる。</p> <p>(本条文は、新しく追記された)</p> <p>-----</p> <p>入札説明書</p> <p>9 調達計画の公示又は入札説明書に定める評価基準には、</p>	<p>Article 43 Labels</p> <p>1. 契約当局が特定の環境的、社会的またはその他の特性を備えた公共工事、物品、または役務を調達する場合、技術仕様、授与基準または契約の履行条件における、証明手段として具体的なラベルを要求してもよい。ただし、そのラベルは以下の要件をすべて満たすこと。</p> <p>(a) 環境ラベルの要求事項は、対象契約に関連し、かつ対象契約の公共工事、物品、役務の定義が適切であること。</p> <p>(b) 環境ラベルの要求事項は、客観的に検証可能で、かつ非差別的な基準に基づいていること。</p> <p>(c) 環境ラベルは、政府機関や消費者、社会団体、事業者、非政府団体など関連する全てのステークホルダーが参加可能で開かれたかつ透明性のある制度であること。</p> <p>(d) 環境ラベルは、全ての関連当事者に対してアクセスの容易性が保たれていること。</p> <p>(e) 環境ラベルの要求事項は、環境ラベルを申請する事業者による直接的な影響を受けない第三者機関により定められること。</p>	<p>第十章 政府調達</p> <p>第十・二条追加的な適用範囲</p> <p>附属書十第二編の規定の適用を受ける調達については、政府調達協定に定める規則及び手続であって、同附属書第一編に特定するものを準用する</p> <hr/> <p>附属書十政府調達</p> <p>第二編適用範囲</p> <p>第 B 節 日本国</p> <p>第十章の規定は、第十・二条及び第十・三条の規定に従い、政府調達協定附属書 I の日本国の付表の規定の適用を受ける調達に加え、この節の規定の適用を受ける調達(2 に規定する機関であって、2 において特定する特別の規則の適用を受けるものによる調達を除くについて適用する。</p> <hr/> <p>第十・八条 技術仕様</p> <p>調達機関が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、各締約国は、これらの技術仕様に関し、次のことを確保する。</p>

<p>改正政府調達協定(GPA) (2012年ジュネーブ協定)</p>	<p>改正公共調達指令(DIRECTIVE 2014/24/EU) (2014)</p>	<p>日 EU 経済連携協定 (Japan-EU Economic Partnership Agreement (EPA)) 「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」 (平成 30 年 12 月 27 日 公布及び告示)</p>
<p>特に、価格その他の費用に係る要素、品質、技術的価値、環境上の特徴及び納入に係る条件を含めることができる。</p> <p>-----</p> <p>附属書 I 政府調達に関する協定の適用範囲に係る交渉において同協定の締約国が附属書 I について最終的に提示した適用範囲(注)</p> <p>注 原語によるもののみとする。</p> <p>日本国が附属書 I について最終的に提示した適用範囲(英文のみを成文とする。)</p> <p>付表 1 中央政府の機関 基準額 十万特別引出権 物品 ～中略～ 機関の表 会計法の適用を受ける全ての機関 ～中略～</p> <p>付表 2 地方政府の機関 基準額 二十万特別引出権 物品</p>	<p>契約当局が、ラベルに関するすべての要求事項を満たす公共工事、物品、役務を要求しない場合、どのラベル要件を参照しているか示さなければならない。</p> <p>具体的なラベルを要求する契約当局は、公共工事、物品、役務が関連するラベルの要求事項を満たすことを証明するすべてのラベルを受領しなければならない</p>	<p>(a) 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。</p> <p>(b) 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。</p> <p>(c) 関心を有する全ての供給者が閲覧することができるものであること。</p> <p>第十・十条環境上の条件</p> <p>調達機関は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、この章に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。</p>

<p>改正政府調達協定(GPA) (2012年ジュネーブ協定)</p>	<p>改正公共調達指令(DIRECTIVE 2014/24/EU) (2014)</p>	<p>日 EU 経済連携協定 (Japan-EU Economic Partnership Agreement (EPA)) 「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」 (平成 30 年 12 月 27 日 公布及び告示)</p>
<p>～中略～ 機関の表 地方自治法の適用を受ける全ての都道府県及び指定都市</p>		

表 3-1-3. 新旧 EU 公共調達指令 対比表

EU			
旧公共調達指令 Directive 2004/18/EC		公共調達指令(2014/24/EU)	
英語	日本語	英語	日本語
環境ラベルの使用について			
<p>Whereas (29) The technical specifications drawn up by public purchasers need to allow public procurement to be opened up to competition. To this end, it must be possible to submit tenders which reflect the diversity of technical solutions. Accordingly, it must be possible to draw up the technical specifications in terms of functional performance and requirements, and, where reference is made to the European standard or, in the absence thereof, to the national standard, tenders based on equivalent arrangements must be considered by</p>	<p>前文 (29) 公的購入者が作成した技術仕様は、公的調達を競争に開放できるようにする必要がある。このためには、技術的ソリューションの多様性を反映した入札を提出することが可能でなければならない。したがって、機能的性能と要件の点で技術仕様を作成することが可能でなければならない。ヨーロッパ規格またはそれが存在しない場合は国内規格を参照する場合は、同等の取り決めに基づく入札を検討する必要がある。契約当局による同等性を実</p>	<p>Article 43 Labels 1. Where contracting authorities intend to purchase works, supplies or services with specific environmental, social or other characteristics they may, in the technical specifications, the award criteria or the contract performance conditions, require a specific label as means of proof that the works, services or supplies correspond to the required characteristics, provided that all of the following conditions are fulfilled: (a) the label requirements only concern criteria which are linked to the subject-</p>	<p>第 43 条 ラベル 1. 契約当局が特定の環境的、社会的またはその他の特性を備えた公共工事、物品、または役務を調達する場合、技術仕様、落札基準または契約履行条件における、証明手段として具体的なラベルを要求してもよい。ただし、そのラベルは以下の要件をすべて満たすこと。 (a)ラベルの要件は、契約の主題に関連し、契約の主題である公共工事、供給物又はサービ</p>

<p>contracting authorities. To demonstrate equivalence, tenderers should be permitted to use any form of evidence. Contracting authorities must be able to provide a reason for any decision that equivalence does not exist in a given case. Contracting authorities that wish to define environmental requirements for the technical specifications of a given contract may lay down the environmental characteristics, such as a given production method, and/or specific environmental effects of product groups or services. They can use, but are not obliged to use appropriate specifications that are defined in eco-labels, such as the European Eco-label, (multi-)national eco-labels or any other eco-label providing the requirements for the label are drawn up and adopted on the basis of scientific information using a procedure in which stakeholders, such as government bodies, consumers, manufacturers, distributors and environmental organisations can participate, and providing the label is accessible and available to all interested parties. Contracting authorities should, whenever possible, lay down technical specifications so as to take into account accessibility criteria for people with disabilities or design for all users. The technical specifications should be clearly indicated, so that all tenderers know what the requirements established by the contracting authority cover.</p> <p>-----</p> <p>CHAPTER IV Specific rules governing</p>	<p>証するために、入札者はいかなる形の証拠の使用も許可されるべきである。契約当局は、特定のケースでは同等性が存在しないという決定の理由を提供できなければならない。特定の契約の技術仕様の環境要件を定義することを望む契約当局は、特定の製造方法や製品グループやサービスの特定の環境影響などの環境特性を規定する場合がある。それらは使用できるが、EU エコラベル、(複数)国で使用されるエコラベル、その他のエコラベルなど、ラベルの要件が科学的情報に基づき、政府機関、消費者、製造業者、流通業者、環境団体などの関係者が参加できる手順で作成、採択され、ラベルがすべての関係者にとってアクセス可能で利用可能であれば、エコラベルに定められた適切な仕様を使用できるが、使用義務はない。契約当局は、可能な限り、障害者のためのアクセシビリティ基準またはすべての利用者のための設計を考慮した技術仕様を定めるべきである。技術仕様は、契約当局が定めた要求事項がどのような内容を含んでいるのか、すべての入札者が分かるように、明確に表示する必要がある。</p> <p>-----</p> <p>CHAPTER IV 仕様及び契約書類を管理する</p>	<p>matter of the contract and are appropriate to define characteristics of the works, supplies or services that are the subject-matter of the contract;</p> <p>(b) the label requirements are based on objectively verifiable and non-discriminatory criteria;</p> <p>(c) the labels are established in an open and transparent procedure in which all relevant stakeholders, including government bodies, consumers, social partners, manufacturers, distributors and non-governmental organisations, may participate;</p> <p>(d) the labels are accessible to all interested parties;</p> <p>(e) the label requirements are set by a third party over which the economic operator applying for the label cannot exercise a decisive influence.</p> <p>Where contracting authorities do not require the works, supplies or services to meet all of the label requirements, they shall indicate which label requirements are referred to.</p> <p>Contracting authorities requiring a specific label shall accept all labels that confirm that the works, supplies or services meet equivalent label requirements.</p> <p>Where an economic operator had</p>	<p>スの特性を定めるために適切であること。</p> <p>(b) ラベルの要求事項は、客観的に検証可能で、かつ非差別的な基準に基づいていること。</p> <p>(c) ラベルは、政府機関や消費者、社会団体、事業者、非政府団体など関連する全てのステークホルダーが参加可能で、オープンかつ透明性のある手続きで制定されていること。</p> <p>(d) ラベルは、全ての関連当事者がアクセスできるようになっていること。</p> <p>(e) ラベルの要求事項は、ラベルを申請する事業者による直接的な影響を受けない第三者機関により定められていること。</p> <p>契約当局が、ラベルに課せられた要件の全てを公共工事、供給物、役務が満たすことを要求しない場合、どのラベルの要求事項に言及しているかを示さなければならない。</p> <p>特定のラベルを要求する契約当局は、公共工事、供給物、役務が同等のラベル要件を満たすことを証明するすべてのラベルを受け入れなければならない。</p> <p>事業者の責に帰すべからざる理由により、契約当局が示した特定ラベル又は同等のラベル</p>
--	---	---	--

<p>specifications and contract documents</p> <p>Article 23 Technical specifications</p> <p>6. Where contracting authorities lay down environmental characteristics in terms of performance or functional requirements as referred to in paragraph 3(b) they may use the detailed specifications, or, if necessary, parts thereof, as defined by European or (multi-) national eco-labels, or by and any other eco-label, provided that:</p> <ul style="list-style-type: none"> - those specifications are appropriate to define the characteristics of the supplies or services that are the object of the contract, - the requirements for the label are drawn up on the basis of scientific information, - the eco-labels are adopted using a procedure in which all stakeholders, such as government bodies, consumers, manufacturers, distributors and environmental organisations can participate, and - they are accessible to all interested parties. <p>Contracting authorities may indicate that the products and services bearing the eco-label are presumed to comply with the technical specifications laid down in the contract documents; they must accept any</p>	<p>具体的なルール</p> <p>第 23 条 技術仕様</p> <p>6. 契約当局は、3(b)にいう性能又は機能要件において環境特性を定める場合、欧州又は(複数の) 国のエコラベル、又はその他のエコラベルによって定義された詳細仕様、又は必要であればその一部を用いることができる。(ただし、以下を条件とする):</p> <ul style="list-style-type: none"> - その仕様が、契約の対象である供給品またはサービスの特性を定義するために適切である。 - ラベルの要件が科学的な情報に基づいて作成されている、 - エコラベルが、政府機関、消費者、製造業者、流通業者、環境組織などのすべての利害関係者が参加できる手順が採用されている、 - それらはすべての利害関係者がアクセスできる。 <p>契約当局は、エコラベルの付いた製品やサービスが契約分書に定められた技術仕様に適合していると推定されることを示すことができる。また、製造者の技術的な書類や公認機関の試験報告書など、その他の適切な証明手段</p>	<p>demonstrably no possibility of obtaining the specific label indicated by the contracting authority or an equivalent label within the relevant time limits for reasons that are not attributable to that economic operator, the contracting authority shall accept other appropriate means of proof, which may include a technical dossier from the manufacturer, provided that the economic operator concerned proves that the works, supplies or services to be provided by it fulfil the requirements of the specific label or the specific requirements indicated by the contracting authority.</p>	<p>を関連期間内に取得する可能性が明らかになかった場合、契約当局は、当該事業者が提供する公共工事、供給物又はサービスが特定ラベル又は契約当局が示した特定要求事項を満たしていることを証明する限り、製造者による技術書類を含む他の適切な証明手段を受け入れるものとする。</p>
--	--	---	--

<p>other appropriate means of proof, such as a technical dossier of the manufacturer or a test report from a recognised body.</p>	<p>を受け入れなければならない。</p>		
<p>技術仕様に環境要件を盛り込むことへの根拠と同等性について</p>			
		<p>Whereas:</p> <p>(74)The technical specifications drawn up by public purchasers need to allow public procurement to be open to competition as well as to achieve objectives of sustainability. To that end, it should be possible to submit tenders that reflect the diversity of technical solutions standards and technical specifications in the marketplace, including those drawn up on the basis of performance criteria linked to the life cycle and the sustainability of the production process of the works, supplies and services.</p> <p>Consequently, technical specifications should be drafted in such a way as to avoid artificially narrowing down competition through requirements that favour a specific economic operator by mirroring key characteristics of the supplies, services or works habitually offered by that economic operator. Drawing up the technical specifications in terms of functional and performance requirements generally allows that objective to be achieved in the best way possible. Functional and performance-related requirements are also appropriate means to favour innovation in public</p>	<p>Whereas:</p> <p>(74)公的機関の調達者が作成する技術仕様は、公共調達が競争に開放され、持続可能性の目的を達成できるようにする必要がある。そのためには、ライフサイクルに関連する性能基準や公共工事、供給物、役務の生産プロセスの持続可能性に基づいて作成されたものを含め、市場における技術ソリューション基準や技術仕様の多様性を反映した入札の提出が可能でなければならない。</p> <p>したがって、技術仕様は、特定の事業者が常時提供する供給物、役務、または公共工事の主要な特性を反映することにより、特定の事業者に有利な要件によって競争を人為的に狭めることを回避するような方法で作成されなければならない。技術仕様を機能・性能要件で作成することにより、一般的に、この目的を可能な限り最善の方法で達成することができる。機能・性能要件は、公共調達の革新を促進するための適切な手段でもあり、可能な</p>

		<p>procurement and should be used as widely as possible. Where reference is made to a European standard or, in the absence thereof, to a national standard, tenders based on equivalent arrangements should be considered by contracting authorities. It should be the responsibility of the economic operator to prove equivalence with the requested label.</p> <p>To prove equivalence, it should be possible to require tenderers to provide third-party verified evidence. However, other appropriate means of proof such as a technical dossier of the manufacturer should also be allowed where the economic operator concerned has no access to such certificates or test reports, or no possibility of obtaining them within the relevant time limits, provided that the economic operator concerned thereby proves that the works, supplies or services meet the requirements or criteria set out in the technical specifications, the award criteria or the contract performance conditions.</p> <p><i>Article 42</i> Technical specifications 1. The technical specifications as defined in point 1 of Annex VII shall be set out in the procurement documents. The technical specification shall lay down the characteristics required of a works, service or supply.</p>	<p>限り広く使用されるべきである。欧州規格、またはそれが無い場合は国内規格を参照する場合、契約当局は同等の取り決めに基づく入札を検討する必要がある。要求されたラベルとの同等性を証明するのは、事業者の責任であるべきである。</p> <p>同等性を証明するために、入札者に第三者が検証した証拠を提供するよう要求することが可能であるべきである。ただし、当該事業者がそのような証明書や試験報告書を手に入れない場合、または関連する期限内にそれらを手に入れない場合は、製造者の技術文書などの他の適切な証明手段も認められるべきである。ただし、当該事業者がそれによって、公共工事、供給物、役務が技術仕様、落札基準、契約履行条件に定められた要件または基準を満たしていると証明する場合は、この限りではない。</p> <p>第42条 技術仕様 1. 付属書 VII の 1 項で定義されている技術仕様は、調達文書に記載されるものとする。技術仕様は、公共工事、役務、または供給物に要</p>
--	--	---	---

		<p style="text-align: center;">---omitted---</p> <p>2. Technical specifications shall afford equal access of economic operators to the procurement procedure and shall not have the effect of creating unjustified obstacles to the opening up of public procurement to competition.</p> <p>3. Without prejudice to mandatory national technical rules, to the extent that they are compatible with Union law, the technical specifications shall be formulated in one of the following ways:</p> <p>(a) in terms of performance or functional requirements, including environmental characteristics, provided that the parameters are sufficiently precise to allow tenderers to determine the subject-matter of the contract and to allow contracting authorities to award the contract;</p> <p>(b) by reference to technical specifications and, in order of preference, to national standards transposing European standards, European Technical Assessments, common technical specifications, international standards, other technical reference systems established by the European standardisation bodies or - when any of those do not exist - national standards, national technical approvals or national technical specifications relating to the design, calculation and execution of the</p>	<p>求される特性を規定するものでなければならぬ。</p> <p style="text-align: center;">---中略---</p> <p>2.技術仕様は、事業者が調達手続きに平等にアクセスできるようにするものとし、公共調達を競争に開放することへの不当な障害を生み出す効果を持たないものとする。</p> <p>3.強制的な国内技術規則を害することなく、EU 法と両立する範囲で、技術仕様は次のいずれかの方法で策定されるものとする。</p> <p>(a)入札者が契約内容を決定し、契約当局が契約を締結できるようにパラメータが十分に正確であるという条件で、環境特性を含む性能または機能要件の観点から。</p> <p>(b)技術仕様を参照し、優先順位の高い順に、欧州規格、欧州技術仕様、共通技術仕様、国際規格、欧州標準化機関によって定められたその他の技術参照システム、またはこれらのいずれもが存在しない場合-公共工事及び供給物の設計、計算、実行に関連する国内規格、国内技術承認、または国内技術仕様への言及によって、各参照は「または同等の」という表現を付す必要がある。</p> <p style="text-align: center;">---中略---</p>
--	--	---	---

		<p>works and use of the supplies; each reference shall be accompanied by the words 'or equivalent';</p> <p>---omitted---</p> <p>4. Unless justified by the subject-matter of the contract, technical specifications shall not refer to a specific make or source, or a particular process which characterises the products or services provided by a specific economic operator, or to trade marks, patents, types or a specific origin or production with the effect of favouring or eliminating certain undertakings or certain products. Such reference shall be permitted on an exceptional basis, where a sufficiently precise and intelligible description of the subject-matter of the contract pursuant to paragraph 3 is not possible. Such reference shall be accompanied by the words 'or equivalent'.</p> <p>5. Where a contracting authority uses the option of referring to the technical specifications referred to in point (b) of paragraph 3, it shall not reject a tender on the grounds that the works, supplies or services tendered for do not comply with the technical specifications to which it has referred, once the tenderer proves in its tender by any appropriate means, including the means of proof referred to in Article 44, that the solutions proposed satisfy in an equivalent manner the requirements defined by the technical specifications.</p>	<p>4. 契約の主題によって正当化されない限り、技術仕様は、特定の製造元または生産地、または特定の事業者によって提供される製品またはサービスを特徴付ける特定のプロセス、または商標、特許、型式を参照してはならない。または、特定の事業者または特定の製品を優遇、または排除する効果を持つ特定の商標、特許、型式、または特定の原産地、生産に言及していないものとする。このような参照・言及は、第3項に基づく契約の主題を十分に正確かつ理解しやすい説明が不可能な場合、例外的に許可されるものとする。このような参照・言及には、「または同等の」という表現を付す必要がある。</p> <p>5. 契約当局が、第3項のポイント(b)で言及されている技術仕様の参照という選択肢を使用する場合、入札者が提案した解決策が技術仕様で定義された要件を同等の方法で満たすことを、第44条に言及する証明手段を含む適切な手段によって入札で証明すれば、入札した公共工事、供給物又は役務が参照した技術仕様を満たさないことを理由として入札を拒否しないものとする。</p>
		ANNEX VII	附属書 VII

		<p>DEFINITION OF CERTAIN TECHNICAL SPECIFICATIONS</p> <p>For the purposes of this Directive:</p> <p>(1) 'technical specification' means one of the following:</p> <p>(a) in the case of public works contracts the totality of the technical prescriptions contained in particular in the procurement documents, defining the characteristics required of a material, product or supply, so that it fulfils the use for which it is intended by the contracting authority; those characteristics include levels of environmental and climate performance, design for all requirements (including accessibility for disabled persons) and conformity assessment, performance, safety or dimensions, including the procedures concerning quality assurance, terminology, symbols, testing and test methods, packaging, marking and labelling, user instructions and production processes and methods at any stage of the life cycle of the works; those characteristics also include rules relating to design and costing, the test, inspection and acceptance conditions for works and methods or techniques of construction and all other technical conditions which the contracting authority is in a position to prescribe, under general or specific regulations, in relation to the finished works and to the materials or parts which they</p>	<p>特定の技術仕様の定義</p> <p>この指令の目的のために：</p> <p>(1) 「技術仕様」とは、次のいずれかを意味する。</p> <p>(a) 公共事業契約の場合：特に調達文書に含まれ、契約当局が意図する用途を満たすように材料、製品又は供給に求められる特性を定義する技術的規定の全体。これらの特性には、環境及び気候性能レベル、すべての要件(身体障害者のためのアクセス性を含む)及び適合性評価、性能、安全又は寸法、品質保証に関する手順、用語、記号、試験及び試験方法、包装、マーキング及び表示、使用説明並びに工事のライフサイクルのあらゆる段階における製造工程及び方法を含む。これらの特性には、設計及び原価計算に関する規則、工事の試験、検査及び受入条件、工事の方法又は技術、並びに契約当局が完成工事及びそれに関わる材料又は部品に関して一般又は特定の規則に基づき規定する立場にある他のすべての技術的条件も含まれる。</p> <p>(b) 公的な供給又はサービス契約の場合 品</p>
--	--	--	--

		<p>involve;</p> <p>(b) in the case of public supply or service contracts a specification in a document defining the required characteristics of a product or a service, such as quality levels, environmental and climate performance levels, design for all requirements (including accessibility for disabled persons) and conformity assessment, performance, use of the product, safety or dimensions, including requirements relevant to the product as regards the name under which the product is sold, terminology, symbols, testing and test methods, packaging, marking and labelling, user instructions, production processes and methods at any stage of the life cycle of the supply or service and conformity assessment procedures;</p> <p>(2) 'standard' means a technical specification, adopted by a recognised standardisation body, for repeated or continuous application, with which compliance is not compulsory, and which is one of the following:</p> <p>(a) 'international standard' means a standard adopted by an international standardisation organisation and made available to the general public,</p> <p>(b) 'European standard' means a standard adopted by a European standardisation organisation and</p>	<p>質レベル、環境及び気候性能レベル、すべての要求事項（身体障害者のためのアクセシビリティを含む）及び適合性評価、性能、製品の使用、安全性又は寸法など、製品又はサービスの要求特性を定義する文書における仕様書（製品の販売名、用語、記号、試験及び試験方法、包装、表示及びラベル、使用説明、生産工程及び供給又はサービスのあらゆる段階における方法並びに適合性評価手続きに関して製品に関する要求を含む。</p> <p>(2) 「規格」とは、公認の標準化団体によって採択された、繰り返し適用または継続的適用のための技術仕様で、準拠が強制されない、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(a) 「国際規格」とは、国際標準化機構によって採択され、一般に公開されている規格を指す。</p> <p>(b) 「欧州規格」とは、欧州標準化機構によって採択され、一般に公開されている規格を指す。</p> <p>(c) 「国家標準」とは、国家標準化団体によ</p>
--	--	--	---

		made available to the general public, (c)'national standard' means a standard adopted by a national standardisation organisation and made available to the general public;	って採択され、一般に公開されている標準を指す。
--	--	---	-------------------------

表 3-1-4. 調査対象国の GPP 法令及び条文の概要

	国・地域	GPP を規定する法令	法令種類	所管官庁	法的拘束力(中央省庁等)	GPP 基準	活用環境ラベル	法令等で環境ラベルを指し示している箇所
1	カナダ ③	Policy on Green Procurement (2018) ※ 2006 年制定 Federal Sustainable Development Strategy (FSDS) の 13 目標の「Greening Government」の中に GPP と上記 Policy との整合を図る文言あり。 ※FSDS の 法的根拠 となっているのが、 The Federal	政策 政策	Public Services and Procurement Canada (PSPC) ※ 旧 PWGSC	推奨 ※Policy on Green Procurement に要求される環境配慮の観点を調達に盛り込むといった 目標 を自機関に盛り込	なし	ガイドライン等は具体的な環境ラベルに言及せず	

国・地域	GPPを規定する法令	法令種類	所管官庁	法的拘束力(中央省庁等)	GPP基準	活用環境ラベル	法令等で環境ラベルを指し示している箇所		
	Sustainable Development Act. この Act 自体には、GPP に関する記述なし。 <連邦レベルの公共調達を規制する法律> ・ Financial Administration Act (FAA) ※一般規定のみ ・ Government Contracts Regulations (GCR)(SOR/87-402) ※FAA に従って発行された、より詳細な規定 ・ Supply Manual (PWGSC が公布) ※「環境」の記載あるが「同等性」「商標」「ラベル」の記載なし	法律 規則 ガイドライン		むことが義務。具体的な基準やラベルの記載はなし					
2	ブラジル ※加盟申請中	管理契約及び入札法 (2021) (LEI N° 14.133, DE 1° DE	法律	・企画・予算・運営省 ・環境省	不明	なし	ABNT(タイプ I)他	Lei de Licitações e Contratos Administrativos.(LEI N° 14.133, DE 1° DE ABRIL DE 2021)	管理契約及び入札法 (2021) (LEI N° 14.133, DE 1° DE ABRIL DE 2021)

国・地域	GPPを規定する法令	法令種類	所管官庁	法的拘束力(中央省庁等)	GPP基準	活用環境ラベル	法令等で環境ラベルを指し示している箇所
	<p>ABRIL DE 2021)</p> <p>Normative Instruction SLTI/MP n° 01/2010 (2010)</p> <p>※環境・持続可能性基準を調達に組み込むことを要求。ただし、法的拘束力は不明。</p> <p>Decree n° 7.746/201233</p> <p>※調達における持続可能性を推進する基準や手順が示されているらしいが、具体的な内容はなし。</p>	<p>規則</p> <p>規則</p>				<p>Art. 42. A prova de qualidade de produto apresentado pelos proponentes como similar ao das marcas eventualmente indicadas no edital será admitida por qualquer um dos seguintes meios:</p> <p>I - comprovação de que o produto está de acordo com as normas técnicas determinadas pelos órgãos oficiais competentes, pela Associação Brasileira de Normas Técnicas (ABNT) ou por outra entidade credenciada pelo Inmetro;</p> <p>II - declaração de atendimento satisfatório emitida por outro órgão ou entidade de nível federativo equivalente ou superior que tenha adquirido o produto;</p> <p>III - certificação, certificado, laudo laboratorial ou documento similar que possibilite a aferição da qualidade e da conformidade do produto ou do processo de fabricação, inclusive sob o aspecto ambiental, emitido por instituição oficial competente ou por entidade credenciada.</p> <p>§ 1º O edital poderá exigir, como condição de aceitabilidade da proposta, certificação de qualidade do produto por instituição credenciada pelo Conselho Nacional de Metrologia, Normalização e Qualidade Industrial (Conmetro).</p> <p>§ 2º A Administração poderá, nos termos do edital de licitação, oferecer protótipo do objeto pretendido e exigir, na fase de julgamento das propostas, amostras do licitante provisoriamente vencedor, para atender a diligência ou, após o julgamento, como condição para firmar contrato.</p> <p>§ 3º No interesse da Administração, as amostras a que se refere o § 2º deste artigo poderão ser examinadas por instituição com reputação ético-profissional na especialidade do objeto, previamente indicada no</p>	<p>第42条 入札者が提示する最終的に表示されたブランドと類似する製品の品質証明は、以下のいずれかの方法で認める。</p> <p>I-製品が、管轄の公的機関、ブラジル規格技術協会(ABNT)、または Inmetro によって認定されたその他の団体によって定められた技術基準に適合していることの証明。</p> <p>II-製品を購入した同等以上の連邦レベルの別の機関または団体によって発行された満足のいくサービスの宣言書。</p> <p>III-管轄の公的機関または認定機関によって発行された、環境面を含む製品または製造プロセスの品質と適合性の評価を可能にする認証、証明書、試験報告書または同様の文書。</p> <p>§ 1 公告では、提案を受け入れる条件として、全国工業度量衡・品質規格評議会 (Conmetro)によって認定された機関による製品品質認証を要求することができる。</p> <p>§ 2 行政機関は、入札公示に基づき、対象物の試作品の提出を要求することができ、また提案の審査段階において、デューデリジェンスを確認するため、または審査後に契約締結の条件として、仮落札者にサンプルを要求することができる。</p> <p>§ 3 行政機関の利益のために、本条第2項で言及されているサンプルは、入札公示</p>

国・地域	GPPを規定する法令	法令種類	所管官庁	法的拘束力(中央省庁等)	GPP基準	活用環境ラベル	法令等で環境ラベルを指し示している箇所	
							edital.	にあらかじめ記載された対象物の専門分野において、倫理的かつ専門的な評判を受けた機関によって検査される場合がある。
3 オランダ ③	調達法(2012) ※ 2016 年改正 (2016 年 7 月 1 日 に発行: EU 公共調 達指令を反映 ※出 典) ・ 調達規則 役 務 入 札 規 則 (ARW2016) ・ 閾値以下の入札 に対しても、ベ ストな価格と品 質を考慮した調 達をするよう要 求	法律 規則	・ オランダ社会 基盤・環境省(現: 社会基盤・水管理 省) ・ オランダ内務・ 王室省 ※経済・気候政策 省の外局である オランダ企業庁 の 一 機 関 「PIANOo」が GPP/SPP 基準を 策定している	不明	○	EU エコラベル (タイプ I)、 EKO ラベル(オ ランダのオーガ ニック認証)他	Aanbestedingswet 2012 Artikel 2.78a 1. Indien een aanbestedende dienst voornemens is een werk, levering of dienst met specifieke milieu-, sociale of andere kenmerken aan te kopen, kan hij in de technische specificaties, gunningscriteria of contractvoorwaarden betreffende de uitvoering van de overheidsopdracht een specifiek keurmerk eisen als bewijs dat het werk, de dienst of de levering overeenstemt met de vereiste voorschriften, mits: a. de keurmerkeisen alleen betrekking hebben op criteria die verband houden met het voorwerp van de overheidsopdracht en geschikt zijn voor de omschrijving van de kenmerken van het werk, de levering of de dienst die het voorwerp van de opdracht vormen, b. de keurmerkeisen zijn gebaseerd op objectief controleerbare en niet- discriminerende criteria, c. het keurmerk is vastgesteld in een open en transparante procedure waaraan alle belanghebbenden, waaronder overheidsinstanties, consumenten, sociale partners, fabrikanten, distributeurs en niet- gouvernementele organisaties, kunnen deelnemen, d. het keurmerk voor alle betrokken partijen toegankelijk is, en e. de keurmerkeisen worden vastgesteld door een derde partij op wie de ondernemer die het keurmerk aanvraagt, geen beslissende invloed uitoefent. 2 Indien een aanbestedende dienst niet	調達法 第 2.78a 条 1. 契約当局は、特定の環境的、社会的又はそ の他の特性を有する業務、供給物又は役務を 購入しようとする場合、技術仕様、落札基準 又は契約履行条件において、業務、役務又は 供給物が要求要件に適合することの証明と して、以下の条件を満たした場合、特定のラ ベルを要求することができる。 a. ラベルの要件は、契約の主題に関連し、 契約の主題である公共工事、供給物又は サービスの特性を定めるために適切 であること。 b. ラベルの要求事項は、客観的に検証可 能で、かつ非差別的な基準に基づいて いること。 c. ラベルは、政府機関や消費者、社会団 体、事業者、非政府団体など関連する 全てのステークホルダーが参加可能 で、オープンかつ透明性のある手続き で制定されていること。 d. ラベルは、全ての関連当事者がアクセ スできるようになっていること。 e. ラベルの要求事項は、ラベルを申請す る事業者による直接的な影響を受けな い第三者機関により定められているこ と。

国・地域	GPPを規定する法令	法令種類	所管官庁	法的拘束力(中央省庁等)	GPP基準	活用環境ラベル	法令等で環境ラベルを指し示している箇所
							<p>verlangt dat een werk, levering of dienst aan alle keurmerkeisen van een specifiek keurmerk voldoet, geeft hij aan aan welke keurmerkeisen dient te worden voldaan.</p> <p>3 Een aanbestedende dienst die een specifiek keurmerk eist, aanvaardt alle keurmerken die bevestigen dat het werk, de levering of de dienst aan gelijkwaardige keurmerkeisen voldoet.</p> <p>4 Een aanbestedende dienst aanvaardt andere geschikte bewijsmiddelen, zoals een technisch dossier van de fabrikant, dan het door hem aangegeven specifieke keurmerk of een gelijkwaardig keurmerk, indien een ondernemer:</p> <p>a.aantoon dat hij niet de mogelijkheid heeft gehad het door de aanbestedende dienst aangegeven specifieke keurmerk of een gelijkwaardig keurmerk binnen de gestelde termijnen te verwerven om redenen die hem niet aangerekend kunnen worden, en</p> <p>b.aantoon dat het door hem te leveren werk, de door hem te verrichten levering of dienst voldoet aan het door de aanbestedende dienst aangegeven specifieke keurmerk of aan de specifieke eisen.</p> <p>5 Indien een keurmerk voldoet aan de voorwaarden, bedoeld in het eerste lid, onderdelen b tot en met e, maar daarnaast eisen stelt die geen verband houden met het voorwerp van de opdracht, eist de aanbestedende dienst niet het keurmerk als zodanig, maar stelt de aanbestedende dienst de technische specificaties vast onder verwijzing naar de gedetailleerde technische specificaties van dat keurmerk of delen daarvan die verband houden met het voorwerp van de opdracht en die geschikt zijn voor de omschrijving van de kenmerken van dit voorwerp.</p> <p>2 契約当局が、ラベルに課せられた要件の全てを公共工事、供給物、役務が満たすことを要求しない場合、どのラベルの要求事項に言及しているかを示さなければならない。</p> <p>3 特定のラベルを要求する契約当局は、公共工事、供給物、役務が同等のラベル要件を満たすことを証明するすべてのラベルを受け入れなければならない。</p> <p>4 契約当局は、示した特定のラベル又は同等のラベルのほか、製造者による技術資料など、他の適切な証明手段を受け入れるものとする。</p> <p>a. 契約当局から指示された特定のラベルまたは同等のラベルを、不可抗力により指定された期間内に取得できなかったことを証明するものであること。</p> <p>b. その者が提供する公共工事、供給物又は役務が、契約当局が示す特定のラベル又は要件を満たしていることを実証すること。</p> <p>5 ラベルが第1項の(b)から(e)の条件を満たすものの、契約の主題とは無関係の要件を設定している場合、契約当局はラベルそのものを要求してはならないが、契約の主題に関するラベル又は技術仕様の一部であって、当該主題の特性を定義するために適したものを参照して、技術仕様を定めなければならない。</p>

国・地域	GPPを規定する法令	法令種類	所管官庁	法的拘束力(中央省庁等)	GPP基準	活用環境ラベル	法令等で環境ラベルを指し示している箇所
4 フィンランド ^④	公共調達及びコンセッション契約に係る法律 (1397/2016)	法律	・環境省 ・財務省 ・経済・雇用省 ・Motiva	推奨	○	ノルディックスワン、EU エコラベル(共にタイプ I)	<p>1397/2016 Act on Public Procurement and Concession Contracts Section 72 Use of labels in the description of a procurement (1) In the description of a procurement, in the criteria for determining the most economically advantageous tender set out in the call for tenders, or in the terms and conditions for implementing the agreement, a contracting entity may require certain labels as proof that the procurement satisfies the required environmental, social or other characteristics. A certain label may only be required if all of the following terms and conditions are satisfied: 1) the label requirements only concern criteria that are linked to the subject-matter of the procurement agreement and are appropriate for specifying the characteristics of the public works contracts, goods or services that constitute the said subjectmatter; 2) the label requirements are based on objectively verifiable and non-discriminatory criteria; 3) the labels are established in an open and transparent procedure in which public authorities, consumers, social partners, manufacturers, distributors, non-governmental organisations and other relevant stakeholders may participate; 4) the labels are accessible to all interested parties; 5) the label requirements are set by a third party over which the supplier seeking the label cannot exercise a decisive influence.</p> <p>(2) If the contracting entity does not require the procurement to satisfy all of the requirements imposed for the label, or if the label includes requirements that are unrelated to the procurement, then it shall specify the requirements related to the procurement and imposed for the label to which it refers. A contracting entity requiring a specific label shall accept all</p>

公共調達及びコンセッション契約に係る法律 (1397/2016) ※Google 翻訳
Section 72
調達の説明でのラベルの使用
(1) 調達において、入札公示に定める最も経済的に有利な入札を決定する基準、又は契約実施条件において、契約主体は、調達が要求される環境、社会、その他の特性を満たすことの証明として、一定のラベルを要求することができる。特定のラベルは、以下の条件を全て満たす場合にのみ要求することができる。
1)ラベルの要件は、契約の主題に関連し、契約の主題である公共工事、供給物又はサービスの特性を定めるために適切であること。
2)ラベルの要求事項は、客観的に検証可能で、かつ非差別的な基準に基づいていること。
3)環境ラベルは、政府機関や消費者、社会団体、事業者、非政府団体など関連する全てのステークホルダーが参加可能で、オープンかつ透明性のある手続きで制定されていること。
4)ラベルは、全ての関連当事者がアクセスできるようにしていること。
5) ラベルの要求事項は、ラベルを申請する事業者による直接的な影響を受けない第三者機関により定められていること。
(2) 契約主体が、ラベルに課せられた要件の全てを満たすことを調達に要求しない場合、又はラベルに調達と無関係な要件が含まれ

国・地域	GPPを規定する法令	法令種類	所管官庁	法的拘束力(中央省庁等)	GPP基準	活用環境ラベル	法令等で環境ラベルを指し示している箇所	
						labels confirming that the subject-matter of the procurement satisfies corresponding requirements. (3) The contracting entity shall accept other appropriate means of proof if a tenderer, for reasons beyond its control, has been demonstrably unable to secure the special label notified by the contracting entity or a corresponding label within the prescribed time limit. Technical documentation of the manufacturer shall constitute such means of proof, provided that the tenderer concerned proves that the public works contracts, goods or services that it has supplied satisfy the requirements imposed for the particular label or the particular requirements notified by the contracting entity.	ている場合、調達に関連し、参照するラベルに課せられた要件を明示しなければならない。特定のラベルを要求する契約主体は、調達の対象が対応する要件を満たすことを確認するすべてのラベルを受け入れるものとします。 (3) 契約主体は、入札者が管理できない理由により、契約主体が示した特定ラベル又はこれに相当するラベルを所定の期限内に取得することが明らかでない場合、他の適切な証明手段を受け入れるものとする。ただし、当該入札者が供給した公共事業契約、物品又は役務が、当該ラベル又は契約主体が示した特別な要件に適合することを証明する場合には、製造者の技術文書が当該証明の手段となる。	
5 ウクライナ ^㉔	公共調達法(2020年改正)	法律	環境天然資源省	推奨	なし	Green Crane、EU エコラベル、ノルディックスワン、ブルーエンジェル(全てタイプ I)、FSC、Oeko-Tex 他	З а к о н у України «Про публічні закупівлі» С т а т т я 23. Технічні специфікації, маркування, сертифікати, протоколи випробувань та інші засоби підтвердження відповідності 1. Технічна специфікація повинна містити опис усіх необхідних характеристик товарів, робіт або послуг, що закуповуються, у тому числі їх технічні, функціональні та якісні характеристики. Характеристики товарів, робіт або послуг можуть містити опис конкретного технологічного процесу або технології виробництва чи порядку постачання товару (товарів), виконання необхідних робіт, надання послуги (послуг). У технічних специфікаціях може	ウクライナ公共調達法 第 23 条技術仕様、マーキング、証明書、試験報告書及びその他の適合性証明手段 1. 技術仕様には、技術的、機能的、及び定性的な特性を含む、調達する物品、工事、または役務のすべての必要な特性の説明が含まれていなければならない。物品、工事、または役務の特性には、物品の生産または供給の順序、工事の実績、役務の提供における特定の技術プロセスまたは技術の説明が含まれる場合がある。

国・地域	GPPを規定する法令	法令種類	所管官庁	法的拘束力(中央省庁等)	GPP基準	活用環境ラベル	法令等で環境ラベルを指し示している箇所
							<p>зазначатися інформація про передачу прав інтелектуальної власності на предмет закупівлі.</p> <p>2. У разі якщо предмет закупівлі в подальшому буде використовуватися фізичними особами, технічні специфікації повинні складатися з урахуванням потреб осіб з інвалідністю або проектувальних вимог для врахування потреб усіх категорій користувачів.</p> <p>3. Технічні специфікації можуть бути у формі переліку експлуатаційних або функціональних вимог, у тому числі екологічних характеристик, за умови, що такі вимоги є достатньо точними, щоб предмет закупівлі однозначно розумівся замовником і учасниками.</p> <p>У разі якщо вичерпний опис характеристик скласти неможливо, технічні специфікації можуть містити посилання на стандартні характеристики, технічні регламенти та умови, вимоги, умовні позначення та термінологію, пов'язані з товарами, роботами чи послугами, що закуповуються, передбачені існуючими міжнародними, європейськими стандартами, іншими спільними технічними європейськими нормами, іншими технічними еталонними системами, визнаними європейськими органами зі стандартизації або національними стандартами, нормами та правилами. До кожного посилання повинен додаватися вираз "або еквівалент".</p> <p>4. Технічні специфікації не повинні містити посилання на конкретні марку чи виробника або на конкретний процес, що характеризує продукт чи послугу</p> <p>技術仕様には、調達を目的とした知的財産権の譲渡に関する情報が記載されている場合があります。</p> <p>2. 調達の対象がさらに個人で使用される場合、障がい者のニーズを考慮した技術仕様、またはすべてのカテゴリーのユーザーのニーズを考慮した設計要件が作成されていない。</p> <p>3. 技術仕様は、環境特性を含む運用上または機能上の要求事項のリストの形式をとることができるが、そのような要求事項は、契約当局及び入札者が明確に理解でできる十分に正確であることが条件である。</p> <p>特性の包括的な記述ができない場合、技術仕様には、既存の国際及び欧州規格に従って調達される商品、工事、または役務に関連する標準特性、技術規則及び条件、要件、記号、及び用語への参照を含めることができる。その他の欧州共通技術規格、欧州標準化機関が認めた他の技術参照システム、または国内規格、規範及び規則を参照することができる。ただし、「または同等の」という表現を付す必要がある。</p> <p>4. 技術仕様には、特定のブランドやメーカー、あるいは特定の事業者の製品やサービス</p>

国・地域	GPPを規定する法令	法令種類	所管官庁	法的拘束力(中央省庁等)	GPP基準	活用環境ラベル	法令等で環境ラベルを指し示している箇所
							<p>певного суб'єкта господарювання, чи на торгові марки, патенти, типи або конкретне місце походження чи спосіб виробництва. У разі якщо таке посилення є необхідним, воно повинно бути обґрунтованим та містити вираз "або еквівалент".</p> <p>5. Замовник може вимагати від учасників підтвердження того, що пропонувані ними товари, послуги чи роботи за своїми екологічними чи іншими характеристиками відповідають вимогам, установленим у тендерній документації. У разі встановлення екологічних чи інших характеристик товару, роботи чи послуги замовник повинен в тендерній документації зазначити, які маркування, протоколи випробувань або сертифікати можуть підтвердити відповідність предмета закупівлі таким характеристикам.</p> <p>Маркування, протоколи випробувань та сертифікати повинні бути видані органами з оцінки відповідності, компетентність яких підтверджена шляхом акредитації або іншим способом, визначеним законодавством.</p> <p>6. Якщо учасник не має відповідних маркувань, протоколів випробувань чи сертифікатів і не має можливості отримати їх до закінчення кінцевого строку подання тендерних пропозицій із причин, від нього не залежних, він може подати технічний паспорт на підтвердження відповідності тим же об'єктивним критеріям. Замовник зобов'язаний розглянути технічний паспорт і визначити, чи справді він підтверджує відповідність установленим вимогам, із обґрунтуванням свого рішення.</p> <p>を特徴付ける特定のプロセス、あるいは商標、特許、型式、特定の出産地や生産方法などに言及してはならない。そのような言及が必要な場合は、必要性を実証し、「または同等の」という表現が含まれていなければならない。</p> <p>5. 契約主体は、入札者が提供する物品、役務、または工事の環境特性またはその他の特性が、入札文書に規定された要件を満たしていることを確認するよう、入札者に要求することができる。</p> <p>物品、工事、または役務の環境特性またはその他の特性が設定されている場合、契約主体は調達対象が当該特性を満たしていることを確認できるラベル、試験報告書、または証明書を入札書類に示さなければならない。</p> <p>ラベル、試験報告書、及び証明書は、認定もしくは法律で規定された方法でその能力が確認された適合性評価機関によって発行されなければならない。</p> <p>6. 入札者が適切なラベル、試験報告書、または証明書を有しておらず、かつ不可抗力により入札書の提出期限までにこれらを取得できない場合は、同じ客観的基準への準拠を確認するために技術証明書を提出することができる。契約主体は、技術証明書を確認し、</p>

国・地域	GPPを規定する法令	法令種類	所管官庁	法的拘束力(中央省庁等)	GPP基準	活用環境ラベル	法令等で環境ラベルを指し示している箇所
							<p>Я к щ о замовник посилається в тендерній документації на конкретні маркування, протокол випробувань чи сертифікат, він зобов'язаний прийняти маркування, протоколи випробувань чи сертифікати, що підтверджують відповідність еквівалентним вимогам та видані орган а м и з оцінки відповідності, компетентність яких підтверджена шляхом акредитації або іншим способом, визначеним законодавством.</p> <p>それが本当に定められた要件に適合しているかどうかを判断し、その判断を正当化する義務がある。</p> <p>契約主体が、入札書類において特定のラベル、試験報告書、または証明書に言及している場合、契約主体は同等の要求事項への準拠を確認し、認定又は法律で定められた他の手段により能力が確認された適合性評価機関が発行したラベル、試験報告書又は証明書を受け入れる義務があります。</p>
6	ロシア ※加入申請・交渉 国 ※ WTO には2011 年12月に 加盟が承認	・ 連邦法第 44-FZ「州及び地方自治体のニーズを満たすための商品、作業、サービスの調達分野における契約システム」 ※ただし、うまくいかなかったという情報あり ・ 州及び地方自治体、予算機関、州及び地方政府機関、単一企業による調達を規制	法律	-	推奨	なし	<p>環境ラベルの活用は推奨されていない</p> <p>Ф е д е р а л ь н ы й з а к о н о т 05.04.2013 № 44-ФЗ «О контрактной системе в сфере закупок товаров, работ, услуг для обеспечения государственных и муниципальных нужд» (в ред. от 02.07.2021)</p> <p>С т а т ь я 32. Оценка заявок, окончательных предложений участников закупки и критерии этой оценки 1. Для оценки заявок, окончательных предложений участников закупки заказчик в документации о закупке устанавливает следующие критерии: 1) цена контракта, сумма цен единиц товара, работы, услуги; (в ред. Федерального закона от 01.05.2019 N 71-ФЗ) 2) расходы на эксплуатацию и ремонт товаров, использование результатов работ; 3) качественные, функциональные и экологические характеристики объекта</p> <p>連邦法第 44-FZ「州及び地方自治体のニーズを満たすための商品、作業、サービスの調達の分野における契約システムについて」</p> <p>第 32 条 入札の評価、入札者の最終提案及びその評価基準 1. 契約主体は、入札者の入札及び最終提案の評価基準として、調達書類に以下の項目を設定するものとする。 1)契約の価格、物品、工事、役務の単位の価格の合計。 (2019年5月1日の連邦法 N 71-FZ によって修正) 2)物品の運用及び修理、工事結果の使用にかかる費用。 3)調達対象物の品質、機能及び環境特性。</p>

国・地域	GPPを規定する法令	法令種類	所管官庁	法的拘束力(中央省庁等)	GPP基準	活用環境ラベル	法令等で環境ラベルを指し示している箇所
	<ul style="list-style-type: none"> 必要性の判断段階、選択手順から、契約に基づく義務の履行が終了するまでの調達プロセス全体を詳細に規制。 義務。 製品及び環境基準に環境要件を適用する可能性を規定しています (出典：エコロジカルユニオン「GPPガイドP17」) 	法律					<p>закупки;</p> <p>4) квалификация участников закупки, в том числе наличие у них финансовых ресурсов, на праве собственности или ином законном основании оборудования и других материальных ресурсов, опыта работы, связанного с предметом контракта, и деловой репутации, специалистов и иных работников определенного уровня квалификации.</p> <p>3. В случаях, предусмотренных частью 16 статьи 34 настоящего Федерального закона, а также в иных установленных Правительством Российской Федерации случаях для оценки заявок участников закупки заказчик в документации о закупке вместо критериев, указанных в пунктах 1 и 2 части 1 настоящей статьи, вправе устанавливать в качестве критерия стоимость жизненного цикла товара или созданного в результате выполнения работы объекта. Расчет стоимости жизненного цикла товара или созданного в результате выполнения работы объекта производится с учетом методических рекомендаций, предусмотренных частью 20 статьи 22 настоящего Федерального закона. (в ред. Федерального закона от 27.12.2019 N 449-ФЗ)</p> <p>4. В документации о закупке заказчик обязан указать используемые при определении поставщика (подрядчика, исполнителя) критерии и их величины значимости. При этом количество используемых при определении поставщика (подрядчика, исполнителя) критериев, за исключением случаев проведения аукциона, должно быть не менее чем два, одним из которых является цена контракта или сумма цен единиц товара, работы, услуги. Не указанные в документации о закупке</p> <p>4)入札参加者の資質(財源、設備その他の物的資源の有無、契約内容に関連する業務経験、ビジネス上の評判、専門家、一定レベルの資格を有するその他の従業員など)。</p> <p>3. 本連邦法第34条第16項に規定する場合及び入札者の入札を評価するためにロシア連邦政府が定めるその他の場合において、本条第1項及び第2項に定める基準の代わりに、契約主体は調達書類に物品のライフサイクル又は業務遂行の結果として生じる物の価値を基準として設定する権利を有するものとします。業務遂行の結果として生じる物品又は対象物のライフサイクルのコストの計算は、本連邦法第22条第20項に規定する方法論の勧告を考慮して行わなければならない。 (2019年12月27日の連邦法N 449-FZによって修正)</p> <p>4. 発注者は、調達文書において、供給者(契約者、請負者)を決定する際に用いる基準及びその重要な値を明記しなければならない。供給者(請負業者、契約者)の決定に用いる基準の数は、競売の場合を除き、少なくとも2つでなければならない、そのうちの1つは契約価格または商品、作品もしくはサービスの単位の価格の合計でなければならない。調達書類に明記されていない基準及びその値は、入札の評価のために使用することはできません。 (2019年5月1日の連邦法N 71-FZによって修正)</p>

国・地域	GPPを規定する法令	法令種類	所管官庁	法的拘束力(中央省庁等)	GPP基準	活用環境ラベル	法令等で環境ラベルを指し示している箇所
	<p>経済発展省と自然資源・環境省にて、環境ラベル等を使用した関連指令案の作成が行われたが、承認されなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治機関、国営企業、公営企業、自然独占事業体、及び国が参加する事業体の調達を規制 枠組み法であり、調達プロセスの基本原則と主要な規則のみが含まれています。それに基づいて、調達組織は独自の調達規則を作成します。 						<p>критерии и их величины значимости не могут применяться для целей оценки заявок. (в ред. Федерального закона от 01.05.2019 N 71-ФЗ)</p> <p>С т а т ь я 33. Правила описания объекта закупки</p> <p>1. Заказчик при описании в документации о закупке объекта закупки должен руководствоваться следующими правилами:</p> <p>1) в описании объекта закупки указываются функциональные, технические и качественные характеристики, эксплуатационные характеристики объекта закупки (при необходимости). В описание объекта закупки не должны включаться требования или указания в отношении товарных знаков, знаков обслуживания, фирменных наименований, патентов, полезных моделей, промышленных образцов, наименование страны происхождения товара, требования к товарам, информации, работам, услугам при условии, что такие требования или указания влекут за собой ограничение количества участников закупки. Допускается использование в описании объекта закупки указания на товарный знак при условии сопровождения такого указания словами "или эквивалент" либо при условии несовместимости товаров, на которых размещаются другие товарные знаки, и необходимости обеспечения взаимодействия таких товаров с товарами, используемыми заказчиком, либо при условии закупок запасных частей и расходных материалов к машинам и оборудованию, используемым заказчиком, в</p> <p>第 33 条 調達対象物の記述に関するルール</p> <p>1. 契約主体が、調達書類に調達の対象を記載する場合、以下のルールに従うものとする。</p> <p>1)調達対象の説明には、調達対象の機能的、技術的、品質的特性及び性能的特性を明記すること(必要な場合)。調達対象の説明には、商標、サービスマーク、商品名、特許、実用新案、工業意匠、物品の原産国名、物品の仕様、情報、工事及び役務に関する要件、または表示を含まないものとし、当該要件又は表示により調達入札者が制限される場合は、調達入札者は、当該要件又は表示に従うものとする。調達の対象物の説明における商標の参照は、当該参照が「又は同等」の語を伴う場合、又は他の商標を有する商品が互換性がなく、当該商品と顧客が使用する商品との相互作用を確保する必要がある場合、又は顧客が使用する機械設備の予備部品及び消耗品が当該機械設備の技術文書に従って購入される場合、許可されるものとする。</p> <p>(2017年12月31日の連邦法により改正された条項 1 N 504-FZ)</p>

国・地域	GPPを規定する法令	法令種類	所管官庁	法的拘束力(中央省庁等)	GPP基準	活用環境ラベル	法令等で環境ラベルを指し示している箇所
							соответствии с технической документацией на указанные машины и оборудование; (п. 1 в ред. Федерального закона от 31.12.2017 N 504-ФЗ)
7 インド ※オプザ ーバ国	2019年時点で、国家レベルの公共調達法はない 代わりに、公共調達体制は、重複する行政規則とガイドライン、 セクター固有のマニュアル 、及び州固有の法律のフレームワークで運用されている。 Manual For Procurement of Goods 2017 ※役務(work)は、2019年版が最新	ガイ ド ラ イ ン	-	-	なし	GreenPro (タイプ I)	Manual For Procurement of Goods 2017 1.7 Fundamental Principles of Public Procurement General Financial Rules, 2017 (Rule 144) lay down the Fundamental Principles of Public Procurement. These principles and other additional obligations of procuring authorities in public procurement can be organised into five fundamental principles of public procurement, which all procuring authorities must abide by and be accountable for: i) Transparency Principle ---- Omitted---- ii) Professionalism Principle ---- Omitted---- The procedure to be followed in making public procurement must conform to the following yardsticks:- a) The description of the subject matter of procurement to the extent practicable should -- 1. be objective, functional, generic and measurable and specify technical, qualitative and performance characteristics; 2. not indicate a requirement for a particular trade mark, trade name or brand. ---- Omitted---- iii) Broader Obligations Principle ---- Omitted---- iv) Extended Legal Responsibilities Principle v) 公的説明責任の原則

国・地域	GPPを規定する法令	法令種類	所管官庁	法的拘束力(中央省庁等)	GPP基準	活用環境ラベル	法令等で環境ラベルを指し示している箇所
							<p style="text-align: center;">---- Omitted ----</p> <p>v) Public Accountability Principle</p> <p>2.1 Need Assessment 2.1.1 Procurements should be initiated only based on an indent from the user Department. The authority in the user Department initiating the indent for procurement shall first determine the need (including anticipated requirement) for the subject matter of the procurement. Description and specification of need assessment is of fundamental importance in ensuring value for money, transparency, competition and level playing field in procurement. The user Department shall maintain all documents relating to the determination and technical/financial/budgetary approvals of the need for procurement. During need assessments, the following matters are decided to comply with the 'Procurement Guidelines':</p> <p>i) The expression/description of the need keeping in view the Value for Money (VfM) and to ensure wide competition. Therefore to the extent practicable it should be:</p> <p>a) Unambiguous, complete, using common terminology prevalent in relevant trade;</p> <p>b) In accordance with the guidelines prescribed if any in this regard;</p> <p>c) Except in case of proprietary purchase from a selected single source, reference to brand names, catalogue numbers or other details that limit any materials or items to specific manufacturer(s) should be avoided as far as possible. Where unavoidable, such item descriptions should always be followed by the words "or</p> <p>2.1 評価の必要性 2.1.1 調達には、それを使用する部門からの要望に基づいてのみ開始されなければならない。調達を希望する部門は、まず調達の対象物の必要性(予想される必要性も含む)を決定しなければならない。必要性評価の記述及び特定は、調達における金銭的価値、透明性、競争及び公平な競争条件を確保する上で基本的に重要である。調達物を使用する部門は、調達の必要性の決定及び技術的/財政的/予算的承認に関連する全ての文書を保持しなければならない。必要性評価の際、「調達ガイドライン」に従い、以下の事項が決定される。</p> <p>i) バリュフォーマネー(VfM)を考慮し、幅広い競争を確保するための必要性を表現/説明したもの。従って、実行可能な範囲で、次のようにする必要がある。</p> <p>a) 関連する取引で一般的な一般的な用語を使用し、曖昧さがなく、完全であること。</p> <p>b) この点に関して規定されたガイドラインがある場合、それに従うこと。</p> <p>c) 選択された単一の供給元から独自に購入する場合を除き、材料や品目を特定のメーカーに限定するようなブランド名、カタログ番号、その他の詳細への言及は、可能な限り避けなければならない。やむを得ない場合、そのような品目の説明の後には、必ず "または実質的に同等の" という表現を付記しなければならない。</p>

国・地域	GPPを規定する法令	法令種類	所管官庁	法的拘束力(中央省庁等)	GPP基準	活用環境ラベル	法令等で環境ラベルを指し示している箇所	
							<p>substantially equivalent”</p> <p>2.2 Formulation of Technical specifications (TS)</p> <p>2.2.1 The procuring authority should ensure that specifications are developed to ensure VfM, level playing field and wide competition in procurement (Rule 173 (ix) of GFR 2017). The TS constitute the benchmarks against which the Procuring Entity will verify the technical responsiveness of bids and, subsequently, evaluate the bids. Therefore, well-defined TS will facilitate the preparation of responsive bids by bidders as well as examination, evaluation and comparison of the bids by the Procuring Entity. It would also help in ensuring the quality of the supplied goods. The procuring authority should ensure that the specification should:</p> <p>---- Omitted----</p> <p>vi) Comply with sustainability criteria and legal requirements of environment or pollution control and other mandatory and statutory regulations, or internal guidelines, if any, applicable to the goods to be purchased:</p> <p>---- Omitted----</p> <p>ix) Should have emphasis on factors such as efficiency, optimum fuel/power consumption, use of environmental-friendly materials, reduced noise and emission levels, low maintenance cost, and so on.</p> <p>---- Omitted----</p> <p>The Bureau initiated the Standards & Labelling Programme for equipment and appliances in 2006 to provide the consumer an informed choice about the energy saving and thereby the cost saving potential of the relevant marketed product. The scheme is invoked for 21 equipment/appliances, i.e. Room Air Conditioners,</p> <p>---- Omitted----</p>	<p>2.2 技術仕様(TS)の策定</p> <p>2.2.1 調達当局は、調達における VfM、公平な競争条件、及び幅広い競争を確保するための仕様が作成されていることを保証しなければならない(GFR 2017 の規則 173(ix))。TS は、調達機関が入札の技術的な応答性を検証し、その後、入札を評価するためのベンチマークを構成する。従って、明確に定義された TS は、入札者による応答性の高い入札の準備と同様に、調達機関による入札の審査、評価、比較を容易にする。また、供給物の品質を確保するためにも役立つ。調達当局は、仕様書が以下になることを保証すべきである。</p> <p>----中略----</p> <p>vi) 調達する物品に適用される持続可能性基準、環境基準または公害防止に関する法的要件、その他の強制的かつ法定な規制、または内部ガイドライン(ある場合)を遵守する。</p> <p>---中略---</p> <p>ix) 効率、最適な燃料/電力消費、環境に優しい材料の使用、騒音や排出レベルの低減、低メンテナンスコストなどの要素を重点する必要がある。</p> <p>---中略---</p> <p>エネルギー効率局 (Bureau of Energy Efficiency: BEE)は、消費者に関連製品の省エネ性、ひいてはコスト削減の可能性について十分な情報を提供するため、機器・家電製品の規格・表示プログラムを開始した。この制度は、ルームエアコンなど 21 の機器・家電製品に対して実施される。</p> <p>---中略---</p>

国・地域	GPPを規定する法令	法令種類	所管官庁	法的拘束力(中央省庁等)	GPP基準	活用環境ラベル	法令等で環境ラベルを指し示している箇所	
							<p>Of which the first 8 products have been notified under mandatory labelling since 7th January, 2010. The other appliances are presently under voluntary labelling phase</p> <p>--- Omitted---</p> <p>We should try to build either the BEE Star rating where applicable and minimum energy efficiency where such star ratings are not yet available, into the TS (in accordance with Rule 173 (xvii) of GFR 2017). Such benchmarking illustrates use of neutral and dependable benchmarking in procurement of sustainable environmentally favourable goods by way of appropriately formulated Technical Specifications. In a similar fashion, other Type III Eco-labels as per ISO 14020 or voluntary Environmental Standard can be used for specifying environmental sustainability criteria.</p>	<p>そのうち最初の8製品は、2010年1月7日以降、必ずラベルによる表示をしなければならないと通知された。その他の家電製品のラベル表示については、現在、任意となっている。</p> <p>---中略---</p> <p>該当する場合は BEE 星マークによる多段階評価を、そのような多段階評価がまだない場合は、最小エネルギー効率のいずれかを TS に組み込むようにすべきである(GFR 2017の規則 173(xvii)に準拠)。このようなベンチマークは、適切に策定された技術仕様による持続可能で環境に優しい物品の調達において、中立的で信頼できるベンチマークの使用を示している。同様に、ISO 14020または自主的な環境基準に準拠した他のタイプ III エコラベルを使用して、環境持続可能性基準の指定に活用できる。</p>
8 ニュージーランド ⑧	Government Procurement Rules (4 th , 2019)	政策	New Zealand Government Procurement and Property (NZGPP) ※ MBIE の局もしくは外局の一つ Ministry of Business, Innovation and Employment (MBIE)	推奨	なし	環境チョイス NZ、グリーンシール(アメリカ)(共にタイプ I)、フェアトレード、FSC 他	<p>Government Procurement Rules</p> <p>RULE 16 BROADER OUTCOMES 1. Each agency must consider, and incorporate where appropriate, Broader Outcomes when purchasing goods, services or works. 2. Broader Outcomes are the secondary benefits that are generated from the procurement activity. They can be environmental, social, economic or cultural benefits.</p> <p>RULE 27 TECHNICAL SPECIFICATIONS 1. An agency must not apply technical specifications or prescribe conformance</p>	<p>政府調達ルール</p> <p>ルール 16 より広域な結果 1. 各機関は、物品、役務、または工事を調達する際に、より広義の成果を考慮し、必要に応じて取り入れなければならない。 2. 広義の成果とは、調達活動から生み出される二次的な利益を指す。それらは、環境的、社会的、経済的または文化的な利益である。</p> <p>ルール 27 技術仕様 1.機関は、サプライヤに不必要な障害をもたらすような方法で、技術仕様を適用したり、</p>

国・地域	GPPを規定する法令	法令種類	所管官庁	法的拘束力(中央省庁等)	GPP基準	活用環境ラベル	法令等で環境ラベルを指し示している箇所						
							<p>requirements in a way that creates unnecessary obstacles for suppliers.</p> <p>2. Where appropriate, technical specifications must be based on:</p> <p>a. performance and functional requirements, not on design or a prescribed licensing model or a description of their characteristics</p> <p>b. international standards where they exist, otherwise the appropriate New Zealand technical regulations, standards, or building codes.</p> <p>3. When an agency describes technical specifications, it must not (except under Rule 27.4):</p> <p>a. require or refer to a particular trademark or trade name, patent, design or type</p> <p>b. refer to the specific origin of the goods, services or works or the name of the producer or supplier.</p> <p>4. The exception to Rule 27.3 is when it is the only way to make the requirements understood. In this case, an agency must include words like 'or equivalent' in the specification and make it clear that it will consider equivalent goods, services or works that can be demonstrated to fulfil the requirement.</p>	<p>適合要件を規定してはならない。</p> <p>2.必要に応じて、技術仕様は以下に基づく必要がある。</p> <p>a.性能及び機能要件であって、設計や所定のライセンスモデルや特性の記述に関するものではないこと</p> <p>b.国際規格がある場合はその規格、そうでない場合は適切なニュージーランドの技術規則、規格、または建築基準法。</p> <p>3.機関が技術仕様を記述する場合、次のことを行ってはならない(規則 27.4を除く)。</p> <p>a. 特定の商標または商号、特許、デザイン、または型式を要求または参照すること</p> <p>b. 物品、役務、または工事の特定の生産地、または生産者や供給者の名称を参照すること。</p> <p>4. 規則 27.3 の例外は、それが要件を理解させる唯一の方法である場合である。この場合、機関は仕様書に「または同等の」などの表現を含め、要件を満たすことが実証できる同等の物品、役務、または工事を検討することを明確にしなければならない。</p>					
							<p>Section 7 定義</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1588 1023 1697 1102">technical specifications</th> <th data-bbox="1697 1023 1753 1102">Rule 27</th> <th data-bbox="1753 1023 2016 1102">次のいずれかの入札要件:</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1588 1102 1697 1401"></td> <td data-bbox="1697 1102 1753 1401"></td> <td data-bbox="1753 1102 2016 1401"> <ul style="list-style-type: none"> 調達する物品、役務または工事の品質、性能、安全性及び寸法等の特性またはそれらの生産、もしくは提供のためのプロセス及び方法を規定すること。また 物品、役務、または工事に適用される用語、記号、包装、マーキング、またはラベルの要件に </td> </tr> </tbody> </table>	technical specifications	Rule 27	次のいずれかの入札要件:			<ul style="list-style-type: none"> 調達する物品、役務または工事の品質、性能、安全性及び寸法等の特性またはそれらの生産、もしくは提供のためのプロセス及び方法を規定すること。また 物品、役務、または工事に適用される用語、記号、包装、マーキング、またはラベルの要件に
technical specifications	Rule 27	次のいずれかの入札要件:											
		<ul style="list-style-type: none"> 調達する物品、役務または工事の品質、性能、安全性及び寸法等の特性またはそれらの生産、もしくは提供のためのプロセス及び方法を規定すること。また 物品、役務、または工事に適用される用語、記号、包装、マーキング、またはラベルの要件に 											

国・地域	GPPを規定する法令	法令種類	所管官庁	法的拘束力(中央省庁等)	GPP基準	活用環境ラベル	法令等で環境ラベルを指し示している箇所
							<p>requirements, as they apply to a goods, service or works.</p> <p>対処する。</p> <p>guidance on: Environmentally sustainable procurement</p> <p>環境・持続可能調達に関するガイドライン その他の調達の決定について</p> <p>For other buying decisions Consider using marks, labels or certifications that identify goods or services that conform to specific sustainability standards to help inform your requirements. This can include technical standards that might be public or private, national, regional or international. For example, Environmental Choice NZ, Fair Trade or specific product labelling, such as the Forestry Stewardship Certification for wood and paper products.</p> <p>特定の持続可能性基準に準拠する商品またはサービスを識別するマーク、ラベル、または認証を使用して、要件を通知することを検討してください。これには、公的または私的、国内、地域、または国際的な技術基準が含まれる場合があります。たとえば、Environmental Choice NZ、フェアトレード、または木製品や紙製品の Forestry Stewardship Certification などの特定の製品ラベル。</p> <p>Use only the parts of the technical and sustainability standards that are relevant to your agency you're your procurement. Using this approach means that your agency can buy any goods and services that meet these standards and not just those that have formal sustainability marks, labels or certifications.</p> <p>特定の持続可能性基準に適合する物品または役務を特定するマーク、ラベル、または認証の利用を検討し、要求事項の周知に役立てる。これには、公的または私的、国内、地域、または国際的な技術基準が含まれる場合があります。例えば、Environmental Choice NZ、フェアトレード、または木製製品や紙製品の Forestry Stewardship Certification などの特定のラベルがある。</p> <p>It's important not to apply technical specifications in a way that creates unnecessary obstacles for suppliers. This means you can't require or refer to a particular trademark, tradename patent or type.</p> <p>サプライヤに不必要な障害をもたらすような形で技術仕様を適用しないことが重要である。つまり、特定の商標、商号、特許、または型式を要求したり、参照したりしてはいけない。</p>

国・地域	GPPを規定する法令	法令種類	所管官庁	法的拘束力(中央省庁等)	GPP基準	活用環境ラベル	法令等で環境ラベルを指し示している箇所
9 スペイン ⑥	The principal piece of legislation regulating public sector contracts in Spain is Law 9/2017, of 8 November, on public sector contracts (“Law 9/2017”), which transposes European Directive 2014/23/UE and Directive 2014/24/UE. (The new Law on Public Sector Contracts)	法律	省庁間組織(環境移行・人口問題省及び財務省が中心的役割)	推奨	なし	EU エコラベル、TCO、ブルーエンジェル、ノルディックスワン(全てタイプ I)他	<p>欧州指令 2014/23/UE 及び指令 2014/24/UE を反映したスペインにおける公共部門契約に関する法律 (11 月 8 日付 法律 No. 9/2017) (公共部門契約に関する法律)</p> <p>第 127 条 ラベル</p> <p>1. 本法において「ラベル」とは、当該工事、物品、役務、プロセス、または手順が特定の要件を満たしていることを確認する文書、証明書、または認定を意味する。</p> <p>2. 契約当局が、特定の環境的、社会的またはその他の特性を備えた工事、供給物または役務を調達しようとする場合、以下の条件を全て満たすことを条件に、技術仕様、落札基準、または契約履行条件において、工事、役務、または供給物が、有機農業や家畜飼育、フェアトレード、男女平等、国際労働機関の主要条約への準拠を保証するものなどの証明手段として、特定のラベルを要求できるものとする</p> <p>a) ラベルの要件は、契約の主題に関連し、契約の主題である公共工事、供給物又はサービスの特性を定めるために適切であること。</p> <p>b) ラベルの要求事項は、客観的に検証可能で、かつ非差別的な基準に基づいていること。</p> <p>c) 環境ラベルは、政府機関や消費者、社会団体、事業者、非政府団体など関連する全てのステークホルダーが参加可能で、オープンかつ透明性のある手続きで制定されていること。</p>

国・地域	GPPを規定する法令	法令種類	所管官庁	法的拘束力(中央省庁等)	GPP基準	活用環境ラベル	法令等で環境ラベルを指し示している箇所
							<p>transparente en el que puedan participar todas las partes concernidas, tales como organismos gubernamentales, los consumidores, los interlocutores sociales, los fabricantes, los distribuidores y las organizaciones no gubernamentales.</p> <p>d) Que las etiquetas sean accesibles a todas las partes interesadas.</p> <p>e) Que los requisitos exigidos para la obtención de la etiqueta hayan sido fijados por un tercero sobre el cual el empresario no pueda ejercer una influencia decisiva.</p> <p>f) Que las referencias a las etiquetas no restrinjan la innovación.</p> <p>Quando una etiqueta cumpla las condiciones previstas en el apartado 2, letras b), c), d) y e), pero establezca requisitos no vinculados al objeto del contrato, los órganos de contratación no exigirán la etiqueta como tal, pero, en sustitución de esta, podrán definir las prescripciones técnicas por referencia a las especificaciones detalladas de esa etiqueta o, en su caso, a partes de esta, que estén vinculadas al objeto del contrato y sean adecuadas para definir las características de dicho objeto.</p> <p>3. Los órganos de contratación que exijan una etiqueta específica deberán aceptar todas las etiquetas que verifiquen que las obras, suministros o servicios cumplen requisitos que sean equivalentes a aquellos que son exigidos para la obtención de aquella.</p> <p>El órgano de contratación aceptará otros medios adecuados de prueba, incluidos los mencionados en el artículo 128, que demuestren que las obras, suministros o servicios que ha de prestar el futuro contratista cumplen los requisitos de la etiqueta específica exigida.</p> <p>4. Cuando los órganos de contratación no requieran en los pliegos que las obras, suministros o servicios cumplan todos los requisitos exigidos para la obtención de una</p> <p>d)ラベルは、全ての関連当事者がアクセスできるようになっていること。</p> <p>e)ラベルの要求事項は、ラベルを申請する事業者による直接的な影響を受けない第三者機関により定められていること。</p> <p>f)ラベルへの言及は、イノベーションを制限するものではないこと。</p> <p>ラベルが第2項の(b)、(c)、(d)及び(e)に示す条件を満たすが、契約の主題に関連しない要件を定めている場合、契約当局はラベルそのものを要求してはならないが、ラベルの代わりに、契約の主題に関連し、当該主題の特性を定義するのに適したラベルの詳細仕様又は、適宜その一部を参照し技術規定を定めることがある。</p> <p>3. 特定のラベルを必要とする契約当局は、工事、供給物、または役務が、特定のラベルに要求される要件と同等の要件を満たしていることを確認した全てのラベルを受け入れるものとする。</p> <p>契約当局は、第128条に言及されるものを含み、入札者が提供する工事、供給物、または役務が要求される特定のラベルの要件を満たすことをし、他の適切な証明手段を受け入れるものとする。</p> <p>4. 契約当局は、入札書類において工事、供給物又は役務がラベル取得のための全ての要件を満たすことを要求しない場合、契約当局はこれらの要件のうち、どの要件に言及しているのかを示さなければならない</p>

国・地域	GPPを規定する法令	法令種類	所管官庁	法的拘束力(中央省庁等)	GPP基準	活用環境ラベル	法令等で環境ラベルを指し示している箇所	
							<p>etiqueta, indicarán a cuáles de dichos requisitos se está haciendo referencia.</p> <p>5. La indicación de una etiqueta específica en las prescripciones técnicas en ningún caso exime al órgano de contratación de su obligación de detallar con claridad en los pliegos las características y requisitos que desea imponer y cuyo cumplimiento la etiqueta específica exigida pretende probar.</p> <p>6. La carga de la prueba de la equivalencia recaerá, en todo caso, en el candidato o licitador.</p>	<p>い。</p> <p>5. 技術仕様に特定のラベルを表示することは、いかなる場合にも、契約当局が課したい特性及び要求事項を入札文書に明確に詳述し、要求される特定のラベルがその遵守を証明することを意図する義務から免除されるものではない。</p> <p>6. 同等性の証明責任は、いかなる場合においても、候補者または入札者にある。</p>
10	ス イ ス ③ 公共調達法(2021年1月施行、2019年6月21日公布)(BöB) ※英語は PDF のみ ※概要 → 公共調達に関する条例(VöB) → 連邦政府の公共調達組織に関する条例(Org-VöB) <州レベル>	法律	連邦環境・運輸・エネルギー・通信省 連邦環境局 (Federal Office for the Environment: FOEN)	推奨	参考サイトが複数 パート1 パート2	直接的には推奨していない	<p>Empfehlung Nachhaltige Beschaffung (20.07.2021)</p> <p>3.2.4 Technische Spezifikationen und Umweltlabels Technische Spezifikationen dürfen zu keinem Handelshemmnis führen. Wenn immer möglich, sollen internationale Normen oder nationale Normen, die internationale Normen umsetzen, zur Formulierung von technischen Spezifikationen verwendet werden. Ein Hilfsmittel für die Formulierung von Umweltkriterien können Umweltlabels sein, vorausgesetzt sie erfüllen folgende Anforderungen</p> <ul style="list-style-type: none"> · die zugrundeliegenden Kriterien sind transparent, objektiv und nichtdiskriminierend, · sie sind für alle zugänglich und · sie werden von einer unabhängigen Stelle vergeben <p>Gleichwertige Zertifikate oder andere Arten des Nachweises sind immer zuzulassen. Die Auftraggeberin darf in den Ausschreibungsunterlagen transparent darlegen, dass die Gleichwertigkeit von der Anbieterin bewiesen werden muss. Zur Prüfung der genannten Eigenschaften können z.B. Labelinfo oder die</p>	<p>持続可能な調達に関する提言(2021年7月20日)</p> <p>3.2.4 技術仕様と環境ラベル 技術仕様は貿易障壁につながるものであってはならない。技術仕様の策定には、可能な限り、国際規格または国際規格を移項した国内規格を使用すべきである。環境ラベルは、以下の要件を満たしていれば、環境基準の策定を支援することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な基準が透明で、客観的、非差別的であること。 ・すべての人がアクセス可能であること。 ・独立した機関によって認証されること <p>同等の証明書や他の種類の証明書を常に認めるものとする。契約主体は、入札書類の中で、同等性を入札者が証明しなければならないことを明確に記載することができる。Labelinfo や Sustainability Map を用いて、上記の特性を確認することができる。入札は、ラベルの根拠となる定義された要件を満たす必要がある。特定のラベルは、複数の入札者がそれを満たすことができ、ラベルの</p>

国・地域	GPPを規定する法令	法令種類	所管官庁	法的拘束力(中央省庁等)	GPP基準	活用環境ラベル	法令等で環境ラベルを指し示している箇所
	公共調達に関する 州間協定(IVöB)						<p>Sustainability Map beigezogen werden. Angebote sollen definierte Anforderungen, welche einem Label zugrunde liegen, erfüllen. Ein bestimmtes Label darf nur vorausgesetzt werden, wenn mehrere Anbieterinnen es erfüllen können und alle Kriterien des Labels in Bezug zum Beschaffungsgegenstand stehen.</p> <p>Beispiele von zulässigen Anforderungen: Standard 100 by Oeko-Tex für Textilien oder ein anerkanntes Biolabel für Lebensmittel; FSC für Holzprodukte. Beispiel einer unzulässigen Anforderung: explizite ausschliessliche Nennung des Labels Bio Suisse Knospe für Lebensmittel.</p> <p>Die Auftraggeberin hat im Rahmen des Vergabeverfahrens sicherzustellen, dass die Anbieterin die Anforderungen erfüllt. Die Festlegung der zu erbringenden Nachweise liegt im Ermessen der Auftraggeberin. Sie hat in den Ausschreibungsunterlagen bekannt zu geben, zu welchem Zeitpunkt welche Nachweise einzureichen sind. Die Wahl der Nachweise soll projektspezifisch und risikobasiert erfolgen. Bei Projekten, bei denen aufgrund einer Risikoabklärung (beispielsweise im Rahmen einer Markt- oder Signifikanzanalyse) ein erhöhtes Risiko für eine Nichterfüllung der Anforderungen der Ausschreibung vermutet werden muss, sollen mehr Nachweise gefordert resp. diese detaillierter geprüft werden. Die ausgefüllte und unterzeichnete Selbstdeklaration der Anbieterin stellt regelmässig einen rechtsgültigen Nachweis dar. Auch die Aufnahme in ein Verzeichnis ist eine zulässige Form des Nachweises ---- Omitted----</p> <p>In solchen Ausschreibungen kann die Auftraggeberin als Nachweis das Einreichen eines ausgefüllten Fragebogens vorsehen. Dieser Fragebogen kann Fragen betreffend die massgebenden Pflichten und Vorgaben in Bezug auf die Teilnahmebedingungen enthalten. Weiter kann im Fragebogen vorgesehen sein, dass</p> <p>全ての基準が調達の対象に関連している場合にのみ使用できる。</p> <p>許容される事項の例： 繊維製品は Oeko-Tex スタンダード 100、食品は公認のオーガニックラベル、木製品は FSC。</p> <p>許可されない要件の例： 食品用の Bio Suisse Bud ラベルの明示的かつ排他的な記載。</p> <p>落札手続きの枠組みの中で、契約当局は入札者が要件を満たしていることを確認しなければならない。契約当局は提供すべき証拠を決定する責任がある。契約当局は、どの時点でどのような証拠を提出すべきかを入札書類に示さなければならない。エビデンスの選択は、プロジェクトに特化したリスクベースのものであるべきである。リスク評価に基づいて、入札の要求事項を満たさないリスクの増加を想定しなければならないプロジェクトの場合（例えば、市場分析または重要性分析の範囲内）、より多くの証拠を要求するか、またはより詳細に検討する必要がある。入札者の記入及び署名された自己宣言は、法的に十分な証拠となる。また、ディレクトリに含まれることも、許容される証明の一形態となる。</p> <p>---中略---</p> <p>このような入札では、契約当局は証拠として記入された質問票の提出を求めることができる。この質問票には、参加条件に関する義務や要件に関する質問が含まれる場合がある。さらに、要求事項への適合に関して、既存のラベル／証明書の提出を求めることも</p>

国・地域	GPPを規定する法令	法令種類	所管官庁	法的拘束力(中央省庁等)	GPP基準	活用環境ラベル	法令等で環境ラベルを指し示している箇所	
							<p>die Anbieterinnen allfällige vorhandene Labels/Zertifikate in Bezug auf die Einhaltung der Anforderungen einreichen können. Die Anbieterin kann zudem im Fragebogen aufgefordert werden, mit dem Angebot eine vorhandene Bestätigung über eine bereits durchgeführte Kontrolle einzureichen bzw. die Auftraggeberin kann sich die Durchführung einer solchen Kontrolle vorbehalten.</p>	<p>可能である。また、入札者は質問票において、既の実施された検査の確認書を入札書とともに提出するよう要求されることがあり、契約当局はそのような検査を実施する権利を留保することができる。</p>
						<p>Beschaffungsrecht Art. 30 Technische Spezifikationen 1 Die Auftraggeberin bezeichnet in der Ausschreibung oder in den Ausschreibungsunterlagen die erforderlichen technischen Spezifikationen. Diese legen die Merkmale des Beschaffungsgegenstands wie Funktion, Leistung, Qualität, Sicherheit und Abmessungen oder Produktionsverfahren fest und regeln die Anforderungen an Kennzeichnung und Verpackung. 2 Bei der Festlegung der technischen Spezifikationen stützt sich die Auftraggeberin, soweit möglich und angemessen, auf internationale Normen, ansonsten auf in der Schweiz verwendete technische Vorschriften, anerkannte nationale Normen oder Branchenempfehlungen. 3 Bestimmte Firmen oder Marken, Patente, Urheberrechte, Designs oder Typen sowie der Hinweis auf einen bestimmten Ursprung oder bestimmte Produzentinnen sind als technische Spezifikationen nicht zulässig, es sei denn, dass es keine andere hinreichend genaue oder verständliche Art und Weise der Leistungsbeschreibung gibt und die Auftraggeberin in diesem Fall in die Ausschreibungsunterlagen die Worte «oder gleichwertig» aufnimmt. Die Gleichwertigkeit ist durch die Anbieterin</p>	<p>公共調達法(2021年1月施行、2019年6月21日公布)(BöB) 第30条 技術仕様 1 契約当局は、入札の案内又は入札書類において、必要な技術仕様を指定しなければならない。機能、性能、品質、安全性、寸法、生産工程など調達対象の特性を定義し、ラベルや包装の要件を規定するものとする。 2 技術仕様を決定する場合、契約当局は可能かつ適切な限り、国際規格、またはスイスで使用されている技術規則、公認の国家規格もしくは業界推奨に依拠するものとする。 3 特定の企業やブランド、特許、著作権、デザインまたは型式、特定の原産地または特定の生産者への言及は、他に性能を説明する十分に正確な説明ができなく、契約当局が入札書類に「または同等品」という言葉を記載しない限り、技術仕様として認められない。同等であることを入札者が証明する必要がある。 4 契約当局は、天然資源の保全または環境保護のための技術仕様を作成することができ</p>	

	国・地域	GPPを規定する法令	法令種類	所管官庁	法的拘束力(中央省庁等)	GPP基準	活用環境ラベル	法令等で環境ラベルを指し示している箇所
								nachzuweisen. 4 Die Auftraggeberin kann technische Spezifikationen zur Erhaltung der natürlichen Ressourcen oder zum Schutz der Umwelt vorsehen.

Ⓒ：WTO 政府調達協定(GPA)受託国

中：中央政府及び関連公的機関

地：地方自治体

1) カナダ

UL

① ヒアリング概要

日 時：2021年12月15日(水) 22:00～22:40

会 場：オンライン会議

言 語：英語

参加者：(カナダ) Ms. Catherine Sheehy (UL), Global Lead of Sustainability Partnerships,

Retail and Consumer Products, PRIDE Business Resource Group

(日本) (公財)日本環境協会 エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志

同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸

② ヒアリング結果

	質問	回答
1	カナダ政府は2012年に改定されたWTO GPA(政府調達協定)を国内の法規制に反映していないが、改定されたWTO GPAは2014年に発効している。 したがって、カナダ政府としては、WTO GPAそのものを、もしくは各国の自由貿易協定で考慮しているとの認識でよいか。	送付してもらった質問票をもとに調べてみたものの、詳しくは分からなかった。ただし、カナダはWTOに加盟しており、GPA受諾国の一つである。そのため、WTOのガイドラインに従うことはもちろん、GPAについても準拠しているという理解である。
2	カナダではGPP/SPPを定めた法律や規則はなく、「グリーン調達ポリシー」などによってGPP/SPPが推奨レベルで行われているようだが、品目ごとに環境要件を定めた基準やガイドラインはあるか。	日本側の調査通り、私が把握している限りでは、「グリーン調達ポリシー(Policy on Green Procurement)」がカナダでの環境配慮型製品の調達を促進させる関連政策であると理解している。第7条で、環境に取り組む責務とライフサイクルの考え方を調達計画に盛り込むことを、カナダの公的機関の責任者に対して要求している。入念な調査をしたわけではないが、公共調達に特定の環境ラベルを要求した規定はなかった。このポリシーに記されている表現は、どちらかというと抽象的で、解釈次第で柔軟な取組が可能となっている印象がある。例えば、バリューフォーマネーの考え方で環境配慮型製品を調達することを求めているが、環境ラベルの活用も手段の一つであり、調達機関の解釈次第でバリューフォーマネーの実現方法のアプローチが変わってくる。環境ラベルを要件にする点については、地方の取組についても深堀すれば、様々な環境ラベルを使用しているところもあるかもしれない。
3	カナダ政府として活用を推奨している環境ラベルはあるか。もしある場合、EU公共	詳細は分からないが、以前はカナダ政府の制度であったエコロゴ(旧称：テラチョイス)が、政府が運営する制度であったことから、エコロゴを参照する機関もそれなり

	調達指令の第 43 条のように、それらの環境ラベルを選定した理由やガイドラインなどはあるか。	にあったと記憶している。しかしその後、ガイドラインや様々な情報ツールがアップデートされており、より広範な意味で解釈できるようになってきていることから、現在は具体的な環境ラベルを指し示しているわけではないと思う。
4	同様の基準を満たしている環境ラベルや海外のタイプ I 環境ラベルは、将来的に対象になる可能性はあるか。	無回答
5	特定の商標(環境ラベル)を示す場合、GPA では同等のものも受け入れることを求めている。カナダでは、この「同等性」を確認する人は誰か(調達者かサプライヤーか)、あるいはそれを示しているガイドライン等はあるか。	わからない。ただし、同等性を判断することについては、同等のものは何かということを理解することも含めて、多くの調達者にとって非常に難しい課題である。また、今回の議論の主眼ではないが、サステナビリティ会計基準委員会(SASB)が公開している ESG 要素に関する開示基準である SASB スタンドダードでは、環境や持続可能性に関する第三者認証を取得した製品の調達額を開示する項目において、アメリカ EPA の制度である国際エネルギースターや Water Sense などの環境ラベルを具体的に示しているものの、「including, but not limited to(～を含むがこれ(ら)に限定されるものではない)」という表現が付記されている。「or equivalent」に代わる表現の一つで、他の様々な事例でも最近よく使用されているのを見かける。また、この中には GEN メンバーの環境ラベルはもちろん、UL の環境ラベルが含まれていなかったため、実際に SASB を訪問し相談したが、含まれることはなかった。
6	他に、環境ラベルの活用方法について WTO 協定(GATT)・GPA の非関税障壁を考慮して作成された法律/規則/計画/取組はあるか。	「環境配慮型商品の購入促進法」は基本法で、他の多くの法律が関連しているため、分からない。
7	環境ラベルは、入札仕様書にどのように記載されているのか。	詳細は分からない。ただし、カナダ政府のウェブサイトでは、「環境ラベルと環境主張 (https://www.ic.gc.ca/eic/site/Oca-bc.nsf/eng/ca02523.html)」というページがあり、環境ラベルを紹介している。掲載されている環境ラベルにお墨付きを与えているわけではなく、あくまでも情報提供

		<p>という位置づけである。また、過去にカナダ政府が推奨していたスコアカードといった点数表を環境配慮型製品の調達に活用しているところもある(https://www.tpsgc-pwgsc.gc.ca/app-acq/ae-gp/paer-cgpp-eng.html)。このスコアカードの中には、エコロゴを参照する要件も記されているが、どこまでこのスコアカードが調達機関に活用されているかはわからない。</p> <p>カナダ政府の方針としては、具体的な制度を指し示すという方向から離れていっている印象がある。具体的な内容を法規等で規制することで、訴訟リスクがあるため、調達ガイドラインなどは幅広い解釈ができる内容になっていると思われる。</p>
8	<p>調達時には、認定の証明手段として認定証などの提出が求められるのか(調達担当者はどのようにグリーン製品であることを確認するのか)。</p>	<p>7の回答と同じ</p>
9	<p>調達担当者が環境配慮型製品・サービスをより容易に、確実に調達できるよう環境ラベルを活用したGPP制度(法律、ガイドライン等)を設計するにあたってアドバイスがあれば教えてほしい。</p>	<p>「Or equivalent」という表現はアメリカの公共調達では非常に多く使われており、カナダでも同様と思う。</p> <p>WTOの内容を詳しく見たわけではないためはっきりとしたことは言えないが、そのような使い方がされていても不思議ではない。当然、公共調達制度として、独占を招くものや参入障壁となるものは作りたくない。しかし、容易かつ効率的な公共調達のために、可能な限り、明確かつ簡単な手法を作りたいと思うだろう。特に、調達担当者にとっては、このような知見を持っていたとしても、制度や法律等を正しく理解し、正確に運用するためには、それなりの時間をかける必要があるだろう。時間も限られている中、このような環境配慮型製品の簡易な調達方法は望ましいのではないか。アメリカでは、EPAがGPPのガイダンスの改定手続き中で、そのガイダンスには具体的な環境ラベルがいくつか示されており、日本のような表現「Or equivalent」も活用されている。</p> <p>商標に対する懸念について、公式に商標登録していないものも、商標とみなされるだろう。また、ULの全てのロゴは商標登録しており、他社が使用できないようにな</p>

	<p>っている。</p> <p>日本のアプローチのように、具体的なラベル名を表記することはよい方向性と感じる。さらに、「Or equivalent」の表現を盛り込むことで特定の制度のみがメリットを受けることを避けることができると思う</p>
--	--

2) ブラジル

ブラジル技術規格協会 (ABNT)

① ヒアリング概要

日 時：2021年10月8日(金) 21:00～23:00

会 場：オンライン会議

言 語：英語

参加者：(ブラジル) Mr. Vinicius Gomes Ribeiro, Gerência de Negócios e Desenvolvimento, ABNT

(日本) (公財)日本環境協会 エコマーク事務局 事業推進課 課長代理 小林 弘幸

② ヒアリング結果

	質問	回答
1	ブラジルの一般的な公共調達 のルールを定める法律は「公 共調達法及び管理契約法(2021 年改正)」であり、GPP を定め る法律や条項を含んだ法規、 ガイドラインはまだないとの 理解でよいか。	<p>「公共調達法及び管理契約法」(2021年改正)において、環境・持続可能性に関する要求事項が盛り込まれている。ただし、具体的な要件(再生材の使用や省エネなど)には触れられていない。</p> <p>(該当箇所の仮訳)</p> <p>第11条 IV-イノベーションと持続可能な国家開発を奨励する。 第144条 エンジニアリングを含む工事、供給、サービスの契約では、入札通知及び入札通知で定義された目標、品質基準、環境持続可能性基準、及び納期に基づいて、請負業者の業績に関連する変動報酬を設定することができる。(略)</p>
2	ブラジルは、政府調達協定 (GPA)への加盟を申請してい るが、「管理契約及び入札法 (2021)」では WTO 協定また は GPA を考慮した改正は行わ れているか。	<p>国際通商の専門家ではないため詳細は分からないが、2021年に改定された「公共調達法及び管理契約法」は、WTOを考慮していると思われる。</p> <p>(該当箇所の仮訳)</p> <p>第42条 通知に示されている可能性のあるブランドの品質と同様に、提案者によって提示された製品の品質の証明は、以下の手段のいずれかによって受け入れられます。</p> <p>I-製品が、管轄の公的機関、ブラジル技術基準協会(ABNT)、または Inmetro によって認定された別の団体によって決定された技術基準に準拠していることの証明。</p> <p>II-製品を購入した同等以上の連邦レベルの別の機関または団体に</p>

		<p>よって発行された満足のいくサービスの宣言。</p> <p>III-管轄の公的機関または認定機関によって発行された、環境面を含む製品または製造プロセスの品質と適合性を測定することを可能にする認証、証明書、実験報告書または同様の文書。</p>
3	<p>「管理契約及び入札法(2021)」では、品質の証明方法として「ブラジル技術基準協会(ABNT)、または Inmetro によって認定された別の団体によって決定された技術基準に準拠していることの証明」とあるが、『ABNT エコラベル』は公共調達に活用されている事例もあると理解してよいか。</p>	<p>環境ラベルを活用している具体的な省庁、機関はわからないが、調達担当者は要求仕様の証明として活用している。どの環境ラベルを活用するかは調達担当者に委ねられている。</p> <p>ただし、環境ラベルを直接指定、入札書類に記載することはできず、政府から発行された基準・規格のみ記載することができる。</p> <p>ABNT は、INMETRO(ブラジル国家度量衡・規格・工業品質院)の認定を受けたブラジルにおける唯一の基準・規格策定機関であり、独立した非営利組織である。公共調達で使用できる基準・規格は政府から発行されたもの(ブラジル規格 ABNT)のみであり、政府機関ではない ABNT エコラベル(規格名 PE-〇〇)を使用することはできない。これは、公共調達は公共の利益に準ずるものでなければならないという原則からきている。</p> <p>また、受け入れることのできる証明書類は、公的機関、ABNT、INMETRO によって認定された団体から発行されたものに限られる。</p>
4	<p>ABNT エコラベルやその他の環境ラベルを活用して調達を実施している省庁や自治体はあるか。その場合、参照する環境ラベルの条件はあるか。</p>	<p>3の回答と同じ</p>
5	<p>環境ラベルを参照した調達が可能である場合、国外の環境ラベルを参照できる可能性はあるか。</p>	<p>海外の環境ラベルを活用することは可能である。ABNT エコラベルが対象としていない品目について、活用されるケースがある。EPEAT、TCO Certified、FSC 等はよく活用されている。先に述べたように、入札書類に記載できるのは INMETRO に認定された団体の証明のみであるが、ブラジルの調達担当者は規則にとらわれず自身の進め方を強行する傾向があり、ABNT 以外の環境ラベルも活用されていると聞く。</p>
6	<p>ABNT エコラベルなどの環境ラベルは、入札仕様書にはど</p>	<p>3の回答と同じ。</p> <p>環境ラベルを証明書類の一つとして受け入れることが可</p>

	のように記載されているのか。	能である。
7	調達時には、認定の証明手段として認定証などの提出が求められるのか(調達担当者はどのようにグリーン製品であることを確認するのか)。	認定証が要求されるケースもある。
8	調達担当者が環境配慮型製品・サービスをより容易に、確実に調達できるよう環境ラベルを活用した GPP 制度(法律、ガイドライン等)を設計するにあたってアドバイスがあれば教えてほしい。	無回答

3) オランダ

SMK (Milieukeur 財団)

① ヒアリング概要

日 時：電子メール

会 場：電子メール

言 語：英語

参加者：(オランダ) Ms. Ineke Vlot, Manager non-food, SMK

(日本) (公財)日本環境協会 エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志
同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸

② ヒアリング結果

	質問	回答
1	「 調達法 2012 」の第 2.87a 条が、EU の公共調達指令(2014/24/EU)の 43 条「ラベル」を反映させた条項であるようだ。環境ラベルの活用が非関税障壁にならないよう WTO 協定(GATT)を考慮したか。	質問で指摘された公共調達法の該当箇所は、公共調達における環境ラベルの使用に関する訴訟を考慮した条項である。SMK は独立した環境ラベル機関であり、公共調達法の改定には関与していないため、公共調達法の改正時に WTO の規定を考慮したかはわからない。 2021 年 11 月に行われた EU 環境ラベル役員会にて、調達での環境ラベルの使用のための法的枠組みがテーマの一つとして議論されたので、ぜひその内容を参照してほしい。これは、調達担当者が、公共調達指令(2014/24/EU)第 43 条の 1 項(1) (事務局注：参照環境ラベルの 5 条件を示す条項)をうまく解釈できず、「グレーエリア」となっていることを議論したものである。
2	オランダの公共調達で活	環境ラベルの活用如何は、製品グループやサービスに依る。環境ラベルは、オランダの「持続可能な公共調達ツール

<p>用されている環境ラベルは何か。また、それらの環境ラベルが選定されている理由は。</p>	<p>(https://www.mvicriteria.nl/en)」にある基準に記されていることがある。以下の URL から例えば、オフィス機器やサービス、ケータリングを参照してほしい。「持続可能な基準に適合している野菜製品のより調達比率が高いこと」(https://www.mvicriteria.nl/en/webtool?cluster=2#/19/2/en)</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> • 欧州 <i>Bio</i> ラベル; <i>EKO</i> ラベル(オランダのオーガニック認証); <i>Demeter</i>(ドイツのオーガニック認証); "オーガニック農法に転換した製品" 品質マーク; <i>On the way to PlanetProof (OPP)</i>品質マーク、もしくは同等の品質マーク. • もしくは同等のもの。もしくは、例えば、少なくとも50%以上の動物性食品は、環境及びアニマルウェルフェア(動物福祉)の基準に適合しなければならない。:少なくとも50%の環境及びアニマルウェルフェア、もしくは同等の品質マークでポジティブスコアの主要品質マークを持つ製品を含む動物性食品。主要品質マークについては、この URL を参照。 <p>主要品質マークに加えて、同等とみなされ、入札者がこの基準を満たしていることを証明するために使用できる特定の製品グループの利用可能な特定の認証/情報システムとは:</p> <ul style="list-style-type: none"> • 環境及び動物福祉の要件または同等の要件で高いスコアを獲得する主要な品質マーク • 以下の特定の認証/情報システム: <ul style="list-style-type: none"> • 魚: <i>VISwijzer Guide</i> のグリーンスコア; • 豚: <i>Varken van morgen</i> スキーム; • 卵: <i>Beter Leven</i> 品質マーク: <i>3 stars</i> 及び/または <i>On the way to PlanetProof</i> ラベル. • 入札者が4年間で割合を50%から100%に増やすことを約束する成長モデルに準拠し、入札者がこの成長モデルを設計し、100%を達成する方法を示す宣言 • もしくは同等のもの <p>その他の事例: クリーニングサービス、詳しくは: https://www.mvicriteria.nl/en/webtool?cluster=2#/48/2/en</p> <ul style="list-style-type: none"> • 要求事項: 表面のクリーニング製品は環境ラベルを取得していること • 使用されるマルチクリーナー、衛生クリーナー、窓クリーナーは、表面クリーナーのEUエコラベルの認定基準を策定した2017年6月23日発行EU決定2017/1217にある要求事項、もしくは同等のものを満たしていること. • EUエコラベル認定証、もしくは同等の認定証 • もしくは同等のもの
--	---

3	環境ラベルを参照した調達が可能である場合、国外の環境ラベルを参照できる可能性はあるか。	国外の環境ラベルを活用することは可能である。ただし、そのような環境ラベルは、独立性、信頼性(製品認証機関としての認定など)、特定の製品基準と試験方法、基準、及び利害関係者の関与を含む基準の開発プロセスに関する情報など、明確に文書化されている必要がある。(公共調達におけるラベルの使用条件を参照)
4	「 調達法 2012 」の第2.87a 条にある「同等性」について、その要件の適合を誰が判断するのか。	製品またはサービスを提供するサプライヤーは、入札に含まれている特定の環境ラベル基準に対するラベルの同等性を明確に実証する必要がある。そして、最終的な決定は調達者が判断する。木材の事例では、オランダの調達基準を評価する木材認証システムの担う委員会(TPAC)がある (https://www.tpac.smk.nl/32/home.html を参照)。 TPAC は木材認証システムをもとに評価し、その結果についてオランダ社会基盤・水管理省(I&W)に助言する。TPAC の目的は、100%持続可能な木材を調達するという政府の取り組みを促進することである。オランダの利害関係者とともに開発された「木材の調達基準」のほかに、TPAC にはその評価が透明性、信頼性、検証可能をもって行われていることを確認する手続きを有している。
5	環境ラベルは、入札仕様書にどのように記載されているのか。	入札文書にどのように環境ラベルが記されているかは、入札にアクセスできないためわからない。しかし通常、調達者は調達基準において環境ラベルを直接参照しているのではなく、証明方法の一つとして参照しているというのが私たちの見解である(環境ラベルを参照している場合、主に環境ラベルの基準を示している)。
6	調達時には、認定の証明手段として認定証などの提出が求められるのか(調達担当者はどのようにグリーン製品であることを確認するのか)。	この質問も、入札にアクセスできないためわからない。おそらく、そのような入札の適合判断は、有効な認定証によって行われるものと思われる。
7	調達担当者が環境配慮型製品・サービスをより容易に、確実に調達できるよう環境ラベルを活用した GPP 制度(法律、ガイドライン等)を設計するに	GPP において環境ラベルの活用をより高めるという日本の考えは、非常に良いと思う。オランダでは、この分野での豊富な経験はないものの、ヨーロッパの国や都市での SPP ポリシーと優良事例を調査することを推奨する。 例：オーストリアの SPP 行動計画、デンマークの GPP 戦略(「2030 年までに、すべての公共調達は、可能であれば、ノ

<p>あたってアドバイスがあれば教えてほしい。</p>	<p>ルディックスワン、または EU エコラベルの認定を取得する必要がある)、フィンランドのヘルシンキ、ノルウェーのバールム、デンマークのコペンハーゲン、スウェーデンの協力ネットワークの ModUpp などがある。</p> <p>また興味深い例として：エストニアは、EU エコラベル基準に基づく公共契約に関する新しい規則を制定した。この規則は、調達文書に規定される条件や契約に記される製品及びサービスのグリーン基準について示している。これはすでに 2021 年 6 月 29 日に採択され、2022 年 1 月 1 日から施行されている。この規制は、エストニアの公共調達法の対象となる公的部門およびネットワーク部門の契約当局に適用される。この規則では、考慮される 4 つのカテゴリーがあり、家具、クリーニング製品及びサービス、オフィス IT 機器、印刷紙である。</p>
-----------------------------	---

4) フィンランド

フィンランド競争消費者機構(Finnish Competition and Consumer Authority (FCCA))

① ヒアリング概要

日 時：2021 年 11 月 4 日(木) 16:00~17:00

会 場：オンライン会議

言 語：英語

参加者：(フィンランド) Dr. Max Jansson, Head Of Research, Kilpailu- ja kuluttajavirasto

(Finnish Competition and Consumer Authority (FCCA))

(日本) (公財)日本環境協会 エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志
同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸

② ヒアリング結果

	質問	回答
1	<p>「1397/2016 Act on Public Procurement and Concession Contracts」の Section 72) が、EU の公共調達指令 (2014/24/EU) の 43 条「ラベル」を反映させた条項であるようだ。WTO 協定(GATT)・GPA の非関税障壁は考慮については、フィンランドでも検討されたか。</p>	<p>ドイツなどと同様に、フィンランドは EU 加盟国であるため、国際法や国際合意への整合を図るのは EC であると考え。フィンランドにおいても、法規の制定にあたり国際合意等の整合を確認する機関があるものの、EU 公共調達指令と関連フィンランド国内法の類似性を考慮すると、本件については十分な精査は行われておらず、EC が十分にチェックしているという立場であると思われる。</p>
2	<p>フィンランドでは、「1397/2016 Act on Public</p>	<p>どの程度、環境ラベルが使われているかはわからないが、特に環境意識の高い調達機関は、環境ラベルを活用している。</p>

	Procurement and Concession Contracts」の Section 72 に記載されている通り、環境ラベルを活用した調達が行われているのか。	
3	フィンランドの公共調達で活用されている環境ラベルは何か。また、それらの環境ラベルが選定されている理由は。	ノルディックスワンが最も広く活用されており、次点は EU エコラベルである。環境ラベルの活用を推奨するガイドライン等はなく、調達者は独自で情報を収集することが多い。 フィンランドにおける GPP は推奨レベルであるものの、調達者の判断に委ねられており、政府としては環境配慮型商品やサービスの調達をより促進したい意向がある。今年末までには約 120 ページにわたる GPP に関する調査報告書が公表される予定であり、今後さらに GPP が推進されることが期待される。
4	環境ラベルを参照した調達が可能である場合、国外の環境ラベルを参照できる可能性はあるか。	要件を満たしている環境ラベルであれば、活用することに問題はない。要件を満たす環境ラベルについては、調達者は受け入れる必要がある。
5	「1397/2016 Act on Public Procurement and Concession Contracts」 Section 72 にある「同等性」について、その要件の適合を誰が判断するのか。	同等性については、調達者が証明しなければならない。ただし、サプライヤーは必要な情報を提供する必要がある。同等性については、要求する情報が公開され、誰でも入手可能なものであることが重要である。
6	環境ラベルは、入札仕様書にどのように記載されているのか。	環境ラベルを直接指し示す、要求事項の適合を示す証明として活用する、その両方が可能である。環境ラベルの活用は、調達者にとっても GPP を容易にするため、活用されることが多くなってきている印象がある。
7	調達時には、認定の証明手段として認定証などの提出が求められるのか(調達担当者はどのようにグリーン製品であることを確認するのか)。	認定証を適合判断の証明書として要求する場合もある。これは環境基準の適合判断に限らず、調達における他の要求事項の確認方法についても入札者の自己宣言だけでなく、証明書の提出を求めることと同じである。
8	Law 9/2017 が改正されたことで、環境ラベルを使用する調達担当者は増えたと思う	フィンランドの法律の改正は、環境ラベルの活用をより促進することが主な目的の一つであると認識している。実際に法律の改正によって環境ラベルの使用が増加した

	か。	かは正確には分からないが、経験上、多少増加していると感じている。
9	他に、環境ラベルの活用方法について WTO 協定(GATT)・GPA の非関税障壁を考慮して作成された法律/規則/計画/取組などがあれば教えてほしい。	日本側は、エコマークが WTO 上の商標に該当するかを最も懸念しているのではないかと推察する。GPA の第 10 条技術仕様及び入札説明書 第 4 項については、フィンランドの法律にも同様の条項がある。おそらく EU 公共調達指令を反映させたものである。WTO GPA との違いは、「差別的な規格、商標などを指し示してはいけない」という条項があるかないかである。 また、ノルディックスワンは商標権登録されたものであるが、WTO 上で商標とは会社のブランドや製品が該当するものであり、ノルディックスワンは WTO 上の商標には当たらないのではないかとと思われる。GPA は Case Law だが、環境ラベルが商標に該当するかどうかに関する判例はなく、正確には分からない。
10	調達担当者が環境配慮型製品・サービスをより容易に、確実に調達できるよう環境ラベルを活用した GPP 制度(法律、ガイドライン等)を設計するにあたってアドバイスがあれば教えてほしい。	環境ラベルをより具体的に指し示していくことは、よりグリーン製品・サービスの調達を促進する観点から非常に有効な手段であると考えます。環境ラベルを活用した調達は、文具や電子機器など比較的少額な契約となるが、より高額な契約となる場合は、要求する環境ラベルの要求事項や受け入れ可能な環境ラベルなどを明確化することが重要である。エコマークは日本では有名かもしれないが、必ずしも海外でも認知されているとは限らない。高額な調達契約では海外企業も入札に加わるため、より透明性の高い内容やプロセスが求められるだろう。

5) ウクライナ

All Ukraine NGO Living Planet

① ヒアリング概要

日 時：電子メール

会 場：電子メール

言 語：英語

参加者：(ウクライナ) Ms. Svetlana Berzina, President, All Ukraine NGO Living Planet

(日本) (公財)日本環境協会 エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志
同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸

② ヒアリング結果

	質問	回答
1	<p>一般的な公共調達ルールは、「ウクライナ公共調達法(3 a к о н у України «Про публічні закупівлі»)」で定められているが、GPP を定めた法規やポリシーはあるか。 ウクライナの GPP は推奨か、あるいは義務か。</p>	<p>ウクライナの GPP は、日本のように GPP に特化した法律で規定されていない。しかし、政府によって承認された戦略文書(部門別)や「2030 年までの国家環境政策戦略」に示されている国の環境政策の目標を達成するためのツールの1つとして定義されている。 GPP の実施は推奨(Recommendation)である。</p>
2	<p>「ウクライナ公共調達法」が 2020 年に改定された際、WTO の GPA が考慮されたか。</p>	<p>ウクライナは WTO 加盟国であり、すべての協定を考慮する義務があるため、WTO GPA を国内法に反映するよう考慮している。また、ウクライナは EU との連合協定に署名しており(2017 年 9 月 1 日正式発行)、公共調達の分野では EU の公共調達指令指令 2014/24/EU 及び 2014/25/EU の国内法への反映が義務付けられている。現在、3つからなる段階的アプローチでその取組を進めており、すでに3段階目の作業に至っている。 その2段階目(2019 年)では、EU モデルに基づく高エネルギー効率/グリーン/持続可能な公共調達のアプローチの適用に関連する側面も考慮された。 本法のその他の条項に記されている内容についても触れたい。ラベルや試験結果、認定証は、この法律に記されているその他の方法、もしくは適合を判断する能力があると認定を受けた適合性評価機関によって発行されなければならない。調達者が入札書類で特定のラベルや試験結果、または証明書を参照する場合、同等の要件への準拠を確認し、この法律に記されているその他の方法、もしくは適合を判断する能力があると認定を受けた適合性評価機関によって発行されたラベルや試験結果、認定証は受け入れる義務がある。そして、この法律の条項は、GPP にとっても重要である。</p>
3	<p>ウクライナ政府として活用を推奨している環境ラベルはあるか。もしある場合、それらの環境ラベルを選定した理由やガイドラインなどはあるか。</p>	<p>環境省と経済省は、標準化されたアプローチ(ISO 14020 シリーズの規格)及び一部の国際認証制度(FSC、PEFC、Oeko-Tex)の規格に従った要件として環境ラベルを使用することを推奨している。</p>

		<p>環境ラベルや公共調達に関する環境省のウェブサイト： https://mepr.gov.ua/news/32688.html</p> <p>公共調達に関するウェブサイト： https://infobox.prozorro.org/articles/ekologichne-markuvannya-i-tipu-ta-publichni-zakupivli</p> <p>GPP / SPP の優先カテゴリに関する個別のガイドラインもある。Green Crane は、これらの推奨事項の開発や製品カテゴリの拡大に取り組んでいる。</p>
4	環境ラベルを参照した調達が可能である場合、国外の環境ラベルを参照できる可能性はあるか。	<p>海外の環境ラベルの活用もすでに可能である。上記の URL の推奨事項を参照してほしい。それはすべて、市場の準備状況、タイプ I 環境ラベル基準の開発、及び特定の製品カテゴリに関連する他の多くの要因に関係する。ウクライナ語だが、Google 翻訳機能の活用を推奨する。不明な点があれば、聞いてほしい。</p>
5	「ウクライナ公共調達法(3 a к о н у України «Про публічні закупівлі»)」にある「同等性」について、その要件の適合を誰が判断するのか。	<p>入札者である。</p>
6	環境ラベルは、入札仕様書にどのように記載されているのか。	<p>これは、環境省のウェブサイトで推奨されている要件の例である。ウクライナ市場における輸入製品の入手可能性と、これらの制度の基準要件の同等性を考慮に入れている。</p> <p>「印刷用紙は、DSTU ISO 14024(Green Crane)の現行バージョン、もしくは EU エコラベル(EU)やノルディックスワン(スカンジナビア諸国)、ブルーエンジェル(ドイツ)などの欧州の ISO14024 に準拠した環境ラベルと同等の基準を満たす必要がある。」</p> <p>基準要件の適合確認：</p> <p>1) DSTU ISO 14024(ISO 14024, IDT)に準拠した、特定のカテゴリの製品の環境基準を製品が適合していることを示す証明書またはライセンスの写し。</p> <p>2) 認定証を発行した機関の認定機関としての証明書の写し、またはタイプ I 環境ラベルの運営機関によって指定された機関の登録簿の抜粋。</p>

		また、国内法に従い、環境ラベルは電気製品のエコデザイン技術規制への準拠を確認することも重要である。
7	調達時には、認定の証明手段として認定証などの提出が求められるのか(調達担当者はどのようにグリーン製品であることを確認するのか)。	タイプ I 環境ラベルの場合、認定証が必要である。さらに、上述のように、認定証は国家認定機関によって認定された機関によって発行されなければならない。
8	公共調達法が改正されたことで、環境ラベルを使用する調達担当者は増えたと思うか。	環境ラベルを活用して調達する調達担当者は増加しているものの、それほど多くはない。需要は高まっているが、サプライヤー/製造事業者が認定証を取得することを理解していても、その基準要件を理解しておらず、課題となっている。従って、すべてがすぐ変わるわけではない。市場を変容させることは難しい。特に、ウクライナ東部におけるパンデミックや敵対行為の影響が大きい。そのため現在、経済の再建は困難であるが、変化は起きている。需要が供給に影響を与えることは明らかであり、その他の事業者に大きな影響を与えることから、大企業の関与は重要であると考えている。多くの場合、大企業の販売代理店でさえ製品の認証制度について詳しくなく、大企業がウクライナを含むすべての国で環境ラベル認定製品について議論することが重要である。例えば、電気・電子機器は日本及びアジアのブランドがウクライナでもよく知られているが、日本やアジアの大手製造事業者が認証を取得するようになるとよい。この点で、日本との協力について大きな機会があると思っている。
9	調達担当者が環境配慮型製品・サービスをより容易に、確実に調達できるよう環境ラベルを活用した GPP 制度(法律、ガイドライン等)を設計するにあたってアドバイスがあれば教えてほしい。	ウクライナでは、まだ GPP の活動を始めたばかりであり、2000 年代初頭に GPP の実施を開始した日本とは対照的である。しかし、環境ラベル認定製品を集めた電子カタログを使用すれば、より効果的な取組が可能であると思われる。以前、同様のイニシアチブがあったため、その資料の URL を貼付する。 https://www.apo-tokyo.org/publications/wp-content/uploads/sites/5/Eco-products_Directory_2012_web.pdf

6) ロシア

Ecological Union

① ヒアリング概要

日 時：2022年1月14日(金) 15:00～16:00

会 場：オンライン会議

言 語：英語

参加者：(ロシア) Ms. Evgenia Kuznetsova, The head of certification, Ecological Union

(日本) (公財)日本環境協会 エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志

同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸

② ヒアリング結果

	質問	回答
1	ロシアの GPP は、「 連邦法第 44-FZ 州及び地方自治体のニーズを満たすための商品、作業、サービスの調達分野における契約システムについて (Law No. 44-FZ) 」の第 32 条にて、環境特性を含めることを求めていることが根拠となっているという理解でよいか。	<p>この Law No.44-FZ は環境特性を含めることを求めているものの、GPP を推し進めるものになっていないのが現状である。GPP を規定する、すなわち環境要件や持続可能性の要件を調達に求めることを規定する法規やガイドラインは、実質存在していないということである。つまり、ロシアでは未だ GPP/SPP がシステムとして導入されていない。</p> <p>税金を財源とする予算を使用する公的機関は、この法律を遵守する必要があるが、数年前に本法律に追記されたこの環境特性を考慮に含めることについては義務ではなく、オプションという位置づけである。特に問題であるのは、ロシアの調達担当者にとって GPP は新しい考え方であることから、環境特性を調達プロセスに組み込むことはどういうことか、環境要件とは何かが、定義されていないことである。公共調達の評価基準は価格のみである。</p> <p>エコロジカルユニオンでは、GPP の導入に関する調査を行った。結論は、この連邦法に述べられている環境要件の考慮は非完全障壁に該当しないものの、この法律がロシアの GPP 導入に向けて機能していないということである。なぜなら、調達者にとってこの法律が意味していることを理解できないからである。日本や EU のように GPP 基準が策定されているわけでもなく、環境基準がどこにあるのか、どのように設定すればよいのか、誰もわからないというのが課題である。</p>

		<p>ロシアの GPP における大きな出来事として、環境基準を複数の品目の調達に盛り込むことや、調達ルールを定めることを求める通達が 2021 年に公布されたが、導入に向けた具体的な手法が分からず、活用されていない。同じく 2021 年に、ある政府機関がエコロジカルユニオンに GPP 導入に向けた支援を要望し、複数回の協議を重ねたものの、その機関内で関心を持った担当者が一人のみで、政策実行意思が限りなく薄い点が大きな問題の一つである。</p> <p>私自身、UENP のプログラムにて SPP の導入について学んだが、ロシアにおいてその経験を活かせる機会が非常に少ないことを残念に思っており、また見通しも立っていない状況である</p>
2	「連邦法第 44-FZ 州及び地方自治体のニーズを満たすための商品、作業、サービスの調達の分野における契約システムについて」が、WTO の GPA も考慮しているという認識でよいか。	政府のことで分からない。イギリス在住の専門家に照会しているので、回答があれば共有する。
3	ロシア政府として活用を推奨している環境ラベルはあるか。もしある場合、それらの環境ラベルを選定した理由やガイドラインなどはあるか。	<p>ロシアでは未だ GPP が導入されているわけではないため、環境ラベルの活用も推奨されていない。もちろん環境ラベルを選定するガイドラインなどはない。政府機関は、環境を考慮すると言っても、何をすればよいか、定義も理解できていないことがロシアの課題である。</p> <p>ただし、数年前にある政府機関が環境基準を入札に盛り込むことを検討し、エコロジカルユニオンに相談してきたことがあった。その際に、我々からはバイタリティー（ロシアのタイプ I 環境ラベル）の基準の活用と適合確認の方法としてバイタリティーリーフ認定製品の調達を推奨したが、現在、どうなっているかは不明である。</p>
4	環境ラベルを参照した調達が可能である場合、国外の環境ラベルを参照できる可能性はあるか。	ロシアの環境ラベルのほか、国外の環境ラベルを活用できる可能性はある。環境ラベルは商標の一つとして考えられるため、特定の環境ラベルを指定することはできないが、環境基準の適合確認の方法の一つとして参照することはできるだろう。政府機関とのコミュニケーションのなかで、調達の意思決定者の多くは環境基準を含める

		<p>ことが、独占禁止関連の規則に抵触しないか懸念している。この問題に対しては、エコロジカルユニオンも調達にの専門家もどのように解決すればよいかわからない。</p>
5	<p>「連邦法第 44-FZ 州及び地方自治体のニーズを満たすための商品、作業、サービスの調達の分野における契約システムについて」の第 33 条にある「同等性」について、その要件の適合を誰が判断するのか。</p>	<p>指摘の条項はよく理解しており、商標などを要件にする場合、「もしくは同等のもの」という文言を付与することが明示されている。しかし、調達担当者が同等のものとはどういうものか、説明しなければならない。この点も独占禁止関連の規則に関わってくる。また、本件もイギリス在住の政府機関関係者に照会しているので、もし返信があれば共有する。</p> <p>例えば、バイタリティーリーフと同等のものについて、エコロジカルユニオンであれば説明ができる。エコマークやノルディックスワン等のタイプ I 環境ラベルであることやライフサイクルを考慮した環境ラベルであることといった具合である。ただし、実際の運用で問題ないかどうかは全く不明であり、誰もわからないだろう。</p>
6	<p>環境ラベルは、入札仕様書にどのように記載されているのか。</p>	<p>今までの説明通り、非常に少ない事例であるが、そのなかでは環境ラベルを適合判断の一つの手法として要求できる。また、確認方法として認定証の提出も可能である。</p>
7	<p>調達時には、認定の証明手段として認定証などの提出が求められるのか(調達担当者はどのようにグリーン製品であることを確認するのか)。</p>	
8	<p>調達担当者が環境配慮型製品・サービスをより容易に、確実に調達できるよう環境ラベルを活用した GPP 制度(法律、ガイドライン等)を設計するにあたってアドバイスがあれば教えてほしい。</p>	<p>GPP を推し進める議論のなかで、独占禁止の観点やより多くのステークホルダーを交えることが合理的な進め方である。</p> <p>GEN メンバーや欧州の専門家と国際プロジェクトの一環として議論する中で、GPP があまり進んでいない国によくみられることで、ロシアも GPP を推し進める政策的意味が弱い傾向があると感じている。昨年、欧州委員会(EC)が支援したロシアのある省庁とのプロジェクトで、公共調達における化学物質についてフィンランドを調査した。ロシアに似通った状況で、GPP に関する政府通達があり、EU の GPP 基準を使用できる状態であるものの、GPP の認知度が低く、かつ政策的規制の問題であまり進んでいないようだ。</p>

7) インド

Confederation of Indian Industry

① ヒアリング概要

日 時：2021年11月24日(水) 18:00～18:40

会 場：オンライン会議

言 語：英語

参加者：(インド) Mr. K S Venkatagiri (Executive Director), Mr. Sattanathan Karthikeyan,

Confederation of Indian Industry

(日本) (公財)日本環境協会 エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志

同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸

② ヒアリング結果

	質問	回答
1	<p>インドでは財務省が発行している「Manual For Procurement of Goods 2017」はあるが、国家(連邦)レベルでの公共調達関連法や GPP を規定する条項を含んだ法規、ガイドラインはまだないとの理解でよいか。</p> <p>また、連邦レベルでそれらを策定する計画はあるか。</p>	<p>国家(連邦)レベルでの公共調達関連法や GPP を規定する条項を含んだ法規、ガイドラインはまだないとの理解で正しい。インドは連邦制を採用している国家であり、連邦政府と独立した 30 の州がある。連邦レベルに GPP 関連の法規はなく、州レベルでも GPP に関する法規はない。しかし、いくつかの機関や州では、法規ではなくポリシーレベルとして、GPP ポリシーを採用するところも増えてきている。</p> <p>連邦レベルで GPP ポリシーを策定する計画はある。実際に、UNDP の支援を受けて、財務省のチームが SPP ポリシー策定の作業を進めている。また、連邦レベルだけではなく、公的機関レベルでも GPP に取り組んでいる機関がある。例えば、Indian Railway で、SPP の導入に積極的に取り組んでいる代表的な機関である。これらのように連邦政府が主導する取組はあるが、把握している限り、30 ある州政府が主導している GPP 関連の取組は聞いたことがない。</p>
2	<p>国家レベルの公共調達法はないものの、公共調達体制は、重複する行政規則とガイドライン、セクター固有のマニュアル、及び州固有の法律のフレームワークで構成されているという情報がある。</p>	<p>環境に係る取組はインド環境省が所管だが、公共調達に関しては財務省の管轄である。財務省は、GPP の導入を目指して調達ポータルサイト「Government e-MarketPlace (GEM)」を通して SPP の促進を図っている。持続可能な製品をリスト化し、中央政府機関(省庁)の調達担当者が持続可能な製品を調達するよう働きかけている。これは中央政府以外の公的機関は対象ではなく、</p>

	各機関の調達マニュアルや調達ポリシーによって公共調達が行われているとのことだが、どの機関のマニュアルが最も使われているのか。	中央政府機関のみが GEM を通して持続可能な製品を調達することが義務化されている(注：中央政府機関が持続可能な製品を調達することは「Mandatory」と発言したものの、他の文脈では推奨するともあり、どちらが正しいかは不明) 財務省の調達ガイドラインは、中央政府機関にのみ活用されているガイドラインである。また、最近の動向は聞かないが、GPP のガイドラインの策定に取り組んでいる省庁もある。
3	インドは、政府調達協定(GPA)へのオブザーバ国であるが、インド財務省の「 Manual For Procurement of Goods 2017 」では GPA を考慮したと思われる記述が見られる。このマニュアルは GPA を考慮して作成されたものであるか。	財務省の調達マニュアルと GPA を詳しく読んだわけではないため正確には分からないが、調達マニュアルでの要求事項は非関税障壁を避けるものであり、該当箇所の内容を見る限り、おそらく改定時に GPA を参考にしたと思われる。
4	インドでは、環境ラベルを活用した調達は可能か(調達仕様書に環境ラベルや基準を指し示したり、証明方法として環境ラベルの認証を認めること)。また、環境ラベルを活用して調達を実施している省庁や自治体はあるか。	環境ラベルを調達時の基準(要件)として活用することは認められている。実際に、GreenPro(インドのタイプ I 環境ラベル)が公共調達の仕様書に記されていることも多い。建物や道路などの公共事業を管理する中央公共事業局(Central Public Works Department: CPWD)では、環境ラベルを調達仕様書の基準(要件)として記すことを認めている。 (GreenPro 以外の環境ラベルの活用状況について)環境ラベル自体の認知度は少しずつ高まってはいるものの、インドではいまだ認知度が低いのが現状である。その中でも、政府関連機関が運営する建物や家電の省エネラベルは認知度が高い環境ラベルであるが、単一側面のみに着目した環境ラベルである。インド政府が所管するエコマークという環境ラベルが 1980 年代よりあるが、認知度は低い。Mr. Karthikeyan は、このインド・エコマーク制度の委員会委員にもなっているが、GreenProの方が使いやすく政府としても GreenPro を推奨しているという認識である。
5	参照する環境ラベルを規定したガイドラインなどはあるか。	把握している限り、環境ラベルの活用について規定やガイドラインが特にあるわけではなく、またそれらを策定

		している機関もないと思われる。一般的に、中央政府以外の州政府や公的機関はある程度の裁量が認められており、中央政府のポリシーがあったとしても、州政府や中央政府以外の公的機関が活用するとは限らない。例えば、家具の調達において、GreenProのみを要件として要求する機関もあれば、他の環境ラベルも要件に加える機関もあり、調達機関や担当者ごとによって異なる。
6	環境ラベルを参照した調達が可能である場合、国外の環境ラベルを参照できる可能性はあるか。	海外の環境ラベルはもちろん活用することができるが、調達者自体が海外の環境ラベルについての知見がなく、あまり活用されていない印象がある。インドに事務所があるULのGreen Guardは聞いたことがある。
7	調達担当者が環境配慮型製品・サービスをより容易に、確実に調達できるよう環境ラベルを活用したGPP制度(法律、ガイドライン等)を設計するにあたってアドバイスがあれば教えてほしい。	環境ラベルを活用することは効果的だと思うが、環境ラベルの基準を調達仕様書等に反映するのが望ましいと考える。例えば、文房具の調達にエコマークの取得のみが記載されたとして、同等の環境ラベルを受け入れるためには、エコマークの文具基準でどのような要件が求められているか確認する必要があるからである。説明であったように、同等性を確認するために、推奨する環境ラベルの要件やガイドラインを策定しておくことは重要だと思う。

8) ニュージーランド

The New Zealand Ecolabelling Trust

① ヒアリング概要

日 時：2021年9月30日(火) 11:00～11:30

会 場：オンライン会議

言 語：英語

参加者：(ニュージーランド) Ms. Francesca Lipscombe, General Manager, The New Zealand Ecolabelling Trust

(日本) (公財)日本環境協会 エコマーク事務局 事業推進課 課長代理 小林 弘幸

② ヒアリング結果

	質問	回答
1	ニュージーランドのGPPは、調達に「環境」を考慮することを認めている「政府調達ルール」が根拠となっていると	法律ではなく、ポリシー、ガイドラインレベルである。ニュージーランドでは、GPPの取組を推奨しているものの、活発に行われているわけではないのが現状である。

	思われるが、この「政府調達ルール」の位置づけは法律もしくは規則などか。また、このルール以外に GPP を規定した法規はあるか。	
2	「政府調達ルール」には、政府調達協定(GPA)の第 10 条に整合的な条項(ルール 27 技術仕様)があるようだが、「政府調達ルール」は GPA への準拠を考慮しているか。	この「政府調達ルール」やガイドラインは、GPA への準拠を意識していると思われる。
3	「環境・持続可能な調達に関するガイドライン」において環境ラベルの活用が推奨されているが、所管の New Zealand Government Procurement and Property (NZGPP) は、WTO の非関税障壁について考慮したか。	2 の回答に同じ
4	「環境・持続可能な調達に関するガイドライン」にて、環境チョイス NZ、フェアトレードや FSC ラベルの活用が推奨されているが、これらの環境ラベルを選定した背景は。	ニュージーランドの公共調達では、必ずしも環境を要件に設定する必要はない。このガイダンスに示されている環境ラベルは、担当者が聞いたことのある環境ラベルをまとめただけだと思われる。実際に、GPP を所管するニュージーランドの機関では、アメリカの Green Seal を要求する事例もあり、このガイダンスへの記載にあたって、関連情報を丁寧に整理されたわけではないだろう。むしろ、Google で検索して出てきた環境ラベルを含めただけの可能性もある。また、担当機関でも環境ラベルに関して知見のある担当者はいないだろう。
5	環境ラベルを参照した調達が可能である場合、国外の環境ラベルを参照できる可能性はあるか。	国外の環境ラベルの使用を制限するようなルールもないため、海外の環境ラベルも活用される可能性はあるだろう。
6	環境ラベルは、入札仕様書にどのように記載されているのか。	ニュージーランド環境チョイスが、調達仕様書に記されることはほとんどない。実際、The New Zealand Ecolabelling Trust では、現状を打破するために関連機関に働きかけて
7	調達時には、認定の証明手段	いるところではあるが、大きな進展はない。ニュージーラ

	として認定証などの提出が求められるのか(調達担当者はどうのようにグリーン製品であることを確認するのか)。	ンド環境チョイスは、政府が所有権を保有する環境ラベルで、独立した非営利機関である The New Zealand Ecolabelling Trust が管理している。ニュージーランド環境チョイスを所管する担当部署と、GPP を担当している担当部署が異なることがより課題の解決を困難にしている。仕様書に環境ラベルを記してはいけないというルールはないが、認知度の低さが原因の一つとして挙げられる。前述のように Green Seal が活用されている事例があるように、単にネット検索で見つけた環境ラベルを要求していることもあるだろう。認定企業は、ニュージーランド環境チョイスの取得が政策的な優遇につながることを期待しているが、実際は難しく、不満の一つとなっている。
8	調達担当者が環境配慮型製品・サービスをより容易に、確実に調達できるよう環境ラベルを活用した GPP 制度(法律、ガイドライン等)を設計するにあたってアドバイスがあれば教えてほしい。	日本の GPP スキームは非常に興味深く、特にコメントすることははないが、他国の取組を事例として参考にすることは効果的だと思う。 ニュージーランドにおいても、直近1年間で二つの貿易協定にて環境ラベルについて言及がなされた。SPP に大きな役割を果たす環境ラベルを活用することが重要であるということを、国際的な協定に反映することで、ニュージーランド政府に対して SPP と環境ラベルの取組を働きかけるきっかけになるとよいと考えている。

9) スペイン

ECPAR (L'Espace de concertation sur les pratiques d'approvisionnement responsable)

① ヒアリング概要

日 時：2021年10月29日(金) 20:00～21:00

会 場：オンライン会議

言 語：英語

参加者：(スペイン) Ms. Aure Adell, ECPAR (L'Espace de concertation sur les pratiques d'approvisionnement responsable)

(日本) (公財)日本環境協会 エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志
同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸

② ヒアリング結果

質問	回答
----	----

1	<p>「Law 9/2017」の Article 127 Label (Artículo 127. Etiquetas.) が、EU の公共調達指令(2014/24/EU)の 43 条「ラベル」を反映させた条項のようだ。WTO 協定 (GATT)・GPA の非関税障壁は、スペインでも考慮されたか。</p>	<p>スペイン政府が、当該法の改定について WTO との整合を考慮していたとは思えない。当該法と EU 公共調達指令を比較すると、EU 公共調達指令をスペイン語に翻訳しただけではないかと思われるほど似通っており、他の EU 諸国と同様に、EU 指令が各国国内法の上位に位置し、さらに上位の位置付けとされる WTO との整合は EC が確認すべきと考えられる。</p>
2	<p>Law 9/2017 の Article 127 Label に記載されている通り、スペインでは、環境ラベルを活用した調達が行われているか。</p>	<p>スペインの当該法によって環境ラベルの使用が著しく増加したとは思えない。2014 年に改定された EU 公共調達指令以前から環境ラベルは活用されており、公共調達指令の改定によって、公共調達における環境ラベルの活用が明文化されただけと認識している。そのため、EU 公共調達指令の改定前後において、環境ラベルの活用について特に大きな変化はみられない。</p>
3	<p>スペインで主に活用されている環境ラベルは何か。それらの環境ラベルを選定した理由やガイドラインなどはあるか。</p>	<p>スペインでは、国内にドイツのブルーエンジェルや北欧のノルディックスワンのようなタイプ I 環境ラベル制度がないためか、EU エコラベルが最も多く活用されている。そのほか、プリンタ等であればブルーエンジェル、IT 機器であれば TCO Certified やエネルギースター、クリーニング商品ならノルディックスワンなどが活用されている。それらの環境ラベルの活用を推奨するガイドライン等はなく、調達時の要求事項に合わせて、その要求事項を充足し、かつ市場に存在する環境ラベルを活用しているだけである。また、バスク州では義務ではないものの基準が設定されていたり、カタルーニャ州ではガイドラインが設定されている。</p>
4	<p>環境ラベルを参照した調達が可能である場合、国外の環境ラベルを参照できる可能性はあるか。</p>	<p>調達者が要求する環境仕様を満たし、市場に流通している環境ラベルであれば、海外の環境ラベルであっても活用することは可能である。実際に、アメリカの Green Seal も活用されていると聞いたことがある。</p>
5	<p>「Law 9/2017」 Article 127 にある「同等性」について、その要件の適合を誰が判断するのか。 ※同条 6 項に「同等性の立証</p>	<p>同法の 127 条 6 項は、「同等性」は入札者に立証責任があると明示している。同法は、概ね EU 公共調達指令と内容が同じであると述べたが、本項についてはスペインの同法のみにも明示されている条項であり、スペインの GPP/SPP に携わるものとして、判断の所在が明確化されていること</p>

	責任は、いずれにせよ、候補者または入札者にあります。」とある。	は好ましいことであると捉えている。
6	環境ラベルは、入札仕様書にどのように記載されているのか。	「or equivalent」という文言を補足する必要があるものの、環境ラベルを調達仕様書に直接指し示す場合もある。
7	調達時には、認定の証明手段として認定証などの提出が求められるのか(調達担当者はどのようにグリーン製品であることを確認するのか)。	認定証の提出が求められることもあれば、要求事項を満たすことを証明する資料を、入札者が代わりに提出することもある。これはスペイン特有のことかもしれないが、入札者があるだけの関連する書類すべてを提出し、調達者が適宜確認するという傾向がある。
8	Law 9/2017 が改正されたことで、環境ラベルを使用する調達担当者は増えたと思うか。	2 の回答に同じ
9	他に、環境ラベルの活用方法について WTO 協定(GATT)・GPA の非関税障壁を考慮して作成された法律/規則/計画/取組はあるか。	特にない。
10	調達担当者が環境配慮型製品・サービスをより容易に、確実に調達できるよう環境ラベルを活用した GPP 制度(法律、ガイドライン等)を設計するにあたってアドバイスがあれば教えてほしい。	日本のアプローチは、調達者にとっても、サプライヤーにとっても非常に分かりやすく、優れた方向性だと感じる。プロセスのシンプル化は非常に重要であり、特にサービス(役務)分野ではサービス提供企業・団体だけではなく、サービスを供するために様々な業者(distributor)が関わっており、求められる環境要件を確認するために、環境ラベルを活用するアプローチは非常に合理的である。

10) スイス

スイス連邦環境局 (Federal Office for the Environment (FOEN))

①ヒアリング概要

日 時：2021年11月15日(月) 17:00～17:40

会 場：オンライン会議

言 語：英語

参加者：(スイス) Ms. Nathalie Clausen, Federal Office for the Environment (FOEN)

(日本) (公財)日本環境協会 エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志

同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸

② ヒアリング結果

	質問	回答
1	スイスの公共調達法は、2012年に改定された WTO の GPA に合わせて 2019 年に改定されたとの認識でよいか。	改定した WTO の GPA に合わせて「Public Procurement Law」を改定したとの認識で間違いない。 なお、スイスでは3つの行政区画、連邦、州(カントン)、地方自治体があり、調達の仕方や実情は多少異なる。回答については、担当である連邦レベル視点の回答となることを了承いただきたい。
2	スイスは、「Recommendation for sustainable procurement (Empfehlung Nachhaltige Beschaffung)」の 3.2.4 技術仕様と環境ラベルにて、公共調達における環境ラベルの活用方法を示している。その内容は、EU 公共調達指令の第 43 条に似ているが、それを参考にしているのか。	「Recommendation for sustainable procurement (Empfehlung Nachhaltige Beschaffung)」の『3.2.4 技術仕様』における公共調達の環境ラベルの活用方法については、EU 公共調達指令を参考にしたことで間違いない。 通常、EU 公共調達指令は、(スイスの)調達者にとって法的拘束力はない。スイスの新しい公共調達法は、環境ラベルの使用についての条項はないが、調達者に対して要求事項の適合を確認するよう求めているほか、非関税障壁とならないようベンダーからの同等の証明方法も受け入れることを求めている。 また、EU の公共調達指令よりも詳細な要件を示していることから、参考にしている調達者は多い。連邦政府としても EU のやり方には常に注目しており、内容が近いものになるよう配慮している。
3	スイス政府として活用を推奨している環境ラベルはあるか。もしある場合、それらの環境ラベルを選定した理由やガイドラインなどはあるか。	品目に依る。直接的に環境ラベルは推奨していない。例えば、木材製品であれば、KBOB(Coordination Conference for Public Sector Construction and Property Services)という政府関連組織が FSC や PEFC などの環境ラベルの活用を推奨している。なお、GPA の対象となっていない調達に限られるが、スイスの木材を対象とした環境ラベルもある。 Label Info というデータベースも参考になるだろう。スイスや欧州で使われている環境ラベルがまとめられており、分野ごとにも情報が整理されている。ただし、今後の2年で改定予定と聞いている。民間部門でよく使用されているものであるが、公共調達でも有効な情報ソースである。 Standard Map の活用も推奨する。同等性を判断することは難しいが、このサイトでは情報を比較でき、同等性を判

		断するために参考となる。
4	環境ラベルを参照した調達が可能である場合、国外の環境ラベルを参照できる可能性はあるか。	スイスの公共調達は GPA の影響を受けるため、海外の環境ラベルは受け入れる必要がある。
5	「 Recommendation for sustainable procurement (Empfehlung Nachhaltige Beschaffung)」にて「同等性」は、入札者が確認するとされている。入札者が確認するためのガイダンス資料などはあるか。	公共調達法が制定されて間もないため経験が少ないが、EU 公共調達指令と近い内容であり、基準内容だけでなく特定のラベルを示すことも認められている。ただし、同等の環境ラベルも受け入れる必要がある。 なお、スイスの旧公共調達法では、技術仕様や Award 基準に特定の基準やラベルを指し示すことは認められていなかった。
6	環境ラベルは、入札仕様書にどのように記載されているのか。	連邦レベルでは今のところ、基準を指し示すことを推奨しているが、ある機関からの法的アドバイスにより、SPP を推奨するため EU 公共調達指令のように環境ラベルを指し示すことも可能である。環境ラベルを指し示すことで、入札者にとっても分かりやすくなるだろう。
7	調達時には、認定の証明手段として認定証などの提出が求められるのか(調達担当者はどのようにグリーン製品であることを確認するのか)。	調達の目的や調達者が何を望むかにも依るが、通常は証明書類として何かしらを求められる。求められない場合であっても、同じ調達契約が何回か続いた場合、証明書類の提出を求めることもある。
8	公共調達法が改正されたことで、環境ラベルを使用する調達担当者は増えたと思うか。	私が所属する部署が環境ラベルの活用を推奨するところであるが、あくまでも連邦レベルの公共調達の一般窓口という位置付けであり、環境ラベルの活用度合についてはそこまで大きな進歩はないと思われる。環境ラベル認定製品は、一般的に従来品より高額になる傾向があるため、中小企業へのハードルとならないよう、中小企業の対応可能性なども考慮しながら対応している。しかし、個人的な意見としては、環境ラベルは市場で多く使われているため、使わない理由がないとも考えている。 (スイスの GPP は推奨レベルかという質問に対して) グリーン製品の調達を盛り込んだ調達戦略の策定を推奨している。税金を使用して調達するため、環境配慮や持続可能な方法で調達が行えるよう支援している。

<p>9</p>	<p>調達担当者が環境配慮型製品・サービスをより容易に、確実に調達できるよう環境ラベルを活用した GPP 制度(法律、ガイドライン等)を設計するにあたってアドバイスがあれば教えてほしい。</p>	<p>公共調達においても、社会面の対応が今後重要になってくる。</p> <p>2011年にスイスのある新聞社が、公共調達の契約企業のインドでの下請け企業が労働環境に大きな問題があると指摘し、スキャンダルとなった。公共調達では税金が使用されることから、海外に係る調達契約であっても、調達がどのように行われているのか、税金がどのように使われているのか、確認する必要がある。実際にインドの工場を訪れ、現地監査を実施した。物品調達においても海外生産の製品を調達することも多く、GPA 受託国か否かに関わらず、調達契約における社会面の確認の重要性は高まっていくだろう。新しい公共調達法では、労働環境や労働衛生の尊重を認めており、ILO 中核的労働基準の適合を要求する事例もある。入札者には、必要な情報として証明書類や認証ラベル等の提出を求めたり、そのような認証がなくとも入札には参加できるものの現地監査を求められたりするだろう。ただし、時間的、財務的問題から全ての入札をチェックできるわけではないため、100%の確認は必要ないと考えている。リスクは0にならないものの、入札者からの情報を精査し、適宜、追加情報を要求するなど、チェック体制の構築が必要である。</p>
----------	---	---

GPP への環境ラベル活用における各国の考え方を表 3-1-5. にまとめた。

表 3-1-5. GPP への環境ラベル活用における各国の考え方(まとめ)

国	カナダ	ブラジル	オランダ	フィンランド
ヒアリング先	UL*	ブラジル技術規格協会(ABNT)*	SMK(Milieukeur 財団)*	フィンランド競争・消費者機構(FCCA)
WTO 加盟(GPA 受諾)	加盟(受諾)	加盟申請中	加盟(受諾)	加盟(受諾)
WTO 協定 (GATT)の考慮	<ul style="list-style-type: none"> WTO GPA は当然に準拠 WTO GPA の国内法への反映は確認できず。契約方針通知(Contracting Policy Notice:2014-2)にて GPA 発効を関係行政機関に通知 	<ul style="list-style-type: none"> 「公共調達法及び管理契約法」に基づき、GPP で指定できるのは政府発行の規格(国内規格 NBR)のみ 同上の理由から環境ラベルの直接参照は不可 	<ul style="list-style-type: none"> 「調達法 2012」(2016 年改正)に EU 公共調達指令のラベル条項を反映 	<ul style="list-style-type: none"> EU 加盟国であるため、国際法や国際合意への整合を図るのは EC 法規の制定等にあたり国際合意等との整合を確認する機関が存在
GPP での環境ラベル参照/推奨	<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン等は具体的な環境ラベルに言及せず 	<ul style="list-style-type: none"> ABNT(タイプ I)他 	<ul style="list-style-type: none"> EU エコラベル (タイプ I)、EKO ラベル(オランダのオーガニック認証)他 	<ul style="list-style-type: none"> ノルディックスワン、EU エコラベル(共にタイプ I)
環境ラベルの参照方法	<ul style="list-style-type: none"> 調達の参考情報(調達担当者の裁量) 	<ul style="list-style-type: none"> 要求仕様の証明として活用(調達担当者の裁量) 	<ul style="list-style-type: none"> 要求仕様の証明として活用 	<ul style="list-style-type: none"> 調達の説明において、要件を満たす環境ラベルを活用
参照する環境ラベルの選定理由	無回答	<ul style="list-style-type: none"> 調達担当者の裁量 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の製品グループにおいて、入札者が基準適合の証明に活用できるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン等はなく、ラベル要件を満たすものを調達者が独自に情報収集
入札仕様書等への記載	<ul style="list-style-type: none"> 環境ラベルはあくまで情報提供の位置づけ 	<ul style="list-style-type: none"> 環境ラベルを直接指定したり、入札書類に記載することは不可 	<ul style="list-style-type: none"> 環境ラベルを直接指定せず、環境ラベルの基準を記載 	<ul style="list-style-type: none"> 環境ラベルの直接指定、要求事項の適合を示す証明、いずれも可
国外の環境ラベル参照	無回答	EPEAT、TCO Certified、FSC 等の参照事例あり	<ul style="list-style-type: none"> ラベル条項を満たすものであれば参照可 	<ul style="list-style-type: none"> 要件を満たす環境ラベルは受け入れる必要がある

国	ウクライナ	ロシア	インド	ニュージーランド
ヒアリング先	Living Planet*	Ecological Union*	インド工業連盟(CII)*	The New Zealand Ecolabelling Trust *
WTO 加盟(GPA 受諾)	加盟(受諾)	加盟(加入申請・交渉国)	加盟(オブザーバ国)	加盟(受諾)
WTO 協定 (GATT)の考慮	<ul style="list-style-type: none"> WTO GPA を国内法に反映 EU との連合協定により EU 公共調達指令の国内法への反映が義務 	<ul style="list-style-type: none"> 公共調達法(連邦法第 44-FZ)に「または同等の」を付すことで商標の参照が可能と記載 	<ul style="list-style-type: none"> 財務省の調達マニュアルにおいて「特定の商標等の要件を示さない」旨の記載あり 	<ul style="list-style-type: none"> 政府調達ルールにおいて「または同等の」を付さない限り「特定の商標等を参照してはならない」旨の記載あり
GPP での環境ラベル参照/推奨	<ul style="list-style-type: none"> Green Crane、EU エコラベル、ノルディックスワン、ブルーエンジェル(全てタイプ I)、FSC、Oeko-Tex 他 	<ul style="list-style-type: none"> 環境ラベルの活用は推奨されていない 	<ul style="list-style-type: none"> GreenPro (タイプ I) 	<ul style="list-style-type: none"> 環境チョイス NZ、グリーンシール(アメリカ)(共にタイプ I)、フェアトレード、FSC 他
環境ラベルの参照方法	<ul style="list-style-type: none"> 技術仕様における環境特性への要件の適用として活用 	<ul style="list-style-type: none"> 環境基準の適合確認として参照することは可能 	<ul style="list-style-type: none"> 調達時の基準(要件)として示すことは可能 	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能性基準の要件をラベルを使用して通知
参照する環境ラベルの選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ISO14024(タイプ I)と国際認証の活用を推奨 	<ul style="list-style-type: none"> 無回答 	<ul style="list-style-type: none"> インド政府所管のエコマークよりも、認知度が高いタイプ I の GreenPro を推奨 環境ラベル活用のガイドラインや規定はない 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインで環境チョイス NZ、FSC 等の活用を推奨(選定理由は不明)
入札仕様書等への記載	<ul style="list-style-type: none"> 一例として、基準要件の適合確認としてタイプ I 環境ラベルの認定証、登録リストを要求 	<ul style="list-style-type: none"> 適合確認の一つの手法として要求(認定証の提出等) 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の基準(要件)として示すことが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 入札仕様書に記載された事例はほとんどない
国外の環境ラベル参照	<ul style="list-style-type: none"> タイプ I ラベルを参照 	<ul style="list-style-type: none"> 活用の可能性はある 	<ul style="list-style-type: none"> 活用可能。UL Green Guard(家具等の化学物質放散が対象)の活用事例あり 	<ul style="list-style-type: none"> 活用の可能性はある

国	スペイン	スイス
ヒアリング先	ECPAR	スイス連邦環境局(FOEN)
WTO 加盟(GPA 受諾)	加盟(受諾)	加盟(受諾)
WTO 協定 (GATT)の考慮	<ul style="list-style-type: none"> EU 公共調達指令をそのまま国内法に反映 EU 加盟国国内法の上に位置付けられる EU 指令の整合性は EC が確認すべき 	<ul style="list-style-type: none"> WTO GPA に合わせてスイス公共調達法を改定 「持続可能な調達に関する提言」に EU 公共調達指令のラベル条項を参考にした項目あり
GPP での環境ラベル参照/推奨	<ul style="list-style-type: none"> EU エコラベル、TCO、ブルーエンジェル、ノルディックスワン(全てタイプ I)他 	<ul style="list-style-type: none"> 直接的には推奨していない
環境ラベルの参照方法	<ul style="list-style-type: none"> 要求仕様の証明として活用 	<ul style="list-style-type: none"> 要求仕様の適合確認に活用
参照する環境ラベルの選定理由	<ul style="list-style-type: none"> 調達時の要求事項に合わせ、市場に存在する環境ラベルを活用 環境ラベル活用のガイドラインや規定は一部の州のみ 	<ul style="list-style-type: none"> 品目に依る データベースではスイスや欧州で使われている環境ラベルを掲載
入札仕様書等への記載	<ul style="list-style-type: none"> 環境ラベルを調達仕様書に直接指定する場合あり(または同等、を付記) 	<ul style="list-style-type: none"> 基準を指し示すことを推奨するが、環境ラベルの指定も可能
国外の環境ラベル参照	<ul style="list-style-type: none"> 環境仕様を満たせば可。UL アメリカ Green Seal の活用事例あり 	<ul style="list-style-type: none"> GPA の観点から受け入れる必要

* タイプ I 環境ラベル運営機関

3-1-2 環境ラベルを使用したグリーン購入と WTO 政府調達協定との関係に関する日本国内における有識者等へのヒアリング

日本において、既存の環境ラベルを活用したグリーン公共調達を推進していくにあたっては、諸外国における環境ラベルを使用したグリーン公共調達の運用実態だけでなく、国際法、とりわけ WTO 紛争に精通した有識者の見解を聴取し、参考とすることが望ましい。そこで昨年度の本調査では、日本国内の有識者 3 名にインタビューを依頼し、これまでの本調査で把握した諸外国における環境ラベルを活用したグリーン公共調達の実例と、同じく昨年度に実施した、環境ラベルを使用した GPP を実施している 15 カ国へのインタビュー結果を共有したうえで、既存の環境ラベルを活用したグリーン公共調達を日本国内で実施する場合の WTO 政府調達協定との整合性や留意点などについて見解を伺った。昨年度のインタビューにおいて有識者 3 名から得られた、GPP において環境ラベルを指し示すことに対する法的な見解をまとめると、以下のように整理できる。

表 3-1-6. 昨年度の有識者インタビューにおける法的見解(まとめ)

WTO・GPA との整合性							
<ul style="list-style-type: none"> ➤ GPP において環境ラベルを指し示すことは、WTO 政府調達協定上の問題はない。 ➤ 環境ラベルを要件とすることは、政府調達協定 第 1 条(u)号の技術仕様に該当。GPA 第 10 条 6 項で環境の基準を設けることができるとしているため、当該要件が物品・サービスの環境性能に従って設定される限り、GPA 第 4 条「一般原則」や第 10 条「技術仕様及び入札説明書」に反するとは考えられない。 							
政府調達協定 第 4 条 第 1・2 項「無差別待遇」、第 5 項「原産地に関する規則」の解釈							
<ul style="list-style-type: none"> ➤ TBT 協定で扱われる環境ラベル制度の典型的な問題は①差別的か、②必要以上に貿易制限的かであり、目的の正当性や重要性に照らした環境ラベル制度の貢献度合、代替措置の有無(より貿易制限的でない方法があるか)等を踏まえて判断する必要。 ➤ 国産品と輸入品が、形式的ではなく実質的に同等であること。 							
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>政府調達協定 第 4 条 原産地に関する規則に抵触すると考えられる事例</td> </tr> <tr> <td>国外事業者のみに特定の製造方法や工程を強いる要求事項</td> </tr> <tr> <td>環境性能と関連がない、国内での法人登記を申請資格とする要求事項</td> </tr> <tr> <td>同条に抵触しないと考えられる事例</td> </tr> <tr> <td>環境性能の証明に必要な現地監査を要求し、費用が国によって異なる¹</td> </tr> <tr> <td>環境性能の証明に必要な証明書類が国によって異なる</td> </tr> </table>	政府調達協定 第 4 条 原産地に関する規則に抵触すると考えられる事例	国外事業者のみに特定の製造方法や工程を強いる要求事項	環境性能と関連がない、国内での法人登記を申請資格とする要求事項	同条に抵触しないと考えられる事例	環境性能の証明に必要な現地監査を要求し、費用が国によって異なる ¹	環境性能の証明に必要な証明書類が国によって異なる
政府調達協定 第 4 条 原産地に関する規則に抵触すると考えられる事例							
国外事業者のみに特定の製造方法や工程を強いる要求事項							
環境性能と関連がない、国内での法人登記を申請資格とする要求事項							
同条に抵触しないと考えられる事例							
環境性能の証明に必要な現地監査を要求し、費用が国によって異なる ¹							
環境性能の証明に必要な証明書類が国によって異なる							
政府調達協定 第 10 条第 4 項「商標」の定義							
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 環境ラベルは多様な商品を認定する制度であり、特定の商品に限定していないため、 							

<p>排他的とはいえず商標に当たらないと思われる。</p> <p>➤ WTO における商標の定義は、TRIPs 協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定: WTO 協定付属書 1C)の第 15 条 1 項を参照して判断することになる。</p>
<p>政府調達協定 第 10 条4項「又はこれと同等のもの」の解釈</p> <p>➤ WTO 上では「同等性」の厳格なルールがなく、その判断は事実認定。WTO で問題になる可能性は低い。</p> <p>➤ 同等の環境性能を有するものは除しないことを技術仕様に明記していればよい。</p> <p>➤ 参照する環境ラベルの要件を内規やガイドラインとして定め、恣意的にならないようにすることが望ましい。</p>

昨年度の上記の法的見解も踏まえ、令和 3 年度のグリーン購入法の基本方針では、「トナーカートリッジ」「インクカートリッジ」「プラスチック製ごみ袋」の 3 品目において、基準値等の要件を具体的に記述した従来の判断の基準に加え、「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」が選択肢として判断の基準に併記された。令和 4 年度以降も順次、この選択肢を追加する品目を増やしていくことが予定されている。このように、日本の GPP における環境ラベルの活用は大きく前進しているものの、海外のタイプ I 環境ラベルを含むエコマークと同等の環境ラベルの取扱は個別ケースごとに判断する必要があるなど、運用上の改善の余地も残されている。このため本年度は、さらに 3 名の国内有識者へのインタビューを実施して別視点からの見解を聴取し、昨年度の調査結果を補強するとともに、現在、進められているグリーン購入法の基本方針における環境ラベルの活用において、WTO GPA との整合を踏まえ改善すべき点があるかなど、今後に向けた提案についても話を伺った。

1) WTO 政府調達協定に精通した有識者へのヒアリング

(1) 中央学院大学現代教養学部 教授／中央学院大学社会システム研究所長 中川 淳司 氏

① ヒアリング概要

日 時：2022 年 1 月 18 日(金) 14:00～15:15

会 場：オンライン会議

参加者：中央学院大学現代教養学部 教授／中央学院大学社会システム研究所長 中川 淳司 氏

(公財)日本環境協会 エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志

同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸

② ヒアリング結果

- WTO の政府調達協定(GPA)の整合性という観点からコメントする。まず、大前提として WTO 政府調達協定は、全ての WTO 加盟国を強制する協定ではなく、複数国間協定と呼ばれ、WTO 政府調達協定の締結国のみ拘束する協定である。そのため、WTO 加盟国であっても政府調達協定に参加していない国に対しては、同協定の規定の対象外となる。例えば、

中国はそのケースに当てはまり、政府調達協定と整合的ではない措置を講じても、WTO 上問題は無い。主に先進国は政府調達協定を締結しているが、まずはその点を確認するとよい。

- 政府調達協定を締結している加盟国を想定して、協定整合的に環境ラベルの運用をしていくことについて、説明のあった政府調達協定第十条が直接関わる場所であるが、前提として第4条の筆頭に無差別待遇の原則がある。この1項は、国内外の物品、サービスを対等に扱うことを求めた条項で、(a)項がいわゆる内国民待遇であり、内外無差別で扱うことを示している。(b)項は、最恵国待遇を定める内容で、締約国の間で差別待遇を行ってはいけないことを求めている。本件は、日本のエコマークを日本の政府調達で活用していくという方策ということで、日本国内の事業者や物品・サービスを優遇することにつながる恐れがある。
- では、どうすれば内国民待遇を回避できるかという点、第10条が関わってくる。説明していただいた通り、第10条の技術仕様の6項に「天然資源の保全を促進し、又は環境を保護するために、技術仕様を立案し、制定し、又は適用することができる。」とあり、環境保護を目的とした技術仕様を作成することは可能である。ただし、4項にある通り、特定の商標を要件としてはならないとあるが、特定の商標を用いないと調達要件の説明が十分できない、または理解できないのであれば、その限りではないとある。また、入札説明書に「又はこれと同等のもの」ともあり、特定の商標のみを入札の調達要件と誤認させるような書き方をしないことが条件となっている。その点から、「又はこれと同等のもの」という文言を付すことが、WTO 政府調達協定をクリアするための条件であるということは、差支えないだろう。以上から、判断の基準に「エコマーク認定基準を満たすこと又はこれと同等のものであること。」を追記する方法は、WTO 政府調達協定上、問題ないと判断できる。

<参考>政府調達協定 第4条 一般原則

無差別待遇

1 各締約国(その調達機関を含む。)は、対象調達に関する措置について、他の締約国の物品及びサービスに対し並びに他の締約国の供給者であって締約国の物品及びサービスを提供するものに対し、即時にかつ無条件で、次の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

(a)国内の物品、サービス及び供給者

(b)当該他の締約国以外の締約国の物品、サービス及び供給者

- 気になる点として、第22条最終規定にある条項について触れたい。将来の作業計画を示している8項(iii)持続可能な調達の取扱いである。今後、作業を進めてより明確なルール規定を予定していることを示す条文であり、持続可能な調達をこの協定としてどのように取り扱うかということは、まだ作業の余地が残されているというのが、締結国の現状認識

である。エコマーク事務局からの説明で、ヒアリングを行った海外機関から、判例や先例がないという意見があったのは、この点が詰め切れていないことで規定が曖昧になっていることも理由の一つとして考えられる。

- ・そして、もう一点気になることが、現行規定の解釈としては、「又は同等のものであること」を付記することを条件として、国内のエコマークや環境ラベルに言及することが認められていると述べたが、他の環境ラベルを排除する要件になっていないよう配慮することである。そのための方法論の一つとして、同等性の考え方をガイドラインや指針によって示すことが考えられる。多数意見として EU やアメリカなどが、満たすべき環境ラベルの要件を列挙していることは、そういう主旨であると推察する。「同等のもの」と付言することに加えて、具体的な同等の条件とは何かをガイドラインや指針等で定めることで、より明確に協定整合性は高めることにつながるだろう。さらに、そうすることで協定違反と他国から指摘されることも少なくなると考えられる。同等のものというのは、言い換えれば ISO14024 に準拠したタイプ I 環境ラベルであり、それが日本ではエコマークが該当し、海外の環境ラベルもその条件を満たすのであれば、同等のものとして参照できると書き込んでおくことが重要である。

<参考>政府調達協定 第 22 条 最終規定

将来の交渉及び将来の作業計画

8(a)委員会は、次の事項に関する作業計画の採択を通じ、この協定の実施及び 7 に規定する交渉を促進するため、更なる作業を行う。

- (i) 中小企業の取り扱い
- (ii) 統計資料の収集及び提供
- (iii) 持続可能な調達の取扱い

- ・ エコマーク) エコマークは、海外企業であっても日本に製品が販売されていれば申請・取得が可能な制度となっており、第 4 条 1 項にある内国民待遇に該当しないという理解でよいか。
- ・ 例えば、海外企業が自国でエコマークと同等の環境ラベルを取得しており、その環境ラベルを認めず、公共調達でエコマークの取得を求めることになれば、内国民待遇の規定に反すると考えられる。しかし、説明の通り、エコマーク認定基準を満たすことが、満たすべきいずれかの要件の一つという位置づけならば、エコマーク取得によって判断の基準の適合可否を判断するための作業が軽減される効果が期待されるため、エコマーク認定基準を満たしていることを判断の基準に示すことは合理性がある。
- ・ 第 10 条 4 項の書きぶりによると、特定の環境ラベルを要件とする場合は、合理的な理由がある場合で、かつ「同等のものであること」という文言を付すという条件付きで認めるといふ建付けであるため、エコマーク以外の持続可能なラベルについても認める方向が望ましい。第 22 条の条項で触れた通り、持続可能な調達の取扱いが今後の検討事項になってい

るため、持続可能なラベルの取扱いが課題の一つになるだろう。ここで示される持続可能性とは、社会面も含めたルール作りを進めていくことが、今後の可能性の一つであると捉えることもできる。他方で、第10条6項にある通り、環境を保護するための技術仕様を立案、制定、適用するとあるため、公共調達において環境特性を設定していくことは、ある種の共通認識となっているともいえる。

- ・ 参考までに、環境ラベルの相互認証の現状について教えてほしい。
- ・ エコマーク) エコマークの相互認証については、現在、14カ国10機関と相互認証協定を締結している。運用方法としては、エコマークを取得することで、締結機関の環境ラベルが自動的に取得できるというものではない。対象品目を選定し、その品目の基準に制定されている基準要件を、二カ国の共通基準として設定する方法である。共通基準については相手機関の証明作業が省略され、事業者にとっては試験費用や事務作業の大幅な削減が実現できる。ただし、ニュージーランドのタイプI環境ラベル機関については、エコマークを取得している複写機・プリンタであれば、相互認証を活用することで、審査等はなしで取得できる。

<参考>政府調達協定 第10条 技術仕様及び入札説明書

1 技術仕様は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれをもたらす効果を有するものとして、技術仕様を立案し、制定し、又は運用してはならず、また、適合性評価手続きを定めてはならない。

2 調達機関は、調達される物品又はサービスの技術仕様を定めるに当たり、適当な場合には、次の要件に従う。

(a) 当該技術仕様をデザイン又は記述的に示された特性よりも性能及び機能的な要件に着目して定めること。

(b) 国際規格が存在するときは当該国際規格、国際規格が存在しないときは国内の強制規格、認められた国内の任意規格又は建築基準に基づいて当該技術仕様を定めること。

4 調達機関は、技術仕様を定めるに当たり、特定の商標若しくは商号、特許、著作権、デザイン、型式、産地、生産者又は供給者を要件としてはならず、また、これらに言及してはならない。ただし、これらを用いなければ調達の要件の説明を十分に明確な又は理解しやすい方法で行うことができない場合において、調達機関が入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付するときは、この限りでない。

6 締約国（その調達機関を含む。）は、この条の規定に従い、天然資源の保全を促進し、又は環境を保護するために、技術仕様を立案し、制定し、又は適用することができる。

以上

(2) 京都大学大学院 経済学研究科 教授 神事 直人 氏

① ヒアリング概要

日 時：2022年3月3日(木) 15:30～16:35

会 場：オンライン会議

参加者：京都大学大学院 経済学研究科 教授 神事 直人 氏

(公財)日本環境協会 エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志

同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸

② ヒアリング結果

- ・ 非常によくまとめられており、またおそらく他の専門家から既に意見を聞いていると思うため、申し上げることは多くないが、専門である経済学の観点から情報提供したい。
- ・ 2000年代前半から半ばにかけて、環境ラベルが貿易に与える効果について、多くの研究者が関心を持っていた。WTO上の問題も指摘され、様々な議論が行われていた。今回のヒアリングに合わせて、テーマである環境ラベルとWTOの政府調達協定(GPA)と関連がある文献を改めて調べ、経済学者の観点から整理したため、いくつか紹介したい。
- ・ まず、2005年に発表された「Eco-labelling and the trade-environment debate」という論文がある。環境ラベルが貿易に対してどのような影響を与えるか、特に環境ラベルが貿易障壁に該当するのかなどといった論点が整理され、経済学的な理論分析がなされている。環境ラベルの導入が経済厚生にどのように影響を与えるか、簡潔にまとめている文献である。
- ・ 今回のテーマに関係の深いものとして、同じく2005年に発表された「Eco-labelling Standards, Green Procurement and the WTO」がある。環境ラベルとGPAとの論点を、世界銀行が整理している文献である。世界銀行の調達を念頭に置き、世界銀行の支援対象である途上国に対する影響を中心にまとめられている。2000年代半ば時点において、環境ラベルとGPAとの間にどのような関係があるかを分かりやすく論点整理している。
- ・ 最近では環境ラベルに限らず、様々な認証や規格を含めたプライベートスタンダードの利用が広がっていることから、環境ラベルというより、プライベートスタンダードとGPAとの関係についての議論が中心になってきた。2016年に発表された「Public procurement and private standards: Ensuring sustainability under the WTO Agreement on Government Procurement」という論文は、そのような背景から、プライベートスタンダードとGPAとの関係を論点している論文で、参考になると思う。
- ・ プライベートスタンダードについては、名古屋大学の国際経済法が専門の内記先生が詳しいので、上記の観点については同氏に意見を聞くと参考になるだろう。
- ・ 経済学的には、環境ラベルが実証的にどのような影響を与えるかが重要であるが、現在、そのような研究や知見はないようだ。つまり、「政府調達において環境ラベルを活用すること」が、貿易にどのような影響を与えるかということを示した知見はない。そういった意味では、この観点の研究をやる価値があるともいえる。

- ・一方、政府調達が発達に与える影響や、環境ラベルが発達に与える影響について（それぞれ単独で）研究した論文はいくつかあるため紹介したい。
- ・エコマーク）2000年代半ばに環境ラベルをテーマとする研究があったものの、以降、研究数が少なくなってしまった理由は、単に研究テーマとしての関心が下がってしまったのか、それとも制度的に成熟したからなのか。
- ・どちらかというとは後者である。2000年半ばにかけて世界的に環境ラベルが普及するにつれて、WTO上の問題が指摘され、議論されてきたが、無差別的に使用される限り、WTO上はおそらく問題にならないだろうとの帰結に至ったと思われる。実際、WTOの紛争解決機関にも事案は持ち込まれておらず、そのような事実もあって、環境ラベルの活用は問題にならないだろうと判断され、研究がされなくなったのではないかと。そうはいつても、様々な形で影響があるため、実証的にどのような影響があるのかを示すことは経済学的に重要である。次に、実際にいくつかそれらに関連した研究があるため紹介する。
- ・一つ目は、GPAが発達に与える影響について記した「Does the WTO Government Procurement Agreement deliver what it promises?」という論文である。GPAが目指している効果をきちんともたらしているかを、データに基づいて分析したものである。欧州経済領域(European Economic Area: EEA)に属する国、つまり欧州の主要国に加えてスイス、マケドニアを対象とし、2006年から2016年における300件以上の入札案件を分析している。非常に詳細なデータを用いた研究で、GPAによって政府調達が発達が透明かつ競争的になっているか、またコスト効率的になっているかなどについて回帰分析を行っている。結果は興味深く、GPAによって外国企業の落札可能性が高まっていること、それによって政府調達がより競争的になっていること、1社応札が回避されることで汚職を防いでいること、さらに入札予定価格が見積価格を上回る可能性を低下させる効果があると示している。つまり、GPAは政府調達をより費用対効果的にしており、GPAによって期待される効果が得られているということである。
- ・また、この論文に関連する先行研究がいくつか発表されていて、中には同じような結果を示している研究もあれば、そうでない研究もあった。本研究は、先行研究では使われてこなかった非常に詳細なデータを使用した研究だったことから、GPAが思うような効果をもたらしていないという従来の研究結果を覆すような内容となっている。
- ・二つ目は、2021年に発表された「Economic drivers of public procurement-related protection」という論文である。政府調達が発達にどのような効果を与えているかを分析したものである。欧州に限らず、日本、アメリカ、中国など輸入国25カ国、輸出国175カ国の間の貿易について、2009年から2016年において、約2,900品目の貿易データを使用した研究である。一方、政府調達に関する情報は、グローバルトレードアラートというデータベースを参照している。このグローバルトレードアラートは、政府調達に限らず、貿易障壁に関するデータを含んでいるデータベースであり、そのなかに政府調達における制約についての情報も含まれている。
- ・この研究では、いくつか興味深い結果を示している。主要なパートナー国に対しては、政

府調達上の制約を導入する確率は低く、輸入国と輸出国の間で取引費用を下げることを目的とした長期的な取引関係がみられると報告されている。また、輸出国が報復措置を講じる恐れがあることによって、輸入国側が公共調達において保護的な措置をとることが抑制される効果もみられるという。一方で、公共調達における制限的な措置は、関税の代替措置として使われる傾向があるとも示している。貿易の自由化が進むことで、関税によって国内産業を守れなくなると、代替的措置として、公共調達で何らかの制約条件を課すことを導入している国があるのではないかと示している。

- ・ 続いて、環境ラベルが貿易に与える影響についての論文を紹介する。一つ目の論文は、2018年に公開された「**Technical barriers to trade: A Canadian perspective on ecolabelling**」がある。この論文はカナダに特化した研究で、環境ラベルが貿易上の技術障壁になるのではないかと、つまり TBT 協定に引っかかる懸念があるかどうかを貿易データで分析したものである。2001年から2015年の期間における、カナダを輸入国とし、輸出国153カ国からのカナダへの輸出データを用いている。特筆する点は、ISO14001の取得と世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)への加盟が、カナダへの輸出にどのような効果を与えているかという点を分析したことである。輸出国でISO14001を取得する企業数を分析し、取得企業数が多いほどカナダへの輸出額が増えるという統計的に有意な効果を見つけている。ただし、その効果は他の要因に比べ小さくなく、ISO14001の取得が技術障壁になるようなエビデンスは示されていないと結論付けている。他方、GEN加盟がカナダへの輸出を増やす要因になっているかについては、あまり効果はみられていないものの、カナダとFTAを締結している国についてはカナダへの輸出が増えることが分かり、ある程度の効果はあると示している。
- ・ 環境ラベルの価値に関する研究はあまりなく、イギリスのグラスゴーで販売されている白身魚の冷凍品に関する2014年の研究「**Product differentiation with credence attributes and private labels: The case of whitefish in UK supermarkets**」について紹介したい。売上データ(POSデータ)を使い、環境ラベルだけではなく、様々な製品特性が価格にどう影響を与えるかを分析したものである。環境ラベルでは、海のエコラベルと言われる持続可能な漁業で獲られた水産物を示すMSCで、12.7%の価格プレミアムを生み出していることが分かった。消費者が、MSCをポジティブに受け止めているエビデンスを示す研究である。
- ・ 近年、国際的にエビデンスに基づく政策立案が叫ばれ始め、グリーン公共調達や環境ラベルに関しても、2000年代半ばに比べるとデータが増えているため、回帰分析等の定量的な手法を用いた研究調査を積極的に実施することも今後の参考になるのではないかと示している。

以上

(3) 名古屋大学大学院 環境学研究科 教授 内記 香子 氏

① ヒアリング概要

日 時：2022年3月4日(金) 13:30～14:50

会 場：オンライン会議

参加者：名古屋大学大学院 環境学研究科 教授 内記 香子 氏

(公財)日本環境協会 エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志

同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸

② ヒアリング結果

- ・ グリーン購入法の一部の品目(プラスチック製ごみ袋等)において「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」が判断の基準の選択肢のひとつとして記載されているが、このような活用方法を今後別の品目にも拡大していくうえで考えていくべき点と、参照する環境ラベルの要件を定めたガイドラインの策定の是非を聞かれているものと理解した。方向性は説明の通りで問題ないと思うが、いくつかコメントしたい。
- ・ 特定の環境ラベルを公共調達に指し示す根拠、つまり技術仕様及び入札説明書に環境性能の要件を設定する根拠として、説明資料にて WTO 政府調達協定(GPA)の第 10 条技術仕様の 4 項、6 項及び第 1 条定義(u)(i)項を列挙しているが、法的な定義の出発点としては説明資料に触れていない第 1 条(u)(ii)項のほうが「ラベル」と明記していることから関連は深いと思われる。

<参考>政府調達協定(GPA) 第 1 条 定義

(u) 各「技術仕様」とは、次の事項について規定する入札の要件をいう。

(i) 調達される物品又はサービスの特性（品質、性能、安全及び寸法を含む。）又は生産若しくは提供の工程及び方法

(ii) 物品又はサービスについて専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件が適用される場合には、当該要件

- ・ エコマーク事務局では、この「ラベル」とは環境ラベルというより製品の成分表などの品質表示ラベルを指すのではないかという疑問があるようだが、TBT 協定の附属書一「この協定のための用語及びその定義」にもラベルの記述があり、有名なマグロラベリング事件(イルカの囲い込み漁法によらず漁獲したマグロへの「イルカ保護」表示が紛争となった)もこの定義に基づいて紛争解決されているため、環境ラベルも包含すると考えられる。実際、GPA の第 1 条(u)(i)項は TBT 協定の同箇所と非常に似通っており、GPA は TBA 協定と同じ発想で策定されているため、この「ラベル」は環境ラベルを含めてもよい。なお、ラベルを持たない認証制度の場合には(i)項の「特性」にあたるだろう。

<参考>貿易の技術的障害に関する協定(TBT) 付属書一 この協定のための用語及びその定義

1. 強制規格

製品の特性又はその関連の生産工程若しくは生産方法について規定する文書であって遵守することが義務付けられているもの(適用可能な管理規定を含む。)。強制規格は、専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件であって製品又は生産工程若しくは生産方法について適用されるものを含むことができ、また、これらの事項のうちいずれかのもののみでも作成することができる。

- 二点目は、同じく技術仕様等に環境性能の要件を設定する根拠として第 10 条の技術仕様を挙げていることについて、GPA では第 4 条の無差別待遇が原則ルールとしてあり、まずこの第 4 条に整合的であることが重要である。第 10 条は、その具体的方法を規定している条項である。つまり、第 4 条があつての第 10 条となる。第 10 条を根拠とする現在の方向性に間違いはないが、まず第 4 条に照らして、判断の基準にてエコマーク認定基準を参照することが海外ラベルを排除することにならないよう配慮する方がより WTO との整合性を確実にすることができるだろう。もちろん、第 10 条に照らして「又はこれと同等のもの」を書くことは適切である。
- また第 10 条 7 項(入札説明書)では、全ての評価基準を書くこと(次の事項についての完全な説明を含める)とされている。そのため、グリーン購入法の判断の基準に「エコマーク認定基準を満たすこと又はこれと同等のものであること。」を併記するだけでは不十分と思われる。例えば、団体の適格性に疑問が残る海外のラベリング団体より自団体の環境ラベルはエコマークと同等であると主張してくる場合も考えられるため、認証団体の適格性を評価するかどうかを含めて規定しておく必要があるのではないかと。認定基準が同等であれば、どの環境ラベルでも認めるべきという意見もわかるが、どういった機関が策定したものであるかをチェックしないことは現代ではあり得ないので、アメリカの連邦調達規則や EU 公共調達指令のラベルのガイドライン等を見ても、団体の特徴を評価するような項目があることは、そういった理由からではないかと思われる。そのため、日本においても判断の基準に指し示される環境ラベルの選定要件を策定することが望ましく、かつ公表されるべきである。

<参考>政府調達協定(GPA) 第 10 条 技術仕様

入札説明書

- 7 調達機関は、供給者がその有効な入札書を準備し、かつ、提出するために必要な全ての情報を含む入札説明書を入手することができるようにする。入札説明書には、調達計画の公示に既に記載されている場合を除くほか、次の事項についての完全な説明を含める。
- (c) 落札に際して調達機関が適用する全ての評価基準、及び価格が唯一の評価基準で

ない場合にはこれらの評価基準の相対的な重要性

- ・ エコマーク) 環境ラベルの選定要件として参考になり得る EU 公共調達指令第 43 条のラベル規定は、日 EU・EPA(経済連携協定)第 10・8 条にも同様の内容が規定されているため、それが当然に適用されるものとして、グリーン購入法には環境ラベルの選定要件となるガイドライン等を策定せずに運用することは適切ではないか。
- ・ 適切とはいえず、環境ラベルの選定要件としては、やはり独自にガイドライン等を定めることが望ましいだろう。「エコマーク認定基準を満たすこと又はこれと同等のものであること。」とガイドラインの両方を以て WTO との整合を図るべきと考える。

EU 公共調達指令 (DIRECTIVE 2014/24/EU)(2014)	日 EU 経済連携協定(日 EU・EPA) (平成 30 年 12 月 27 日 公布及び告示)
<p>第 43 条 ラベル</p> <p>1. 契約当局が特定の環境的、社会的またはその他の特性を備えた公共工事、物品、または役務を調達する場合、技術仕様、授与基準または契約の履行条件における、証明手段として具体的なラベルを要求してもよい。ただし、そのラベルは以下の要件をすべて満たすこと。</p> <p>(a) ラベルの要件は、契約の主題に関連し、契約の主題である公共工事、供給物又はサービスの特性を定めるために適切であること。</p> <p>(b) ラベルの要求事項は、客観的に検証可能で、かつ非差別的な基準に基づいていること。</p> <p>(c) ラベルは、政府機関や消費者、社会団体、事業者、非政府団体など関連する全てのステークホルダーが参加可能で、オープンかつ透明性のある制度であること。</p> <p>(d) ラベルは、全ての関連当事者がアクセスできるようになっていること。</p> <p>(e) ラベルの要求事項は、ラベルを申請する事業者による直接的な影響を受けない第三者機関により定められていること。</p>	<p>第十・八条技術仕様</p> <p>調達機関が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、各締約国は、これらの技術仕様に関し、次のことを確保する。</p> <p>(a) 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。</p> <p>(b) 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。</p> <p>(c) 関心を有する全ての供給者が閲覧することができるものであること。</p>

- ・ TBT 協定など WTO のルールでは、無差別待遇を原則とし、手続きの公正性や透明性、アクセス性等も、ラベリング団体として常識的に求められるものとして重要視している。そのため、環境ラベルの選定要件としてガイドライン等を定める場合は、EU 公共調達指令

第 43 条及び日 EU・EPA 第 10.8 条のラベリングの条文を全て採用したほうがよい。

- EU 公共調達指令第 43 条では、第三者認証の要件が触れられているが、日本でガイドライン等を策定する場合は、第三者認証の定義についても規定するほうがよいと考える。海外では、第三者認証の趨勢としてスキームオーナーと認証機関とが独立したものが多く、さらに ISO17065²認定を受けた認証機関でない第三者認証と認めないと主張する人や団体もいる。そのため、スキームオーナーと認証機関を兼ねるエコマークが第三者認証ではないと海外から指摘されないように、ガイドラインを策定する場合は、第三者認証の定義を整理するとよいだろう。
- 環境ラベルのリスト化(具体的な環境ラベルを指定すること)は、特定の環境ラベルの優遇になるという考え方もあるかもしれないが、分かりやすさを考えれば個人的には良いことと思う。そうであるからこそ、認証団体の適格性をきちんと評価しておく必要があると考える。
- 日 EU・EPA の第 10 章政府調達、第 10.1 条に「政府調達協定の組込み」とあり、WTO GPA の義務が、日 EU 関係において当然に適用される。
- その上で、第 10.8 条に「技術仕様」の規定があり、これは第 10.3 条「追加的規則」に挙げられている調達の範囲に適用される規定となっている。該当の政府調達が含まれるかどうかを確認し、含まれる場合は下記のような整理となる。
- 第 10.8 条は、環境に関する特徴的な規定になっており、こういう規定のことを「WTO プラス」の規定と呼ぶ(WTO 協定にはない、レベルの高い条文を EPA で追加すること)。精査していないものの、日 EU・EPA の第 10.3 条によると、第 10.4～第 10.12 条が全て WTO プラスの条項である可能性がある。また、「環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様」と、明確に環境ラベルを指している点も特筆される。
- 第 10.8 条に着目すると、その内容は EU 公共調達指令の第 43 条 1 項から援用したと思われるが、同指令同項にある透明性や誰にでも開かれた制度であること、第三者認証の要件は含まれておらず、この点についてはガイドラインを作る際に再検討する必要がある。
- 日 EU・EPA の第 10.8 条の(a)適当なものであること、(b)客観性や無差別性については、エコマーク認定基準の内容に関わってくるものであり、認定基準の内容をこの点からもチェックする必要がある。例えば、(b)の無差別性は、日本の供給者にしか満たせないような認定基準が設定されると、抵触する恐れがある。(c)のアクセス性は、英訳を指していると思われ、全てのエコマーク認定基準は英訳がされているとのことで、この点は問題ないだろう。
- これらの WTO プラスのような規定は目立つため、外部から厳しい目にさらされる可能性がある。そういう意味で、WTO GPA との整合とともに、この規定との整合性も十分に注意する必要がある。

以上

² 製品・サービスの認証機関が特定の製品、プロセス又はサービスの認証を実施する能力があるかどうかを認定する制度。

3-1-3 環境ラベルを使用したグリーン購入が、WTO 政府調達協定と整合的であるための論点

1) GPP において環境ラベルを指し示すことと WTO・GPA の整合性

(1)環境ラベルを指し示すことと WTO・GPA の整合性

3-1-1 項でインタビューを行った 10 カ国すべてにおいて、GPP において環境ラベルを指し示すこと自体が、WTO 政府調達協定に抵触するとの見解をもつ専門家はいなかった。ただし WTO GPA 受諾国でない国からは、非関税障壁の回避や公共性の観点から、環境ラベルの直接参照はできないとしている事例も見られた。WTO オブザーバ国であるインドでは、政府の調達マニュアルに基づき特定の商標(環境ラベル)を示すことはできず、調達時の基準(要件)として参照することは可能という見解であった。また WTO 加盟申請中のブラジルでは、GPP で指定できるのは政府規格のみであり、環境ラベルの直接参照はできないこととなっている。

インタビュー対象の 10 カ国のうち、EU 加盟国である 3 カ国(オランダ、フィンランド、スイス)は、昨年度の本調査でも明らかとなったように、特定の要件を満たす環境ラベルを証明手段の一つとして活用可能としている EU 公共調達指令をそのまま各国の国内法に反映している。そして各国機関とも、公共調達指令を策定した EC が WTO ルールを考慮しており、それを国内法に反映しているだけという認識であった。なおウクライナについても、EU との連合協定により EU 公共調達指令の国内法への反映が義務とされている。また、スイスでは「持続可能な調達に関する提言」に EU 公共調達指令のラベル条項を参考にした項目が確認できる。したがってこの両国の GPP における環境ラベルの取扱いは、EU 加盟国に準じていると考えられる。

上記以外の 5 カ国については、EU 公共調達指令のラベル条項のような法規やガイドライン等は確認できなかったが、WTO GPA の受諾如何によらず、GPP における環境ラベルの参照に関しては何らかの配慮が行われていた。特に、商標を GPP で参照する場合の条件として、WTO GPA 第 10 条 4 項の「又はこれと同等のもの」を付すことを求めている国もあった(ロシア、ニュージーランド)。

一方、3-2-2 項で行った日本国内の有識者からは、WTO 政府調達協定上の問題はないと考えられるとの見解が得られた。中央学院大学の中川教授からは、日本のエコマークを日本の政府調達で活用することは、日本国内の事業者や物品・サービスを優遇することにつながる恐れがあるものの、政府調達協定 第 10 条 4 項・6 項によると、「又はこれと同等のもの」を付すことが、WTO 政府調達協定をクリアする条件であると言って差支えなく、判断の基準に「エコマーク認定基準を満たすこと又はこれと同等のものであること」を追記する方法は、WTO 政府調達協定上、問題ないと判断できるという見解であった。

名古屋大学大学院の内記教授からは、第 10 条に照らして「又はこれと同等のもの」を付すことは適切であるが、その前提として、無差別待遇の原則ルールを規定した GPA 第 4 条に整合的であればならず、判断の基準においてエコマーク認定基準を参照することで海外ラベルを排除することにならないよう配慮することが重要との指摘があった。

京都大学大学院の神事教授からは、経済学的な視点からのご意見をいただいた。GPPにおいて環境ラベルを指し示すことがWTO上の問題になるかは、2000年代前半から半ばにかけ多くの議論や研究が行われてきたが、WTOの紛争解決機関に事案が持ち込まれていないという事実からも、無差別的に使用される限り問題にならないだろうと判断され、議論や研究がされなくなったのではないかとの指摘があった。また経済学的には、「政府調達において環境ラベルを活用すること」自体が貿易に与える影響を示した研究や知見はないものの、カナダの論文において、世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)への加盟がある程度の輸出を増やす効果を示しているということであった。2000年代半ばに比べGPPや環境ラベルに関するデータが増えているため、回帰分析等の定量的な手法を用いた研究調査を実施することも今後の参考になるのではないかとの助言もいただいた。

(2) 環境ラベルを指し示すメリット

3-1-1項でインタビューを行った10カ国はすべて、GPPに特化した法律やガイドラインを持たず、GPP基準も設定していない。したがってGPPを実施する場合、調達担当者が独自に技術仕様の中に環境性能(基準)を定義することとなる。その際、環境ラベルの活用方法としては、①環境性能の定義として環境ラベル(またはその基準)を引用する、②環境ラベルを環境性能に適合することの証明として使用する(認定証の提示など)、または①及び②の両方ということになる。本年度のインタビューでは、令和3年度以降のグリーン購入法の基本方針で一部品目に判断の基準の選択肢として導入された「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」の事例を示し、その有効性やWTO GPAとの整合について聞いた。その結果、10カ国すべての担当者が、公共調達においてGPP基準を設定するよりも、環境ラベルを活用するほうが容易かつ効率的で望ましいとの見解であった。また、環境ラベルの参照方法についても、環境ラベルそのものを指し示すことを支持する意見が大半であったが、基準を調達仕様書等に反映するほうが、同等の環境ラベルを基準適合の証明として受け入れやすいと考える国もあった(インド)。また、環境ラベルを活用する場合の注意すべき点として、受け入れ可能な環境ラベルなどを明確化し、海外企業も入札に加わるよう透明性の高いプロセスが重要との指摘(フィンランド、インド)や、環境ラベル製品を集めた電子カタログを使用することでより効果的な取組が可能という意見(ウクライナ)もあった。

なお、諸外国では入札要件に適合していることのエビデンスを求める場合も多く見られ、環境ラベルを参照している国では、証明書類や認定証、ライセンス番号、あるいは環境ラベルのWebサイトに該当製品が掲載されているかを確認している(オランダ、フィンランド、ウクライナ、ロシア、スペイン、スイス)。こうした入札要件への適合確認が容易に行える点も、環境ラベルを参照する大きなメリットの一つとして挙げられている。

調達品目の選定・確認に環境ラベルは非常に効果的。GPPにおいて環境ラベルを指し示すこと自体は、WTO政府調達協定上の問題はないと考えられる。

2) 海外の環境ラベル、海外製品の取扱い

国内の GPP で環境ラベルを参照する場合、政府調達協定 第4条 第1・2項「無差別待遇」、及び第5項「原産地に関する規則」への整合を考えるうえで、海外の環境ラベルをどう受け入れていくかという課題がある。この点についても、調査対象の 10 カ国にインタビューしたところ、カナダを除くすべての国が海外の環境ラベルを受け入れる可能性があるかと答えている。特に、EU 加盟国は EU 公共調達指令のラベル要件を国内法に反映しているためか、インタビューを実施した3つの EU 加盟国はすべて、ラベル条項を満たす海外環境ラベルは受け入れる必要があると答えている(オランダ、フィンランド、スペイン)。なお、WTO GPA に対応し、海外の環境ラベルや海外製品を対等に扱うための方策として、国際規格となっているタイプ I 環境ラベルを活用する動きも見られた(ウクライナ)。ただし、ブラジルでは入札書類に記載できるのはブラジル規格 ABNT のみであるため、環境ラベルは海外のものも含め、調達担当者の裁量で活用されているだけのようである。

GPP に環境ラベルを指し示す場合、当該ラベル制度が、海外の環境ラベルや海外製品を排除しないことを確認する必要がある。タイプ I 環境ラベルはこの条件に即しており、世界で実施されていることから、どの国の GPP にも受け入れやすい利点がある。

3) GPA における「同等」の許容

(1) 諸外国における「同等」の考え方

WTO 政府調達協定の第 10 条 技術仕様及び入札説明書 第4項では、「調達機関は、技術仕様を定めるに当たり、特定の商標若しくは商号、特許、著作権、デザイン、型式、産地、生産者又は供給者を要件としてはならず、また、これらに言及してはならない。ただし、これらを用いなければ調達の要件の説明を十分に明確な又は理解しやすい方法で行うことができない場合において、調達機関が入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付するときは、この限りでない。」と規定している。今回インタビューした国においても国内の公共調達法等で同様の記述が見られ、この規定に整合しようとする配慮が伺える(オランダ、フィンランド、ウクライナ、ニュージーランド、スペイン、スイス)。なお「又はこれと同等のもの」に類似した表現として、「including, but not limited to(～を含むがこれ(ら)に限定されるものではない)」がよく用いられているという情報もあった(カナダ)。一方で、この「同等であること」をどのように判断するかは、多くの国で課題となっている。ラベルの同等性を判断する主体について聞いたところ、サプライヤーが実証し、最終的に調達者(入札者)が判断するという国が大勢であった(オランダ、フィンランド、ウクライナ、ロシア、スペイン、スイス)。同等性の立証責任が入札者にあることを法律に明示している国もあった(スペイン)。他方、この同等性について WTO GPA 協定への整合性よりも、独占禁止に係る課題と捉えている国もあった(ロシア)。

同等性については、参照する環境ラベルの要件やガイドラインが公開され、誰でも入手可能なものであることが重要であるとの意見もあった(フィンランド)。また、同様の指摘は GPA を受諾していない国からも挙がっていた(インド)。

(2) 「同等」の法的な背景

これまでの調査で、環境ラベルを含む特定の商標を参照する場合、EU 公共調達指令のラベル条項を国内法に反映している EU 加盟国のみならず、ほとんどの国で「同等(Or Equivalent language)」の文言を付して、調達要件を限定しない配慮を行っていることがわかっている。この文言の意図は、EU 公共調達指令を国内法に反映している国だけでなく、それ以外の国も WTO GPA の第 10 条 4 項を拠り所としていることは明らかである。

日本国内の有識者からは、特定の商標のみを入札の調達要件と誤認させるような書き方をしないことが条件となっていることから、「又はこれと同等のもの」という文言を付すことが、WTO 政府調達協定をクリアするための条件であると考えて差支えない(中央学院大学 中川教授)との見解が得られた。

GPA 第 10 条にもとづき、特定の環境ラベル等を指し示す場合は「又はこれと同等のもの」等の文言を付す必要がある。また、「同等」を判断するためのガイド等を別途に設定することが望ましい。

4) 環境ラベル等の選定基準

GPP の実施にあたっては、環境への影響と経済的メリットを考慮するだけでなく、多くの入札者にとって平等で、不要な参入障壁をできる限り生じさせない制度設計が求められる。そのため、環境ラベル等を参照する場合には、特定の環境ラベルだけを優遇せず、一定の条件を満たす環境ラベルであれば、国内外を問わず排除されないようにする必要がある。

EU 公共調達指令 第 43 条もこの趣旨を尊重しており、特定の環境ラベルのみを要求することはできず、要件を満たすのであれば、他の証明手段も認めなければならないと規定している。そして昨年度の本調査と同様に、タイプ I 環境ラベルは参照可能な環境ラベルの要件に合致しているとの見解が複数から得られている(EU 加盟国(オランダ、フィンランド、スペイン)、ウクライナ、スイス)。一方、EU 公共調達指令 第 43 条への適否は各調達機関が判断することとなっているため、各調達機関が適否を判断することが難しいといった課題もある。

本年度にインタビューを実施した国のうち、3 カ国が WTO に加盟していない(ブラジル、ロシア、インド)。これらの国は EU にも加盟していないため、上記の国々とは環境ラベル選定の考え方も異なっており、専ら調達担当者の裁量で、品目に応じて技術仕様(要件)の確認に活用な環境ラベルをその都度、選定しているようである。

なお、中央学院大学の中川教授からは、他の環境ラベルを排除しないための方法論の一つとして、同等性の考え方をガイドラインや指針によって示すことが考えられるとの見解が示された。

「又はこれと同等のもの」と付言することに加え、同等の具体的な条件をガイドラインや指針等で定めることで、より明確に協定整合性を高めることになり、他国から協定違反を指摘される可能性も小さくなるとの指摘があった。

同様に、名古屋大学大学院の内記教授からも、GPA 第 10 条 7 項(入札説明書)では、全ての評価基準を書く(「次の事項についての完全な説明を含める」とされているため、「又はこれと同

等のものであること。」を併記するだけでは不十分であり、環境ラベルの選定要件として認証団体の適格性の評価などを規定し、公表する必要があるとの指摘があった。また、ガイドラインを策定する際には、EU 公共調達指令第 43 条及び日 EU・EPA 第 10.8 条のラベリングの条文を全て採用するほか、第三者認証の定義(認証機関の組織、ISO17065 認証の有無など)を整理したほうがよいとのアドバイスをいただいた。

日本で環境ラベル等を参照する場合、参照可能な環境ラベルの要件を定めることが望ましい。その際、タイプ I 環境ラベルは運営の透明性、第三者認証、ライフサイクル考慮、海外産品の無差別等といった特性を網羅しているため、要件を設定するうえで参考となる。

3-1-4 日本のグリーン購入法における環境ラベルのさらなる活用に向けて

昨年度の本調査では、環境ラベルを使用した GPP を実施している 15 カ国を対象としたインタビュー、ならびに日本国内の有識者 3 名に対するインタビューを実施し、その結果を踏まえ、日本のグリーン購入法において環境ラベルを活用する場合の留意点を整理した。本年度のインタビュー結果においても、それらの留意点を挙げた背景・根拠を補強することができたと考える。以下に、昨年度に整理した留意点を再掲する。

1) 参照する環境ラベル等の要件の明確化

(1) 参照する環境ラベルが不必要に貿易制限的でないか

GPP による環境負荷低減効果を確認するという目的に照らして、不必要に貿易制限的な基準項目が、参照しようとする環境ラベル基準または審査手続き等に含まれていないかを予め確認する必要がある。その際、形式的に海外事業者を排除していないとしても、実質的な差別になっていないかにも注意が必要である。

政府調達協定 第 4 条 原産地に関する規則に抵触すると考えられる事例
国外事業者のみに特定の製造方法や工程を強いる要求事項 環境性能と関連がない、国内での法人登記を申請資格とする要求事項
同条に抵触しないと考えられる事例
環境性能の証明に必要な現地監査を要求し、費用が国によって異なる ³ 環境性能の証明に必要な証明書類が国によって異なる

(2) 諸外国の GPP で活用されている環境ラベル等との整合 ～タイプ I 環境ラベルの活用～

³ 現地監査を含む適合性評価は、TBT 協定 第 5 条に照らし許容されると解される。
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page25_000410.html#article5

WTO の基本原則である「無差別」、「自由化」の観点から、公共調達において活用し得る環境ラベルは差別的ではないこと、必要以上に貿易制限的でないことが求められる。EU 公共調達指令においてラベルの活用を規定している第 43 条では、環境ラベルの要求事項は客観的に検証可能で、非差別的であること、すべてのステークホルダーが参加可能で透明性のある制度であり、アクセス性が担保されていること、そして第三者認証による制度であることが要件として挙げられており、WTO の基本原則を網羅していると考えられる。したがって、これらの要件を満たすタイプ I 環境ラベルであれば、その活用が WTO に抵触するとは考えづらい。EC では、ライフサイクルに基づく基準、第三者認証、制度の透明性等といったタイプ I 環境ラベルの特徴から、タイプ I 環境ラベルをこれらの要件を満たす環境ラベルと捉え、活用を強く推奨するとともに、他の多くの国においても参照されている(アメリカ、EU のガイドラインでもタイプ I 環境ラベルが適合するとされている)。

また、海外産品を排除しておらず、世界で広く実施されているため他国のタイプ I 環境ラベルも自国の政府調達に受け入れられる利点がある。タイプ I 環境ラベルの国際規格である ISO14024 は、「5.12 国際貿易上の側面」において「環境ラベル制度の方法及び要求事項は、国際貿易に対して不必要な障害を設ける意図をもって、準備、採択又は適用をしてはならないし、そのような効果をもたらしてはならない。」と規定している。

なお、参照できる環境ラベルを選定する判断基準(ガイドライン等)や手続き等についても明確にしておくことが望ましい。

(3) 特定調達品目毎に適切な環境ラベル等を定義する

全ての特定調達品目に一律に環境ラベルの参照を適用することはできない。幅広い品目をカバーする「エコマーク」においても、グリーン購入法の特定調達品目のカバー率は 7 割程度であるし、また、同一品目においては、参照しようとする環境ラベルがグリーン購入法の判断の基準をすべて満足し、かつ、より厳しい基準である必要がある。さらに、公共調達は日本全国で調達可能な基準を設定する必要があるため、環境ラベル製品の供給状況についても考慮する必要がある。したがって、グリーン購入法で環境ラベルを参照する際には、こうした条件を満たせる品目を選定して実施していく必要がある。

2) 環境ラベル等を指し示す場合の表記

環境ラベルの認定を取得した製品でなくとも、その環境ラベルの取得に足る技術仕様(基準)を満足する製品であれば、入札等に参加できるようにする必要がある。したがって、環境性能にフォーカスした技術仕様(基準項目)を明記したうえで、参照可能な環境ラベル等を選択肢の一つとして併記することが望ましい。また、環境ラベル等を指し示す場合には、認定製品に限定せず、あくまで基準要件の満足を求める「エコマーク認定基準を満たすこと」といった表現が望ましい。また、エコラベルが「商標」に該当するかは議論があるものの、特定の環境ラベルを指し示す場合は GPA 第 10 条に従って「又はこれと同等のもの」を付すことにより、同等の技術仕様(基準)を持つその他のラベルや、基準適合を証明する方法を排除しないことを明確に示すことができる

と考えられる。

「プラスチック製ごみ袋」への導入例

【判断の基準】

○次のいずれかの要件を満たすこと。

①次のア若しくはイのいずれかの要件並びにウ及びエの要件を満たすこと。

ア. 植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、プラスチック重量の25%以上使用されていること。

イ. 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。

ウ. 上記ア又はイに関する情報が表示されていること。

エ. プラスチックの添加物として充填剤を使用しないこと。

②エコマーク認定基準を満たすこと又はこれと同等のものであること。

3) グリーン購入法における今後の展開

本調査結果も踏まえ、令和3年度のグリーン購入法基本方針では、グリーン購入の裾野を拡大するため、環境物品等の選択容易性の向上を狙いとして「トナーカートリッジ」「インクカートリッジ」「プラスチック製ごみ袋」の2分野3品目に「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」を判断の基準に併記した。そして令和4年度の基本方針では、「文具類」「制服・作業服」「清掃」の3分野88品目に併記が行われる。今後の展開としては、令和5年度以降も、判断の基準とエコマーク基準とが完全に整合しており、製品の供給状況等に問題がないこと等が確認された特定調達品目から順次、「判断の基準」への追加を拡大していくことが望まれる。他方、2カ年にわたるインタビューにおいて、多くの国の機関及び日本国内の有識者からは、参照できる環境ラベルの要件をガイドライン等として示すほか、「同等性」を判断する方法について明確にする必要があるとの指摘がある。しかし、こうした環境ラベルの活用は緒に就いたばかりであり、実際の調達実務や入札における活用実体に関する情報やノウハウが十分に蓄積されていない。したがって今後の課題としては、国等の機関や地方公共団体における「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」の併記の活用状況について情報収集を行い、課題や要望を明らかにしたうえで、上記のソリューションとしてのガイドライン等の検討を進めることが望ましいと考える。